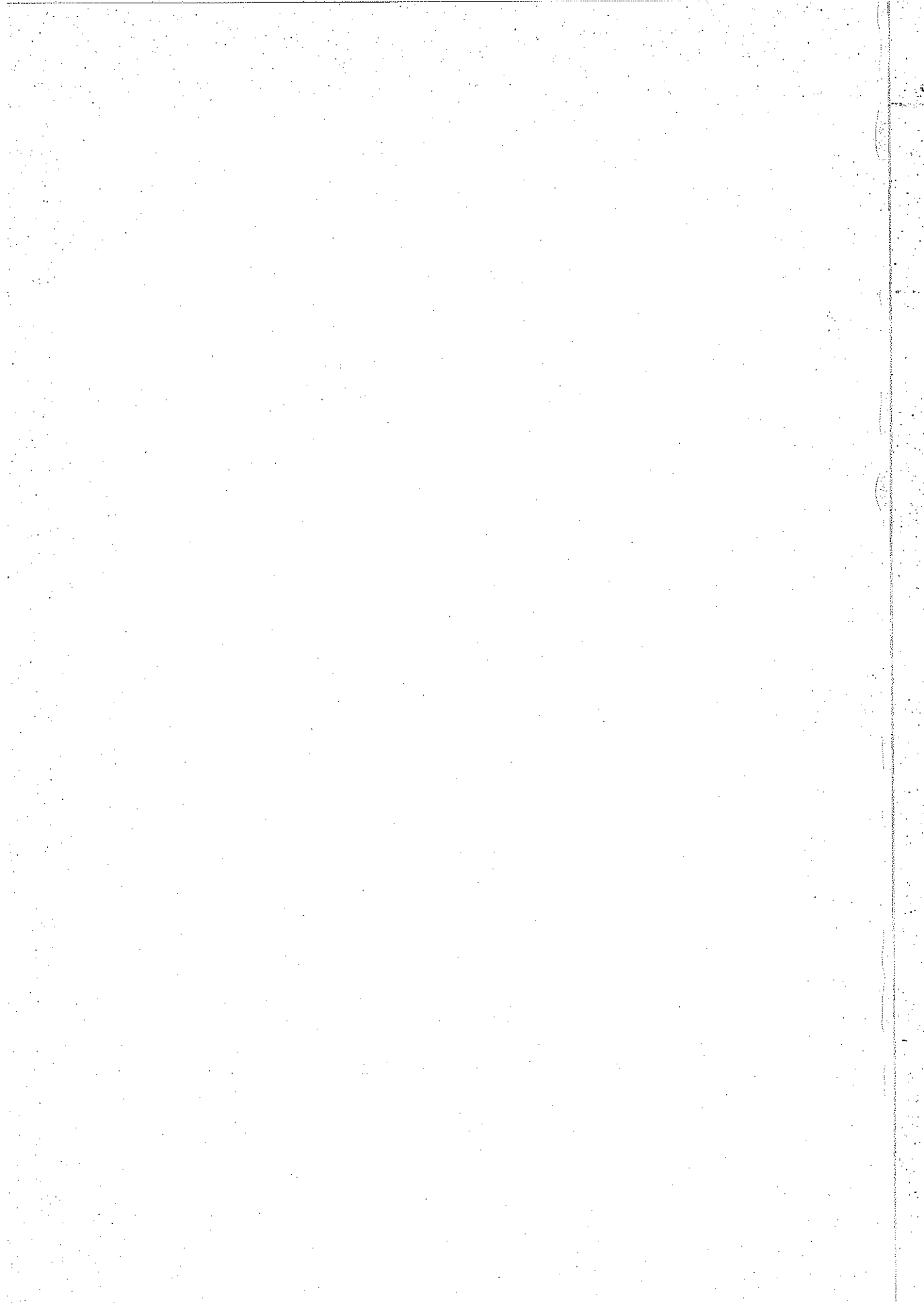


平成 2 年12月18日開会
平成 2 年12月19日閉会

和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

平成2年12月18日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		2"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告（午前10時00分）		3"
○ 市長開会挨拶		3"
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（竹内修一・松尾孝明・森悦造）	4"
○ 日程第2	会期の決定について（12月18日～12月21日 4日間）	4"
○ 日程第3	一般質問について	
	1番に 5番 並河道雄君	6"
	2番に 28番 友田博文君	25"
	3番に 22番 早乙女実君	42"
○ 散会宣告（午後3時25分）		

平成2年12月19日（水曜日）第2日目

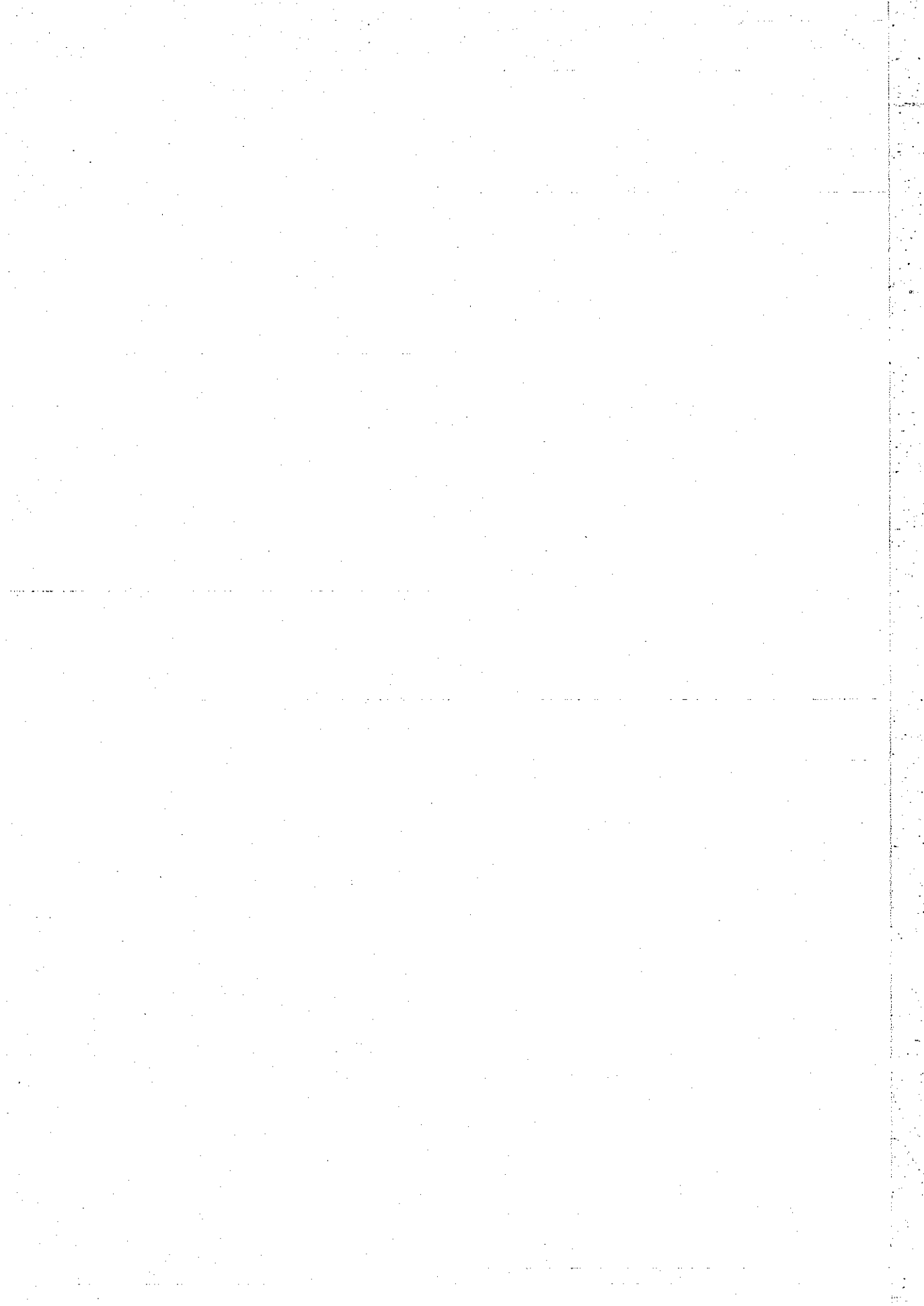
○ 出席議員・欠席議員		63"
○ 議事説明員、その他		64"
○ 議事日程		65"
○ 開会宣告（午前10時00分）		66"
○ 日程第1	（監査報告第31号） 例月出納検査結果報告（収入役扱 平成2年6月分）	
○ 日程第2	（監査報告第32号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成2年6月分）	
○ 日程第3	（監査報告第33号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成2年6月分）	

○ 日程第 4	(監査報告第34号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成2年7月分)	一括 上程 67頁	
○ 日程第 5	(監査報告第35号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年7月分)		
○ 日程第 6	(監査報告第36号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年7月分)		
○ 日程第 7	(監査報告第37号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成2年8月分)		
○ 日程第 8	(監査報告第38号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年8月分)		
○ 日程第 9	(監査報告第39号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年8月分)		
○ 日程第10	(請願第1号) 留守家庭児童会(学童保育「なかよしクラブ」)の充実と改善を求める請願 (産業文教委員長報告)		67"
○ 日程第11	(認定第1号) 平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)		一括 上程 69頁 75頁
○ 日程第12	(認定第2号) 平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)		
○ 日程第13	(認定第3号) 平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)		
○ 日程第14	(議案第56号) 工事請負契約締結について(丸笠団地改善(三期)工事)	75"	
○ 日程第15	(議案第57号) 町の区域及び名称の変更について	77"	
○ 日程第16	(議案第58号) 岸和田市が本市の区域内に市道を認定することについて	79"	
○ 日程第17	(議案第59号) 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	80"	
○ 日程第18	(議案第61号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	一括 上程 85頁 95頁	
○ 日程第19	(議案第62号) 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第20	(議案第63号) 平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について		

○ 日程第21	(議案第64号) 平成2年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	95頁
○ 日程第22	(議案第65号) 平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	123〃
○ 日程第23	(議案第66号) 平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	125〃
○ 日程第24号	(議案第67号) 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	128〃
○ 日程第25	(議案第68号) 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	130〃
○ 日程第26	(議案第60号) 教育委員会委員の任命について	133〃
○ 日程第27	(議会推薦第2号) 和泉市農業委員会委員の推薦について	136〃
○ 日程第28	(意見第8号) 高校40人学級の即時実施・私学助成の抜本的拡充を求める意見書	137〃
○ 日程第29	(意見第9号) 子ども向け有害図書に関する意見書	139〃
○ 日程第30	(意見第10号) 看護職の確保及び待遇改善に関する意見書	140〃
○ 市長閉会あいさつ		142〃
○ 議長閉会あいさつ		143〃
○ 閉会宣告(午後2時40分)		143〃



第 1 日



平成2年12月18日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讃岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君		

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部理事	大塚孝之
助	役	坂口禮之助	総務部次長	森利治
助	役	田中昭一	総務部次長	奥村富彦
収	入	中塚白	財政課長	阪豊光
市長	公室	長杉本弘文	同和対策部長	堀宏行
市長	公室	理事逢野一郎	同和対策部理事	向井洋
市長	公室	理事神藤恒治	同和対策部次長	戸口泰明
市長	公室	理事中西優	福祉事務所長	中川鉄也
市長	公室	理事福田順三	福祉事務所次長	坂田平之
市長	公室	次長鹿島賢昌	市民生活部長	麻生和義
市長	公室	次長龜山学	市民生活部次長	岸田秀仁
秘書	課	長井阪和充	市民生活部次長	明坂文嘉
企画	課	長今村堅太郎	市民生活部次長	池辺修次
総務	部	長橋本昭夫	産業部長	松村吉堯

産 業 部 理 事	中 西 淳 富	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	松 林 保	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	教 育 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	農 端 小 一	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	収 入 役 室 長	藤 木 意 繼
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 長	竹 林 淳	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 議事係長 佐土谷 茂 一
 調査係長 井之上 光 一
 係 員 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り公私何かと御多繁の中多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま23名全員御出席でございます。
- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成2年第4回定例会を開会いたします。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長(穴瀬克己君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成2年和泉市議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年末何かと御繁忙の折にもかかわらず全員御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、工事請負契約締結について外4件と監査報告9件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして御議決、御承認をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、さきの議会で御認定をお願いを申し上げ、決算審査特別委員会で御審議をいただいてまいりました平成元年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定につきましては、本議会におきまして決算委員長さんから御報告がございますが、何とぞ御認定をいただきますようよろしくをお願いを申し上げる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、10番・竹内修一君、12番・松尾孝明君、13番・森悦造君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月21日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から21日までの4日間と決定いたします。

○

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成2年12月第4回定例会)

発言順	1	発言者	並 河 道 雄 議 員
発 言 の 要 旨	1	救急患者の救命率向上について	
	2	交通公害の市の対応について	
		イ. 北信太駅前交通規制について	
		ロ. 違法駐車対策について	
		ハ. カーブミラーの点検管理について	
	ニ. 開発条件の見直しについて		
	3	家賃補助制度について	
	4	ゴミ問題について	
	5	職員の採用試験について	

発言順	2	発言者	友 田 博 文 議 員
発 言 の 要 旨	1	道路等のライトアップについて	
	2	病院の駐車場について	
	3	トリヴェール和泉について	
	4	農業振興について	
	5	ふる里創生について	

発言順	3	発言者	早 乙 女 実 議 員
発 言 の 要 旨	1	駅前再開発問題について	
		・公共施設について	
		・自転車駐車場について	
2	高齢者福祉対策について		
	・市内体制と進捗状況について		
	・ナイトケア・ホームケア・介護型家庭奉仕員制度について		
	・入院見舞金制度の新設について		
3	「同和教育主催者管外研修」について		

- 議長（穴瀬克己君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、5番・並河道雄君。

（5番・並河道雄君登壇）

- 5番（並河道雄君） 5番・並河道雄です。通告順に従いまして、簡単に質問の要旨を述べたいと思います。

最初に、救急患者の救命率向上について。人口の高齢化、また、疾病構造の変化等によって虚血性心疾患、脳血管疾患などによる呼吸困難とか循環機能の不全に陥る患者数が増加しております。また近年、交通事故による死亡者数が再び増加傾向に転じ、第二次交通戦争とも言われております。このような状況から心肺停止状態の患者の対応を初め、救急患者の救命率向上対策が急務であると思います。

そこで、次の4点について質問をいたします。

最初の1点目、救急隊員が現場並びに搬送途上における応急手当の範囲と救急隊員の資質の向上対策。2点目に、医師の救急現場への派遣はどうなっているのか。3番目に、救急出動件数と重症、軽症等の内訳。4番目に、救急患者に対する心マッサージ、人工呼吸等応急手当を行った件数と蘇生率。

2番目に、交通公害の市の対応について。交通事故防止を目的とした規制あるいは市民が快適な生活をするために設けられた条例等は、社会的条件に応じてその都度、制定されるわけにありますけれども、社会環境の変化あるいは人口の集中度、道路状況等に応じて、住民の等しく利益を受けるもの、ほんの一部の人、団体が利益を受けるものとさまざまありますが、そこで、次の4点について質問をいたします。

1点目に、北信太駅前交通規制について。午前7時より午前9時までの交通規制は、いかなる理由、いかなる経過により制定されたものか。その後、地元町会や警察当局と折衝されたと思うが、経過報告を願いたい。

2つ目に、違法駐車対策について。最近、自動車の放置が各地で目立っております。多くが中古車で道路通行の妨害になっているケースもあります。こうした実態について、市はどう対応されているのか。なぜ放置車が発生するのか検討されたことがあるのか。中には、ナンバープレートの付いた車でも窓ガラスが壊れ、ごみ箱同然のものもありますが、ナンバープレートが付いていればいつまでも放置を認めるのか、お聞きしたい。

3点目に、カーブミラーの点検管理について。事故防止のために設置されたカーブミラーが汚れたり、壊れたり、付属品が腐食したり、傾いたりしておってその機能が半減しております。当初は熱心に設置するが、後の維持管理が徹底していないように思うが、この点いかがお考え

か。

4点目に、開発条件の見直しについて。中高層住宅については制度の強化、2分の1の駐車場確保は、建設行為の敷地内とすべきと思うが、この点の考え方についてお聞きをしたい。

3点目に、家賃補助制度について。来年度は、固定資産税の評価替えの年であります。民間賃貸住宅に入居する高齢者、身障者、建て替えのため立ち退きを迫られている人たちのため、一定の家賃補助制度の創設を提言したいと思いますが、調査費の計上も含め検討していただけるのかどうか、御所見をお伺いしたい。

4番目に、ごみ問題について。ごみの減量化が非常に社会問題になり、増え続けるごみの質の面でも危険なものもいろいろ出てきており、その点での解決もしなければならぬ状況になってまいりました。

そこで、次の2点について理事者の考えをお聞きしたい。

1点目に、資源ごみの回収ルートの確立について。2点目に、医療系のごみの処理対策について。

最後に、職員の採用試験について。国の行政改革に伴って地方公共団体の行政改革も問われ、減量化、簡素化が強く要請されているところであります。それだけ優秀な人材を確保しなくてはならないのですが、採用試験について、いまだにとかくの噂が絶えません。噂の域を出ていないのであればいいが、懸念するものであります。以前に質問をしたようにマークシート式の問題にすればどうか。理事者のお考えをお聞きしたい。

以上、理事者の答弁は簡単をお願いします、自席での再質問の権利を留保して趣旨説明に代えさせていただきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 消防本部次長（高宮武男君） 救急問題につきまして、消防本部高宮よりお答え申し上げます。

第1点目の救急隊員が行っております応急処置の範囲につきましては、現在、実施しておりますのは、外傷患者の圧迫止血や人工呼吸、心マッサージ等、現行の医師法に抵触しない範囲のものでございます。

なお、最近特に問題になっておりますのは、心肺停止状態の患者の応急処置でございます。これにつきましては、応急処置範囲の拡大が必要となってまいります。したがって、医師法への抵触、また、救急隊員の高度な専門的知識の習得、また、高性能救急車の導入など大きな問題がございます。自治省消防庁や厚生省等におきまして、現在、救急業務研究委員会が設置され、検討されているところであります。これらの検討結果や施策を見極めながら、本市に

おきましても積極的に取り組んでまいりたい、かように存じております。

また、救急隊員の資質の向上対策といたしましては、救急業務実施基準に基づきます救急隊員資格としての教育課程終了者は、消防職員110名のうち104名が取得しております。これらの職員にさらに特別教育といたしまして、消防大学の救急専科教育、また、大阪府立病院等の第3次後送病院の特殊救急部における病院委託研修へ毎年派遣しております。

なお、先ほど申し上げました予想されます救急隊員の応急処置の範囲の拡大に備えまして、本年度より救急隊長資格教育が大阪府立消防学校で実施されることになっておりますので、これへの派遣を予定いたしております。また、医師会や各消防本部等で行われます救急研修会にも積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上、教育に努めておるところでございます。

2点目の医師の救急現場への派遣の件でございますが、昭和58年に和泉市医師会の御理解を得まして、救急現場において医師の処置または判断がどうしても必要なときは現場へ出動していただけるよう、医師会と覚書を締結していただいております。

3点目の救急件数と重症、軽症の内訳でございますが、平成2年度の統計で申し上げますと、救急出動件数3,006件、うち搬送人員は2,964人。その内訳といたしましては、初診時に死亡が確認された者55人、3週間以上入院の重症92人、3週間未満の入院、いわゆる中等症1,176人、入院の必要がない軽症1,641人となっております。

なお、この初診時に死亡が確認された者55人につきましては、現場に到着時、救急隊員や家族が死亡していると確認できない場合の患者を心マッサージ等の処置を行いながら病院へ搬送し、初診時に死亡が確認された者が相当数含まれてございます。

第4点目の救急患者に対する心マッサージ、人工呼吸等の応急手当を行った件数と蘇生率でございますが、心マッサージと人工呼吸は、普通、同時併用する場合が大半でございますが、昨年度の統計によりますと、心マッサージが61件、人工呼吸が55件となっております。

なお、蘇生率につきましては、さきに申し上げました死亡数55人との関係、また、患者症例のとらえ方など数値の付け方につきましては、今後、整理していかなければならないと考えておりますが、現状では、明確な数値を出しがたい状況にございますので御了解いただきたい、かように存じます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次、産業部答弁。
- 産業部次長（藤原清司君） 北信太駅前交通規制につきまして、交通公害課藤原よりお答えいたします。

北信太駅前の交通規制でございますが、昭和51年12月、大阪府公安委員会の指定により

まして、北信太駅前道路460mにつきまして、許可車以外の自転車を除く車両が午前7時から午前9時までの間、進入禁止となっております。この契機につきましては、通勤、通学者等の集中する時間帯を交通規制をいたしまして、歩行者等の車両による交通事故防止のための地元町会の御要望もある中、警察におきまして実情を調査の上、大阪府公安委員会が指定したものでございます。

その後の対応でございますが、この規制には原動機付き自転車も含まれてございまして、これらの利用者が駐輪場等の駐車場までの規制区間を押しつかねばならないという不便さや困難さを何とか善処するため、これらの規制を緩和することができないかどうかということで、警察当局に対しまして種々お願いをしまいたったものでございます。しかし、規制の目的が歩行者等の交通事故防止のために実施したものでございまして、規制の緩和はなかなか困難であるということでございます。

その後も駅周辺地域の住宅開発も進んでおり、通勤、通学者の利用も増えている中、周辺からの自転車等の利用者も増加してございます。これらの中で駅周辺の道路事情が余り変化していない中では、大阪府公安委員会としても規制の廃止や緩和することが非常に困難であるという見解でございます。これらに対応いたしまして、今後とも警察や地元の方々とは種々協議しながら対応してまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、カーブミラーの点検につきまして御答弁をさせていただきます。

市が管理しているカーブミラーは、市内全域で950基設置してございます。管理につきましては、年1回カーブミラーの清掃と角度修正を業者に委託しているところでございます。また、市の職員が随時パトロールして点検をするるとともに、各町会より交通安全対策委員を選任していただいております。総勢で131名でございますが、このの方々によって交通対策連絡協議会を設置してございまして、この委員さんより町内の交通安全施設の点検、交通に関する啓蒙活動をお願いするとともに、カーブミラーが自動車等による破損や角度の誤り等を市に連絡いただき、その都度、修理しているのが現状でございます。一方、道路課のパトロール職員や警察署の警ら職員によりまして、連絡網をつくって処理しておるところでございます。

なお、大阪府が設置してございます府道のカーブミラーにつきましても、発見次第府に連絡をし対応しているところでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 放置自動車の件につきまして、道路課谷よりお答えいたします。車を廃車する場合、従前は、古い車でも業者が買い取ってくれていたものでございますが、最近では、逆に引き取るに当たって手数料が必要となっておりますので、こうした放置自動

車が増えてきたものと考えております。こうした放置車両の措置につきましては、ナンバープレートが付いた車につきましては警察に連絡をし、警察の方から所有者に連絡し撤去していただいております。ナンバープレートの付いていない放置車両につきましては、警察の立ち会いで車内調査を行い、所有者の確認できるものは所有者に連絡、撤去させておりますが、ほとんどは所有者が不明でございます。その場合、1週間以内に撤去する旨の勧告書を車に張り、それでも撤去をしていない場合はさらに再勧告書を1週間張り、なお撤去していない場合は粗大ごみとして業者に委託し、撤去して処分をしているところでございます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 都市整備課参事（上出 卓君） 開発条件の見直しにつきまして、都市整備課参事上出より御答弁を申し上げます。

先生が御質問のマンション建設に伴います駐車場の設置基準でございますが、本市におきましては、昭和49年に開発指導要綱を制定させていただき、その中で中高層住宅の建設に際しましては、2分の1台の駐車場を確保するよう規定いたしました。これは当時の住宅公団等が3分の1台等であったことから、2分の1台と規定したものでございます。

その後、本市でもマンションの増加に伴いまして、昭和60年代に中高層指導要領を作成いたしました。また、車社会化への対応も考慮し、駐車台数につきましては、開発戸数の2分の1は開発地内とし、さらに、残りの2分の1についても、近隣地でもやむを得ないとして確保を願ひ、合計で100%の台数とするよう指導しておるところでございますが、本市の規定台数は、府下での平均的な数値であると存じております。ただ、先生が御指摘のとおり、最近の開発に關します重大な課題の1つとして、駐車場問題を認識してございまして、さらに、今後とも近隣各市の動向等も合わせて検討、改正について研究をしてみたいと考えてございます。

しかしながら現実には、開発コスト、収益率その他の問題から、開発地内の2分の1についても、設置指導に苦慮しているのが実態でございます。これは都市計画法、建築基準法を初めとするいわゆる町づくりに關します法律においては、開発に伴う駐車場設置義務が全くないことが原因でございまして、市町村レベルで開発指導要綱のみによって指導を行っているところに難しさがあるわけでございまして、これら法律の整備がなされていくことも重要であろうかと存じておりますので、御賢察をお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 家賃補助制度について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。
ただいま先生より民間賃貸住宅に入居する高齢者、身障者あるいは建て替えのために立ち退

きを迫られている人たちのために一定の家賃補助制度の創設という御提言をいただきました。大都市圏における最近の地価の高騰はまことに著しく、これが家賃の上昇を招き、賃貸住宅に
入居する高齢者など年金生活者等の生活に影響を与えているのは事実であろうかと存じます。

御提言をいただきましたこの問題につきましては、既に近隣市で先進都市の実施状況等につ
いて調査を行っているということを聞いておりますので、これらの調査資料等も取り寄せまし
て研究をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次、市民生活部答弁

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 4点目のごみ問題につきまして、環境衛生課岸田よりお答
えさせていただきます。

現行の本市での分別排出は、可燃ごみと不燃ごみの2種類の分別を市民の皆さんにお願いを
しております。これらのごみの収集後は、可燃ごみは焼却し、不燃ごみは、その種類によりさ
らに細かく分けて処理を行っております。粗大ごみや可燃ゴミは焼却、空き缶、空き瓶は選別
の上資源化、電化製品などは破碎処理を行った後、鉄類は資源化のために回収し、残りは焼却
しております。また、ブリキ、鉄屑、自転車などは廃品回収業者に持ち込んでおります。

ただいまの御質問の趣旨にありましたように、吹田市が導入中の5種類分別程度のもっとき
っちりした分別をしてはどうか、という御意見をいただきましたが、分別区分を増やしていく
場合は、受け皿となる処理体制の整備、本市では泉北環境整備施設組合第二事業所での処理設
備の充実を図らなければなりません。民間業者への直接取引を任せていくにしても、これらの
業界は経済情勢等の変動の影響を受けやすく、安定した処理の継続が望まれない状況であり、
何らかの形の行政側のサポートも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ごみを出す分別排出段階での市民の協力が非常に重要であります。
現在、本市では分別排出モデル地域の設置を検討しております。関係団体にその協力をお願い
しておるところであり、順次、その地域の拡大を図りながら、その中で本市の実態に見合うよ
うな分別方法の研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上
げます。

次に、医療系ごみの問題でございますが、エイズB型感染の第2次感染を契機に医療系廃棄
物問題がクローズアップされ、厚生省では昭和63年7月、医療系廃棄物処理対策検討会を設
け、その後、平成元年11月には、医療系廃棄物処理ガイドラインが策定、発表され、処理指
針が示されました。本市では、ガイドラインが策定される以前の昭和62年9月と平成元年5
月の2回にわたり、和泉市医師会及び歯科医師会に対し、2次感染の観点から注射針など死傷
の危険性のあるごみの排出につきましては、丈夫な容器に入れて密封して出していただくよう

依頼をしております。

また、ガイドラインに対する考え方といたしましては、全国的にも専門の処理場、処理業者が希少なため、それが整備されるまでの間は、従来どおり、市町村の処理場での処理をお願いしたいとの府の意向を受けまして、他の可燃ごみと一緒に処理しているのが実情でございます。ガイドラインの適用をうける感染廃棄物は、分別処理をするのが望ましいわけでございます。他市の動向を踏まえながら適切な処理を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 職員の採用試験につきまして、人事の鹿島からお答えいたします。

現在、本市は、大阪府下の市町村統一試験を実施しております。府下のどの市町村も試験問題、試験日、採点方法が同じでございます。統一試験問題の採点方式は、お尋ねの電算処理によるマークシート方式になってございませんが、いわゆる五肢択一式の解答方式であるため、機械的に採点されるものでございます。現在、このような府下統一の試験によってでございますので、採点につきましては、極めて単純な機械的処理で点検に点検を重ねてございます。厳重に作業が進められ、何ら不信を抱かれるものではないと確信をいたしておるところでございます。よろしく願いをいたします。

- 5番（並河道雄君） 1項目ずつ再質問をしていきたいと思ひます。

救急問題については、わが党は非常に力を入れておりまして、人命の尊重という立場から、救急車が来て病院へ搬送されるまでの医療の空白時間が非常に重要であるということで、国を初め各地方自治体でも一生懸命に力を入れている問題でございます。本市でもいろいろ問題点があるかと思ひますので、要望も兼ねまして再質問をさせていただきます。

わが国の医療技術は、世界的にも非常に高いレベルにあることは、われわれ国民、市民にとっては非常に喜ばしいことでありますけれども、問題は、このハイレベルの医療行為をいかに早く受けられるかがポイントであると思ひます。将来的には、これは6月25日、わが党の議員団が幹事長名で市長あてに出しましたドクターカーの配備や、人間が生きるために絶対に必要な空気と、心臓の動きを確保するため最小限必要な医療機材を積載したミニ病院的な救急車の導入をまず1点、要望しておきたいと思ひます。

そこで、当面の問題として、先ほどの答弁にもありましたけれども、応急手当の範囲の拡大による救急隊員の教育に早期に取り組んでいただきたいし、また、市としてほかにできるもの、しなければならないこともたくさんあると思ひます。その1つとして、心臓の呼吸が止まった

人に2分以内に心マッサージや人工呼吸を施して医療機関に引き継いだならば、非常に高い救命効果があると聞いております。そのために地元医師会とか保健所または市の健康課ともよく相談され、市民を対象にしたそういう人工呼吸の研修会を開いたり、また、心電図を医療機関に送る無線装置あるいはすぐに医師に患者の容態を伝える自動車電話の導入など、市の問題として解決できるものもあると思いますので、これらについて、再度、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

- 消防長（角谷泰夫君） 再度の御質問でございますので、消防長角谷からお答え申し上げます。

現在、救急医療について全国的な問題となっておりますのは、先生が御指摘のとおり、心肺停止状態の患者（D O A患者）を救急現場から医療機関へ収容するまでの医療機関搬送前応急処置、私どもがいわゆるプレ・ホスピタルケアと呼んでおる問題でございます。これら等々からいたしまして、救命率向上の方策といたしましてはいろいろございますが、その1つは、おっしゃっております救急車への医師の同乗あるいは看護師等専門職の同乗によるパラメディック体制と呼んでおります救急体制の充実がございます。

それから、われわれ各市町村の消防長で組織いたしております救急委員会の中でも、数年前から救急隊員の資質向上による応急処置範囲の拡大といった問題を挙げております。また、現地救急隊員に医療機関の医師の判断を届けるホットライン・システム、これは自動車電話がその役目を果たす1つでございますが、こういった措置の導入。それと、事故発生直後、極めて早い時点での特に心肺関係の患者に対する応急手当処置などが、現在、考えられている方策の中身でございます。

このうちわれわれが以前から提唱しておりますのが、救急隊員による処置範囲の拡大として、現在、考えておりますのは気管内送管、リングル剤のような点滴処置、それから、心電図検査、心臓への電気ショックによる余細動器の使用といったものが非常に効果を上げるのではなからうかということで、いろいろ自治省、厚生省等々とも委員会等を通じて協議を進めております中、新しい制度として救急救命士制度の導入を含めまして今回、一定の話し合いができ、医師法の改正が次期国会に上程されることと相なっておると聞いております。また、市としましては、これを予想しての救急隊員の資質向上、また、救急現場と医師との直接会話のための自動車電話の設置、また、事故発生直後の応急手当の対策の指導等につきまして、われわれは救命率の向上に最大の努力をしてみたいと考えておりますので、よろしく御了承を賜りたいと思います。

- 5番（並河道雄君） 今の答弁で自動車電話については考えてくれているようですので、ぜ

ひ人命尊重の立場から早急に設置していただくよう、よろしく願いいたします。

最近の交通事故は複雑多岐にわたっておりますので、もちろん救急隊員の医療行為の拡大も非常に重要になってきますし、また、われわれ市民としても、そういう応急処置ができるような知識も非常に大切ではないかと思えます。だから、私案ですけど、免許証の更新時に少し教えていただくとか、何かの機会に保健所とか健康課などの体制でもって、市民にもそういう知識を植え付けることも大事だと思えます。交通事故者を目の前にして何もできないことのないよう、先ほど言いましたように、最初の2分間の処置で救命率が変わります。これは瞬間の問題ですので、よけい大事だと思えます。自動車電話による医師との連絡も大事ですし、救急隊員の医療行為の拡大も重要ですので、この点については、今後ともわが党として取り組んでいきたいと思えます。

ドクターカーの導入にしても、地方自治体のそういううねりによって国も動き出しました。地方自治体単独でやっている市もございます。松本市、宇都宮市、福島市・会津若松では地方広域行政圏整備の中の消防本部でやっておりますし、近隣では、西宮市あたりが昭和54年12月から実施しております。54年は3件ですが、55年54件、56年33件、57年には17件、平成元年度では既に32件とドクターカーを導入して活動をしています。和泉市でも早急には無理としても、今後、私たちも理事者ともども勉強しながら設置に向けて努力していきたいと思えますので、よろしく願いをしておきます。

消防の関係は以上です。

次に、交通公害の問題ですが、この北信太駅前への進入禁止は、以前から何回となく質問をされてまいりました。先ほどの答弁によりますと、午前7時から9時の間は、非常に通勤、通学者が多く危険であるので、歩行者保護のために実施したということです。地元町会からそういう要望があって規制をしたということですが、逆に実際の危険度から言えば、朝の7時から9時よりは、夕方5時から7時ごろの方が集中的に降りて来るお客さんが多いので、夕方の方が危険度が大きいと思えます。この辺についてどのように考えておられるのか。

また、62年の第1回定例会で私が同じような質問をさせていただきました。そのときには、同じように駅前の規制を解除すると非常に交通量が増えて危ない。そのときには、何か地元から南海バスの乗り入れの話が出てきたので、それを防止しなければいけないので一緒に交通規制をしたんだ、という答弁があったので、それはおかしいやないか、と追及すると、先ほどの答弁は舌足らずで申しわけない。そういうことではなく、南海バスの駅前を通ることに対する反対運動があって出てきたんやない、そうやないと答弁を直しておられますが、その辺ふに落ちない。警察との絡みがあるので、本来ならば、警察にここへ来てもらって答弁をしてほし

いと言いましたが、和泉の市議会に警察が出席することは無理だということであったわけであり、そこで、窓口はどこになるのかと言えば、交通公害課しかありませんので、その辺ももう少し明確にしていきたい。

駅前という公的な場所について、原付も一切入れないというのは、周辺の富木にしても久米田にしても、あるいは南海電車の各駅を見ても、一番通勤者が急ぐ中で一切の車の進入を禁止するというのは、地元町会の要望だけでできるものかどうか。10数年前当時はそれでいけたかもしれませんが、今は状況が非常に変わっておりますので、法的な見直しは一切できないかどうか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

- 産業部長（松村吉兎君） 北信太駅前の交通規制につきましての再質問に対しまして、産業部長松村よりお答え申し上げます。

お説のように、確かに朝の7時から9時よりは夕方の方が危険ではないか、ということでございます。朝、通勤した皆さん方が夕方お帰りになるのは当然でございます。朝というのは、大体時間帯が集中するという解釈で規制されたものではないかと思うわけでございます。夕方の帰宅時間につきましては、通学時間帯あるいは退社時間帯によります距離、勤務時間等から、夕方の規制はされなかったと思うわけであります。いずれにしても、現在、夕方也非常に混雑しておりますので、これらについても別途、住民と協議を重ねてまいりたいと思います。

それから、昭和62年第1回定例会におきまして、同じような御質問をちょうだいいたしました。先ほど、次長からその後の経過もお答えさせていただいたわけでございますが、その中で南海バスの件が出てまいりました。当時、第1回目の御質問に対して私からお答え申し上げました中で舌足らずのため、バスを通さないためにほかの車も止めたというように受け取れるような御説明を申し上げました。

その後の再質問に対します再答弁の中で舌足らずの点をお詫び申し上げます。バスを通す、通さないといういろんな検討の中から、原道のままでバスを通すことについては非常に反対だし、また、物理的にも無理であろうという中から、バスを通さなければ駅前までバスが来ないということですので、歩行者や自転車の通勤が増えるということの中から規制されたものである、という再答弁をさせていただきました。いずれにしても、そうした通行車両の増加する中、さらに、駅前にバスが入らないということでの通勤、通学者の増加を懸念して警察当局の調査なり、大阪府公安委員会の規制指定になったという意味で申し上げましたので、御理解賜りたいと思います。

- 5番（並河道雄君） 昭和62年第1回定例会の私の質問に対し、松村部長は「ちょうど鶴山台からのバス乗り入れ問題が絡んできたことだ」と思います。地元では、バス乗り入れ絶対反

対ということで、バス以外の車の通行でも非常に迷惑しているんだということから、こうした時間帯の規制がなされたということを記憶しております」と答えております。「それはおかし
いやないか、バス乗り入れとこの交通規制、原付まで通さないことと何の関係があるんや」と
いうことで、再答弁では、先ほど、舌足らずやったということで「バスの進入猛反対運動をさ
れている中から起こってきた問題で、バスを通さないため直接、他の車も通さないということ
ではなかったと記憶しております」という再答弁がありました。

何のこともやらさっぱりわかれへんけどね。バスの進入猛反対運動の中から起こってきた問題
やったら、同じような内容やと思います。「バスを通さないため、直接、他の車も通さないとい
うことではなかった」と言いますが、バスの進入猛反対運動の中から起こってきた問題には
変りないんやから、内容として同じやと思います。本当の理由は何ですか。先ほど、通勤客が
危ない、とおっしゃいましたが、はっきり言ひまして、ものすごい広い道ですよ。それと、先
ほども言いましたように、駅前では人間しか歩いたらいかん。車も原付も何もかもあかん。あ
の横に原付置き場があるやないですか。400mを押して歩けと言うんですか。地元町会は別
として、周辺の町会から苦情が出ているんですよ。私だけでなく、他の議員さんからもいろ
ろ警察なりに要望がいつていると思いますので、その辺の考え方を明確にさせていただきたい。
本当はここへ警察に来てほしいんやが、できないと言うんやから、あんたが代わりに答弁をし
てほしい。

○ 産業部理事（中西淳富君） ただいまの御質問につきまして、産業部理事中西よりお答えい
たします。

その点につきましては、今後、十分に警察当局、また、地元ともお話をいたしまして、何ら
かの対応を定めたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○ 5番（並河道雄君） 何らかの対応と言いますが、何をしますね。それやったら、前と同じ
答弁やないですか。

○ 産業部長（松村吉亮君） この問題につきましては、先ほどから御答弁を申し上げておりま
すように、今まで何回か御指摘をいただき、その都度、警察当局なりと協議をしてきたわけ
でございますけれども、いろいろ周辺との兼ね合いの問題もございますので、この際、警察当局
と十分に協議をいたしまして、御指摘いただいている点の解消に向けて努力してまいりたいと
存じますので、よろしく願いを申し上げます。

○ 5番（並河道雄君） 何回しても平行線やと思いますが、先ほど言いましたように国会でも
法律の見直しをやるんですよ。周辺の状況や周辺の開発による環境の変化、地元住民の要望が
出てくるんです。1つの団体だけの言うことを聞いて、他の多くの団体がそうなっても変えら

れへんのか。一度決めたら終生、同じようにこういう状況でいけるかどうか。法の見直しは国会でもやりますよ。それを言いたい。話し合いをやりまっさ、と言いますが、この議会で1時間ほどの質問が過ぎたら、並河が何年か後にもう一度やるかもわからへんけど、かなわんな、もう一度行こうか……、その程度やないですか。われわれは、遊び半分にやってるのと違います。ここは議会ですから公的なきちんとした答弁をいただきたい。責任ある答弁をもらうため、市民の代表として質問をしているんやからね。その場だけかわしといたらええんや、ということでは気に入らん。もうちょっと具体的な答弁をしてください。

- 産業部長（松村吉彦君） 北信太駅前の規制問題につきまして、再度、お答え申し上げます。

先ほど、御答弁申し上げましたように、昭和51年12月から今日に至っております。その間、いろんな世の中の情勢の変化あるいは周辺の皆さん方の御意向も十分に踏まえまして、御指摘いただいている点につきまして、前向きに警察当局あるいは地元の皆さん方との協議を積極的に進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

- 5番（並河道雄君） 何回も言いますが、危険度から言えば、夕方の方が集中的に降ります。

僕らは、教育委員会の青少年を守るピラなどを配布する場合、朝がええか、晩の方がええか、役員さん方と検討する場合でも、夜の一定時間の方が降りてくるお客さんが多いので効果的だとか、私どもは肌で感じた実感から言ってますが、部長は感覚的に言われております。本当の危険度から言えば、夕方の方がお客さんが多いので危ないと思います。

それからまた、夜間の商店街の駐車の方が危険だと思います。夜、女の人が遅くなると危ないということで迎える車がたくさん駅前に来ますが、スピードを出して走るので、あの両側に駐車している方がよっぽど危険ですよ。そういう点から、本当に市民を守る立場に立って具体的に警察当局にも言うてきちんとしていただきたい。この点については、二度目の一般質問です。ので何とか考えていただき、もう少し警察当局との折衝の回数を増やすなり、解決に向けて地元との話し合いも進めていただきたいと思います。

それから、違法駐車の問題ですが、これは条例的に決めるわけにはいかないんですか。というのは、確かに市民の通報が何かで市長名で張ってますが、それでも、処分する費用がばからしいのか知りませんが、放置されてます。中には、窓ガラスは割れてごみ箱同然のものもあります。張ってもいつの間にかめくれてしまい、そのまま放置されている。紙を張ってありますが、後の処理ができてないケースが多い。僕らは、市民さんの相談ごとなどでよく鶴山台の中を歩きますので見るわけですが、これは社会問題になりつつあります。ナンバープレートの付いているやつは個人の所有物ということですが、何回も名義が変わってだれのものかわからないものもあるそうです。何か条例的に取り締まることができないのかどうか。その点だけの御答弁

をいただいて、この件は終わりたいと思います。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

おっしゃる件につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、ナンバープレートの付いたものは警察で、付いてないものは市の方で対応しているわけでございます。本来、道路を占有し使用する場合は、道路法32条によって道路管理者の許可が必要でございますが、もちろん、このような申請が出てきても許可することはできませんので、こうしたものは、道路法32条違反ということで撤去並びに措置をしているところでございます。

御指摘の張り紙をしているのに期間が過ぎて放置されているものもあるということですが、業者委託の段階で時間がかかっているという事情のものもあったかと思いますが、交通事故につながる恐れもありますので、できるだけ早く撤去していくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

- 5番（並河道雄君） 違法駐車は社会問題になりつつありますし、環境上もよろしくありませんので、よろしく要望どおりお願いいたします。

それから、カーブミラーについては、年1回の清掃と職員の随時パトロールということですが、現実には回り回っておられる姿を見ませんが、そうされているということですが、年1回の清掃、角度の修正にしても非常にお粗末だと思います。地元ボランティア等がやるべき面もあるかもしれませんし、自分の地域のカーブミラーを磨くことも大事かと思えます。交通指導員にお願いしているようですが、この際、シルバー人材センターなどにもお願いするなど、市民からの通報だけでなく、事故の未然防止のために内容の充実を図るべきではないか、このように思いますので、その辺のお答えを聞いて、この件は終わりたいと思います。

- 産業部次長（藤原清司君） ただいまの件でございますが、点検等修理につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように充実を図ってございます。ただ、清掃につきましては、ただいま御提言いただいていることも十分検討いたしまして、今後、対応してまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

- 5番（並河道雄君） それから、開発条件の件ですが、最近、非常に中高層マンションが問題になっております。敷地内に2分の1の駐車場を確保、あとの2分の1は別の土地で確保してもいいとなっておりますが、これがちょっと問題ではないかということで質問をさせていただきました。距離的にも規制されてないように思います。

それから、この指導要綱を拝見したんですが、開発業者がマンションを建てる際、駐車場については、モータープールでも何でも20台分なら20台分を確保しました、という契約書の写しを提出してもいいとなっております。先ほどの違法駐車問題を含めて駐車場問題が多く出

てきております。市民のアンケート調査でも、駐車場の確保については、40～50%の人が総理府の統計でも問題にしております。そのとき一番対象になるのが商店街、映画館など特定の場所とか地域、それから、3番目にマンションが出てきております。非常にマンションの駐車違反が多いということなんです。開発区域外の近接地ということですが、これでは非常に担保性にも欠けるのではないかと思うので、その辺の考え方について1点。

また、近隣市町村の設置基準についてもどのようなになっているか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

- 都市整備課参事（上出 卓君） 区域外に設置する駐車場の担保性の件でございますが、確かに言われるように現時点で100%大丈夫かという点については、正直申し上げまして問題は残ってございます。ただ、警察などは別にして、開発部局として指導していくにはこの辺までが限度で、これ以上はかなり難しいところであろうと思います。日々、研究はしているんですが、一応、現地にその場所が確実にあるかどうか、二重使いにならないかということの確認、それと、開発業者からの誓約書等だけでは全く信用ができませんので、相手方の実印の付いた正式な賃貸契約書をいただくということで現在のところやっております。これはいろいろ研究課題でもございますので、今後とももう少し担保性については検討していきたいと思っております。

それから、各市の設置基準の状況でございますが、手元には大阪府下の分がございます。それによりますと、府下43の市町村におきまして開発行為の中で基準が設置されてございます。その中で中高層の分についてだけ申し上げますと、「各戸すべてに設置せよ」というのが枚方、寝屋川市など主に北摂4市。「半分以上でよろしい」、つまり50%というのが19の市町。これが一番数が多いでございます。次に「3割以上」が8カ所。その他「状況に応じて」というのがございますが、基準が全くないのが4市町でございます。これで申しますと、和泉市の基準が大体中ぐらいないし少し上ではないかと思っております。いろいろ各市町が寄りまして懇談会形式でやっております、その中で検討を進めてまいりたいと思っております。

- 5番（並河道雄君） 駐車場については提案ですが、和泉市の自動車の保有台数と戸数を調べれば、歴然と出ると思っておりますので、そういった調査もしてしていただきたい。この開発条件については私も調べてみると、和泉市は決して悪いとは思っておりません。むしろ厳しいぐらいの面があります。マンションについても、当初、勉強不足だったんですが、50%で許可していると思ってました。これは全然足らんと思って調べたら100%になっている。ただ、この2分の1がかなり離れたモータープールでもええということですので、もう少し改善の方法がないものか。印鑑証明も付けた契約書の写しを取っているということですが、これをチェックする厳しい方法を考えないといけないと思っております。自動車を預けてたが、知らん間にやめ

てしまって他の人と入れ替わり、自動車を道路に放置してあるというケースもありますので、このような質問をさせていただいたんです。そういうことですので、1回実態調査もしていただきたいと考えております。

家賃補助制度につきましては、はっきり言いまして、われわれ党としても積極的に取り組んでおりまして、調査段階です。先ほど、福祉の方から御答弁をいただきましたが、これは本来、住宅政策にも入るんじゃないかと思います。現在、和泉市でも古いアパートなどの建て替え等が進み、新しくなったところは家賃が高くて住めない。そういう人たちに何か補助制度が必要ではないかという提案です。もちろん、公的な住宅に関しては減免基準等がありますが、民間の賃貸住宅に関しては、高齢者、障害者、年金生活者などに対してはありませんので、その辺の検討をしていただきたいということです。現在、各市でわが党の議員も取り組んでおりますし、国の方からの要望も来ておりますので、ぜひ1回検討していただきたいということで要望しておきます。まず、福祉を窓口にして近隣各市の状況を調べていただきたいと思います。

次は、ごみ問題です。これはわが党の赤阪議員が専門的に取り組んでいますが、私も少し勉強してみたいなと思ひまして、せんだって吹田の方に勉強に行ってきましたが、その中でいろいろ問題点が出てきました。まず、医療系のごみあるいは分別収集ですが、最初に、分別収集の件ですが、近隣市町について掌握している状況について説明したいんですが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種類に分けているのが泉州関係だけですが、泉大津、岸和田、泉佐野、田尻町、岬町。それから、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの3種類が高石市と熊取町。可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの3種類が貝塚。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分けているのが忠岡。和泉市と阪南は、可燃ごみと不燃ごみの2種類と一番分け方としては少ないという状況になっております。

ここで感じたことは、資源ごみを収集しているところが目立つことです。泉大津、岸和田、泉佐野、田尻、岬、貝塚、忠岡です。方法は、回収業者とか再生資源化しています。泉大津では、リサイクルして家庭用品修理大会とかの形でやっております。和泉市は、残念ながら可燃ごみと不燃ごみの2種類の分別です。先ほど、私が質問で言わなかったんですが、吹田の例を言われましたが、向こうは、完全に5種類に分けています。これにはもちろん、市民の協力が必要です。うちの鶴山台のような集合住宅の地域も見てきましたが、各棟の階段ごとに折り畳み式のコンテナを置いてます。1個3,000ぐらいの安いもので折り畳み式ですので収納が可能ということです。奥さんが手にごみを下げて降りてきますと、瓶は瓶の入れ物に、乾電池は危険物の中にきちんと入れる。そこで大事なことは、市民がきちんと分けて出さなければいかんという意識が植え付いていることです。

どういう形でそこまできたのかと聞きましたら、まず、町会連合会、うちで言う校区から話を下ろして徹底してきたということです。そういう徹底されている点が非常に大事ではないか。僕もそこで言うたんですが、文化が進めばごみは増えていくが、そのごみは放かせばいいんだと思っていた。ごみがこれほど大事なものであり、減量すればそれだけ税金のむだ遣いがなくなる。市民に対しても、例えば10%のごみを減量すれば何億かのおカネが節約できる。これは何も市のためにやっているのではないという意識付けが大切ではないかと思います。

本市でも収集モデル地区を設けられるそうですが、それが成功すれば、それがどんどん普及していくことが大事だと思います。和泉市はまだ分け方が少ないようです。資源ごみについても回収ルートをきちんと確立していただきたい。例えば牛乳パックは上質のパルプからつくられるということで問題になってますが、集めるぐらいいは集めることができても、後のルートがない。それを資源化に利用できる回収ルートをきちんとつくってほしい。回収業者でもええと思いますが、円高とか高齢者の生活保障がないなどで減りました。今、本市は空き缶をやっておりますが、何らかの形で資源の再利用、リサイクルをしていただきたいと思います。

それから、医療系のごみですが、これは非常に問題が多いと思います。ガイドラインという話が出てきましたが、非常に感染する恐れのある重要な廃棄物です。先ほどの答弁では注射針の話が出ていましたが、注射針だけでなく、容器でもいろんなものがありますし、おむつなども医療系の廃棄物ですね。それも出てくる場所が診察室や検査室、出す方も看護婦さん、検査技師、お医者さんなどいろいろです。その処理方法については、丈夫な容器に入れて出してもらい、泉北環境で可燃ごみと一緒に処理しています、という簡単な答弁ですが、非常に心配です。そういう医療機関から出る医療系のごみは、責任を持って自己処理をしてもらうのが本来ですが、なかなか病院に焼却場などをつくるという問題が出てくるということで、ほとんどの医療機関はつくっていない。その後の処理は、可燃ごみと一緒にやっているということは非常に危険なんです。

もう少し突っ込んで聞きますが、注射針の容器を見られて確認されたことがありますか。容器でも、そのまま放り込むのと、抜いて入れる容器があるそうです。私は、そのまま放り込んで燃やす方がええように思いますが、その辺はどうでしょうか。一度確認していただかないと、そのままやると危ないですよ。

それから、泉北環境の処理はどのようにされているか。ここに泉北環境の人はおりませんが、この医療系のごみというのは、全国的にも非常に問題になっております。高知市でも、医療系のごみが一般の廃棄物と同じように処理されていたということで非常に問題になりました。そういう懸念もあります。医療系のごみのずさんな処理が問題になりましたが、その辺はどうで

すか。泉北環境での処理の状況、回収している現場の状況について端的に答弁してください。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 2点の問題につきましてお答えさせていただきます。

回収状況につきましては、直接市立病院で市の職員でやらせております。その中に注射針だけは含んでいないように報告を受けております。

また、現場で収集しているところを見たのか、ということですが、まことに申しわけございませんが、私が立ち会いをしたことは今までございません。

泉北環境の処理の状況はどのようにやっているのか、ということですが、やはり生ごみと一緒に投入をして注射針の処理をする方法でやっているということでございます。

- 5番（並河道雄君） 医療系のごみについては、今後、いろいろ問題になりますし、私自身もまだ勉強の段階です。医療系のごみと言っても種類が非常に多い。注射針、点滴装置、血液パック、ギブス、金属性器具、試験管その他プラスチックのものもあります。一般廃棄物では、紙おむつ、ティッシュ、ガーゼ、患者の生活廃棄用品、残飯、空き缶、空き瓶など全部入ってきます。今後、二次感染が非常に問題になってくると思います。医療系ごみの処理については十分に注意していただき、病院なりの現場を一度見ていただき、また、泉北環境の処理方法もどのようにされているか、それでいいかどうか、私も現場を見て勉強したいと思っております。本市においては、今のところ何も問題が起こっておりませんが、他市ではいろんなずさんな管理が問題になってきておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、職員採用の件ですが、おっしゃるように機械的にやっているということですが、マークシート方式も客観性のある採点方法ということで提言しました。いろいろな噂があります。幹部クラスの子弟がよく採用されるとか、それはそれで言われる本人も気の毒なんです。逆にわれわれもそういう疑いの目で見ますからね。大事なことは採点方法です。機械的に密室でやって密室で発表するわけですが、後の処理がわかりません。第三者の立ち会いにするとか、第三者の機関に依頼するとか、われわれが納得できるような方法が採れないものかどうか。そうでないと、いつまでたっても出てきますよ、こういう問題は。任用委員に入っている子弟が入ったとか、どこそこの部長、課長の子弟が入っているのはおかしいとか、われわれがおかしくないと言っても、そうはとりませんわ。本人さんも気の毒ですよ。そうやないんや、採点には町会連合会の会長が入り、職員組合の代表が入り、議会の代表も入って立ち会いで採点し、何点以上は合格になってます、というはっきりした方法ができないかどうか。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 1つは、だれか第三者が入れないものかどうか、ということですが、私どもの考え方では、みずからの責任と判断による自治体の仕事だと理解しているところであります。職員団体からは、従前からそういった要望を聞いておりますが、みず

からの判断と責任によって行うものであるという立場でひとつ御了解を願いたいと思います。

- 5番（並河道雄君） 前と同じような答弁ですが、ほかの議員さんも言うていたように、消しゴムで消してるやないとか、いろんな問題が出てますよ。われわれもそんなことを聞くのは残念なんです。正直言って、そんな試験を受けている人の姿を見てます。書店に行って公務員の問題集を買ってきて、何とか公務員になりたいために勉強をしている人がおります。ところが、そういう噂を聞くと、その人自身も、そうかいな、と思いますからね。そうやない、きちんとやっているよ、と言いたい。

別に作文とかがあれば主観が入りますが、機械的に採点すればすぐ出る。しかし、その後の処理がわかりませんので、そこら辺から問題が出てくると思います。見せてもらうわけやないからね。他人の問題集は見れないというところにも問題がある。ほかの議員さんが言うていたように、だれか第三者の立ち会いのもとにやっているとか、何点以上は合格、とかきちんとしたものがあれば問題はないのですが、こういうことを言わなければいけないというのは非常に残念なんです。その辺はどうしても無理でしょうかね。1回検討してもらおうとかできないですか。任用委員に入っておられる人の子供が受験するときは、その人はどうなるんですか。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 私からお答えいたしたいと思います。

先ほどからの問題は、市の幹部の子弟が入っているとか、採点方法について第三者を入れるとか、あるいは公開的なことができないか、という御質問をいただいております。

まず、管理職の子弟等の問題について、この際、お断りしておきたいと思います。御存知のとおり受験資格につきましては、競争試験の場合ですと、受験の資格を有するすべての国民に対しまして平等の条件で公開されなければならないという原則がございます。

なお、競争試験では、受験者は相互に競争関係に置かれておりまして、試験の結果、職務遂行能力の優劣が明らかになるわけでございます。それに対応する順位が確定されるものでございます。

以上のような受験資格や競争試験の目的からいたしますと、たとい管理職の子弟であろうと、議員さんの御子弟であろうと、やはりこういった成績によって結果が出た場合には、これを抑制したり、あるいは不採用にすることは、法の趣旨からいたしますと妥当性に欠けるもの考えているところでございます。

なお、採用につきましては、一応、本市採用委員会規定等にもそういった採用、採点の方法について明記されておりますし、現行では、人事課でそういった業務を執行するように指示されているところでございます。採用試験については、本市の場合ですと、人事サイドが採点するのが正常な形ではなからうか。その中で人事課の職員がそれに当たりまして、点検に点検を

重ねながら厳正に執行している実態でございます。したがって、本来、こういった性格のものは、そういう権限を与えられた者が責任をもって執行すべきだと存じておりまして、第三者的な方を導入することは、かえってそういうことがあるような誤解を招く恐れもあるのではないかと。だから、われわれといたしましては、一応、現行のような形で執行してまいりたい。

なお、先生の御意見もいろいろと模索をしながら、より御批判の起きないような方法を見出すべく心がけてはいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 5番(並河道雄君) ちょっと誤解をせんといいたい。私は、何も幹部職員の子弟が試験を受けたらいかんとか、そんなことは一切言ってません。受ける権利がある云々とおっしゃっていたので、それだけまず、御理解願いたい。私は、むしろ幹部の子弟の人が通った場合、逆に守る立場も含めて言うてます。気の毒やとね。だからこそ、公平に堂々と点数を取って合格できる制度にせよ、と提言しているんです。その点、まず、誤解のないようにお願いしておきます。

また、お答えがなかったが、そういう任用委員の子弟が受けられる場合は、任用試験官はどうされるのかと聞いてます。

- 市長公室理事(神藤恒治君) お答えいたします。

もし任用委員の子弟が受験されております場合、それは辞退をいたします。例えば10人の任用委員がございました場合10人の総合点をいただき、それを平均いたします。関係する子弟の任用委員さんは採点をしない。したがって、9人の方で平均点を出しております。それが実態でございます。

- 5番(並河道雄君) それでいくと、公平な採点ができないと思います。他の人は10人の目で見ると、任用試験官の子弟については9人で採点する。その辺で既に不公平になっているのではないかと。どうのお考えですか。

- 市長公室理事(神藤恒治君) 総合点のみで実施した場合には、確かに1名欠けることによって不公平さがございますが、平均点でございますので、合法的な考え方であろうと存じます。

- 5番(並河道雄君) 具体的な例を言わないとわかっていただけないので言いますが、学科試験を通ったし、面接も受けたが、結果的にあかなんだ。その子が曰く、僕は完璧に答えた、何ひとつ問題点はなかったつもりや。議員さん、聞いてくれ、ということがありました。僕は何も依頼を受けてませんが、鹿島次長にも聞きましたよ。そういう例もあるんです。そのとき採点方法も教えてもらいましたが、10人で採点すると9人で採点するのは不公平やないですか。

もう1つの問題点は、機械的にばさっとやるんやから、もう少し早く発表していただきたい。

余り長引くとぐあい悪い。

やはり不公平やないですか。その年に限り任用委員になることはわかっているんやから、代わりの人と入れ替えるとか、最初からその人は試験官に入らないようにすべきです。その人が仮に通ったとしても、うちの控え室で「できるもの、しようまへんやろう」と開き直りの答弁はやめてほしい。確かにできる者はしょうがない。しかし、その人を守る立場、何とかしないと納得いかんから言うてるんです。それではおかしいやないですか。それで公平と思いますか。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 任用委員の子弟が面接を受けることにつきましては、今後は、その任用委員が上級職であれば、その上級職全員が採点を辞退するか、あるいは代わりの試験官で代用するとかにつきましては、採用委員会の中で十分に検討してまいりたいと思います。
- 5番（並河道雄君） これから優秀な人材を採用してしていかなければいけません。勉強ができて採用されるのはいいが、幹部職員とか一部の子弟が採用されることによって関ができてくるようになります。やはり公平な市行政の運営あるいは公平な採用試験、優秀な人材確保のためには、すべての人が納得できるような、第三者にもきちんと説明ができるような試験なり採点方法を探っていただきたい。そうすることによって、仮に幹部の子弟が採用されてわれわれが聞かれた場合でも、公平な試験で採用されたんや、と議会として言えますが、今の状況では言えない。その辺を再検討していただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 次に、28番・友田博文君。

（28番・友田博文君登壇）

- 28番（友田博文君） 28番・友田博文です。通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路等のライトアップについて。大阪府下においては、昨年、2,701件にも及びひったくり事件が発生、過去14年間、連続ワースト1を記録するというありがたくない実態が浮き彫りにされました。とりわけ、犯罪の7割弱が、午後6時から午前6時までの夜間に集中しているのが実態であります。この種の犯罪の防衛策として、大阪府警から各自治体にも防犯照明を増やすように要請があったと聞き及んでいます。

そこで、お伺いをしたいのですが、本市における犯罪の実態はどうか、どのように把握されているのか、お答え願いたいと思います。

私は、市民を守るという観点から警察にすべてを任せるのではなく、本市もできる限り協力する必要があると考えおりますが、いかがなものでしょうか。大阪府警では照明を増やすべき

であり、具体的には、東京圏に合わせれば、犯罪が37%減少するとも言っておりますが、この点についてどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

現在、防犯灯については、設置の補助金が出されております。しかし、その維持のため電気使用料、保守費等の管理面においては、補助がありません。各自治会では、増設はしたいが自治会費の負担が重く、増設ができないという基本的な問題を抱えております。この点につきまして、市民の安全と快適な生活を営むために行政が負担すべきであると考えますが、いかがなものでしょうか。

続いて、市道、府道等における道路照明について。最近は、第二次交通戦争とも言われております。第一次交通戦争と言われた昭和45年ごろの交通事故死が1万6,765人と最も高く、その後、歩道の整備や信号、交差点の改良等車と人の分離を進めたところ、昭和54年には8,466人と死者が半減いたしました。その結果が実ったと言えます。しかし、昭和63年、平成元年と交通事故及び死者が増加し、平成元年の死者数は1万1,086人になり、第二次交通戦争と言われるようになってきました。

最近の事故の中で特色があるのは、昼よりも夜間の事故死が多いということです。市民の生活体系が夜型になっていることを顕著に表しています。最近のことですが、私が夜、国分バイパスを家族を乗せて走っていましたが、前に大型トラックが歩道に半分ほど乗り上げて止めてました。トラックは荷台が高いので、スモールライトで走ると目の前に来るまで見えなかったということで大事故につながるところでした。また、夜間の事故が多いのは見えないからだ、雑誌にも写真入りで掲載されています。

そこで、お伺いをいたします。第二次交通戦争とも言われるこの事態を本市はどうとらえているのでしょうか。夜間の事故等を防ぐには、道路のライトアップを緊急にすべきであると考えますが、いかがなものでしょうか。

続きまして、病院の駐車場について。本市の市民病院は、医療サービスの向上に対する取り組みでは、素晴らしいものがあると理解するところであります。市民や他市における本市の市民病院の評価を聞くたびに誇らしいものを感じます。これはひとえに市長を初め病院長各位の御努力のたまものと感謝しております。

しかし、駐車場問題に関しましては、一定理解するところでありますが、このままではいきません。車社会の中で車が多いのは当然であり、早さを競う医療関係では、車に乗って来るなどとは言えません。現状を見て、だれもがこれでいいのかと思うと考えるものであります。病院へ来て事故に遭った、これでは話になりません。今、病院の財政面は大変なことと思います。しかしながら、事故が起きれば病院の問題ではおさまりません。なぜならば、市民の病院だけ

らです。

そこで、お伺いをいたします。駐車場についてどのようにお考えになっているのか。本市の病院は、入り口が2カ所となっておりますが、一元化すれば、と提案もさせていただいておりますが、御検討いただいているのか否か、お答え願いたいと思います。また、来年から不法駐車のパナが強化されますが、これで不法駐車がなくなるということで解決するんだとお考えになっておられるのかどうか、お答え願いたいと思います。

続きまして、トリヴェール和泉について。中央丘陵の造成が進み、トリヴェール和泉の部分的な形態も見えてきました。町開きもあと1年半だな、という気がいたします。トリヴェール和泉は、新住宅市街地開発法の改正後初めてのニュータウンであり、千里ニュータウンや泉北ニュータウンとは、一味も二味も違うニュータウンになると聞いております。

そこで、お伺いをいたします。千里ニュータウンや泉北ニュータウンとどこが違うのでしょうか。町開きが平成4年春となっておりますが、分譲や入居の受け付けはいつごろになるのでしょうか。また、その場所はどこになるのか。その住宅数の中で分譲と集合住宅の数、大きさについてお答え願いたいと思います。

また、平成7年には、鉄道の延伸が決まりました。その時期の町の形態はどのようになっているのでしょうか。シビックセンターを含めてお答え願いたいと思います。

現在、泉大津粉河線は麻痺状態になっています。町開きを前にしてこの解消をどのようにお考えになっているのでしょうか。町開きが進むにつれて和泉中央線を含め道路内容はどのように変わっているのか、お答え願いたいと思います。

続きまして、農業の振興対策について。本市の特産品であるみかんは全国的に栽培がなされ、生産過剰となっております。価格は低迷を続けながら、栽培に必要な農業機械、肥料、コンテナ等の価格は毎年上昇し、みかん経営を圧迫し続けております。3年前より柑橘産地再編整備特別対策事業が推進され、みかん園の伐採が進んでおります。伐採におきましては本市も大変御努力いただき、トラブルもなく目標の達成に近付いていることと推察いたします。本市の総合計画には、大都市近郊の利点を生かした農業の振興とうたわれております。具体的には、営農指導体制を強化するとも述べられております。

そこで、お伺いをいたします。本市の農業振興対策とは、具体的にどのようなことを実施してきたのか。特にこのような成功例があるというものがあれば、教えていただきたい。また、みかん園には、無人防除施設、モノレール等厳しい経営の中で投資も多くありますが、これらの施設も営農指導の1つであるのか否か、お答え願いたいと思います。

今年をもってみかん園の伐採事業が終わることになりますが、これが今後の農業経営にどの

ような影響を与えるのか。今後、どのような農業指導をしていこうと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、ふるさと創生事業について。ふるさと創生事業の基本設計と実施設計の委託料1,900万円が、この間の第3回定例会で補正計上されたところでございますが、計画の具体化に向けて随時、事務を進められているものと思います。町会を初め地元にとりましては、この事業にかなり期待を寄せているところであります。また、私も地元住民の1人として大きな期待を持っております。

しかし、今までの施設整備を見ておきますと、ややもすると、せっかく施設をつくっても中途半端で使い勝手が悪かったり、魅力が乏しいことからすぐに飽きられてしまい、余り市民に利用されなくなってしまっているケースもあると思います。これは財源問題や事業に制約があって結果的にはそうになってしまうものであろうと思います。その点、今回のふるさと創生事業については、せっかくこれから計画を練っていくのですから、やはり思い切って市民が大いに利用でき、親しめる施設づくりに心がけて計画を練っていただきたいものと常々考えるところであります。多くの方が訪れ、いつまでも親しまれ利用される施設整備は、ひいては本市の発展に寄与し、つながるものであると考えおります。

そこで、お尋ねいたします。第1には、現在までのふるさと創生事業の進捗状況はどうなっているのか。2つ目は、現段階で特に設計に盛り込む予定の施設内容を市として持っておられるのかどうか。3つ目は、今後のスケジュールはどのように考えているのか、御答弁いただきたいと思ひます。

以上、5点について質問をさせていただきます。答弁の内容によりましては、自席からの再質問の権利を留保して質問を終えたいと思ひます。

○ 議長（穴瀬克己君） それでは、理事者の答弁は午後をお願いいたしまして、ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

○

（午後1時00分再開）

○ 議長（穴瀬克己君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

友田議員の質問に対し、答弁を願ひます。

○ 広報広聴課長（池辺一三君） それでは、道路等のライトアップにつきまして、防犯灯の部分につきまして、広報広聴課池辺よりお答え申し上げます。

まず、第1番目の本市の犯罪の実態をどのように把握しているか、との御質問に対しまして

は、和泉警察署が本年1月に発行しております平成元年中の和泉の犯罪と非行についての報告書により把握しているところでございます。

次に、2点目の市民を守る観点から警察にすべてを任せるのではなく、市もできるかぎり協力していく必要がある、という御質問につきましては、先生の御指摘のとおりであります。市といたしましても犯罪を未然に防ぐため、和泉市防犯協議会に活動を委託しております。協議会では、警察の行う防犯活動に協力して犯罪の予防並びに青少年の健全育成等を積極的に推進し、犯罪のない明るい町づくりに努めていただいているところでございます。

次に、3点目の大阪府警では照明をふやすべきである。具体的には、東京圏に合わせれば犯罪が37%減少すると言っているが、この点についてどのように考えているか、という御質問につきましては、昨年12月に新聞報道されましたが、そのとおりであろうかと思えます。農作物への影響、また、眠りにくい等も考えられますが、今後、検討してまいりたいと存じます。

次に、4点目の電気使用料、保守費等の市費負担についての御質問でございます。本市の場合、防犯灯の設置時に最高1万5,000円の補助金を交付しております。保守費につきましては、防犯灯の設置補助の時点に保守を行っていただくことを条件に補助をいたしておるものでございます。また、電気使用料の市費負担につきましては、本市の場合は面積が広く、防犯灯の設置数も多いので予算的にも多額になり、対応が難しいと考えます。また、新興住宅地と旧来の住宅地とでは防犯灯の設置数に大きなアンバランスもあります。地域によっては眠りにくい、農作物への影響等から設置を控えているところもある中、電気使用料の市費負担することは、受益者負担の公平性からも、また、今日の財政状況からしても困難であり、できる限り地域の自主防犯でお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 産業部次長（藤原清司君） 交通対策と道路照明につきまして、交通公害課藤原よりお答えいたします。

最近の交通事情から夜間の交通事故がふえてまいっております。和泉市におきましても、夜間の事故が全体の交通事故の34%となっております。夜間の交通事故対策といたしましては、警察当局では、交通規制面で幹線道路の事故多発路線、主に国道でございますが、規制標識の電光板を設置するとともに、夜間の速度取り締まりの強化及び交差点周辺での違法駐車取り締まりを行っているところでございます。

また、和泉市といたしましては、交通事故をなくす推進協議会や交通対策連絡協議会を通じて、交通安全についての啓蒙活動を行っているところでございます。交通事故の多い年齢

層の幼児及び高齢者に対しましても、交通安全教育を行っておるところでございます。

また、御指摘の道路照明についてでございますが、夜間の道路事故は、主として視覚の低下及び対向車のヘッドライトによる幻惑となっております。道路照明の効果は極めて大きいものでございますが、理想的な道路照明は、自動車がそのヘッドライトの助けを借りなくとも、交通上必要な道路条件をすべて判断することができ、安全かつ快適に走行することができるようにするところでありますが、このような状況を確保するには、高いレベルの道路照明が必要でございます。それには多額の事業費と維持費が必要になってまいります。したがって、和泉市といたしましては国の補助金を受ける中、事故が多発する恐れのある個所、つまり幹線道路を中心といたしまして、交差点または横断歩道や道路がカーブした見通しの悪いところなどに設置してございます。何とぞ事情御賢察の上よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） 2点目の病院駐車場につきまして、病院藤原よりお答え申し上げます。

1点目の市立病院の駐車場についてどのように考えているか、という御質問でございますが、病院の駐車場につきましては、雨天の日あるいは一定の時間帯につきましては、利用者の皆様方に御迷惑をかけていることは事実でございます。今後、この問題につきましては、院内の管理を含め運営管理をしていきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2点目の市立病院の入り口の2カ所の問題でございますが、新館駐車場は一応、面会時間終了後午後7時まで開放しております。本館駐車場は、夜間の通用と駐車場を併用した入り口3カ所の利用となっております。この点につきましても、今後、検討していきたいと存じております。

また、3点目の違法駐車の前年度からの反則金の強化、この辺の解決の問題でございますが、市立病院駐車場の回転につきましては、先ほども申し上げましたとおり、雨天の日または時間帯によって満車になることもございます。この点につきましても1、2点を合わせまして、駐車場の問題につきまして、今後、十分検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備課長（田中武郎君） トリヴェール和泉につきまして、都市整備課田中がお答えいたします。

まず、第1点目の千里ニュータウン、泉北ニュータウンとの違いであります。千里、泉北ニュータウンは、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する人たちに居住環境の良好な大規模

な住宅地の供給を目的として進められてきました。しかしながら、住宅需要についても量から質へと住民ニーズの変化や、昭和60年、国の住宅地審議会においても、今後の計画的宅地開発は単なるベッドタウンづくりにとどまることなく、雇用の場や大学、文化施設等の複合的な機能を有する町づくりが望ましいという答申がなされ、これを受けて昭和61年、新住宅市街地開発法の一部改正が行われ、トリヴェール和泉においても住宅だけの町づくりでなく、特定業務施設として研究所、研修所、厚生施設の導入を西部地区に取り入れたところでございます。よって、住み、働き、学び、憩うという機能を備えた南大阪の核となる活気ある複合機能都市を目指しております。具体的には、働く場として特定業務施設と商業業務施設、学ぶ場として学園ゾーンを計画しております。

また、住宅環境についてでございますが、従来のニュータウンと違う特色といたしましては、具体的に「辻広場」（コミュニティー広場）という住民の方々が集まる、昔で言う「井戸端会議」的な場が設けられております。また、「ボーンエルフ道路」と言いまして、住宅地内を通過する道路を走行する車の速度を物理的に制限することができるよう道路自身をL字型にしたがり、また、路面に凹凸をつくるようにする。そして、住宅環境の担保、最低宅地を将来とも維持できるように地区計画制度の取り入れにつきましても、現在、関係各機関と協議し、他のニュータウンにない特徴になっております。

2点目の町開きの平成4年度における分譲入居の受け付けと、3点目のその場所はどこか、それから、住宅戸数の2点、3点についてお答えいたします。

トリヴェール和泉の町開き、つまり第一次入居の平成4年春に向け、現在、宅地整備や住宅建設も間もなく始まろうとしております。また、児童生徒を取り入れる新設小学校、中学校も、町開きに合わせて開校を予定しております。つまり平成4年4月に合わせて入居も始まるので、募集についてはその数カ月前と思われれます。現在、住宅・都市整備公団においては、募集の具体的な内容について、今後、煮詰めを行っているところであると聞いております。

次に、町開きの場所ですが、北部ブロックで弥生町に近接する和泉中央線の東側の榎尾川までの間と近隣公園のいしたちはら公園を含む約25haのエリアを予定しております。募集戸数については、第一期として宅地分譲約240画地、平均規模210㎡（約60坪）でございます。このうち土地は公団で建物は民間で行う一部共同分譲も含まれております。公団が直接供給する戸建て分譲住宅は約70戸（規模は4LDK）、それから、中層賃貸住宅約130戸（1LDK～4LDK）、計440戸程度を予定しております。

4点目の鉄道延伸に伴いまして、平成7年の町がどういう形態になっているか、ということですが、北部、東部、西部の3つの地区に分けて御説明いたします。

まず、北部地区については、宅地整備工事もほぼ完了しており、平成3年度末から始まった宅地供給も最終的な段階を迎えつつ、北部ブロックの住宅宅地供給計画2,600戸のうち約7割方が処理されているかと思われ、入居者についても、かなりの人数に達していると思われます。また、鉄道の開業に合わせ駅前広場は完成しており、住民の日常生活に関連する施設を中心に早期に整備すべく、住宅・都市整備公団が現在、検討中でございます。

次に、東部地区でございますが、宅地造成工事は最盛期であり、幹線道路を中心とした基盤整備を進めており、完成したところから宅地供給が始まるかと思われます。学園ゾーンは一部周辺整備を残し、造成工事は完成させる予定でございます。

最後に、西部地区でございますが、平成3年度より池の統廃合により水の確保に必要な池の工事、また、粗造成工事に必要な防災地を地区内につくり、山肌を削る予定であり、地区全体にわたり造成工事が進んでいると思われます。

最後の5点目、泉大津粉河線は現在、麻痺状態になっているが、町開きを前にその解決をどのように考えているか、和泉中央線も含む、という御質問でございますが、町開きに当たり通勤、通学の足の確保を行う必要があり、泉州山手線と和泉中央線の整備を考えております。泉州山手線については、泉大津粉河線から岸和田市の磯之上山直線までの整備を進めておりますが、全線開通は、平成5年を目途に進めております。町開き時点では当面、片側側道でございますが、泉大津粉河線から和泉中央線までの完成を予定しております。

和泉中央線については、泉州山手線から北の地区内は完成しております。また、和泉府中方面の地区外整備についてですが、町開きに向け市として努力しておりますが、一定の理解は得られているものの、部分的に地元調整にもう少し時間がかかるかと思われます。引き続き全線開通に鋭意努力いたしたく思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上、5点について御答弁をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 産業部答弁。
- 産業部次長（松林 保君） 4番目の農業振興対策について、農林課松林よりお答え申し上げます。

本市の全体的な農業振興の方法といたしましては、地域の特色を生かすため府農林関係部局、地元農協、農業者と連携を取りながら、栽培技術の向上、近代化施設の導入による生産性の向上を目指した普及活動を行っております。平地部では、花卉、生鮮野菜に重点を置き、消費者の好みに合わせた作物を選定し、産地化の取り組みを目指しております。また、山地部では、特産みかんの産地育成のため、昭和63年にはみかん品種モデル園6カ所を設置されており、地域に適した品種系統の普及のために活用を図っております。

農業振興対策としての施設面については、昭和52年度からみかん園を中心に第二次構造改善事業を実施いたしました。最近では、みかん出荷の容易性と商品価値の向上のため横山地区に選果場を設け、また、みかんの育苗、土壌調査等の研究をするための施設を1棟設けております。また、山間地域の山地農業を目指した椎茸の発生施設、筍の冠水施設の事業を実施いたしました。現在、稼動中であります。その他転作果樹であるきゅうりの集出荷場を設置いたしております。

次に、振興対策での成功例でございますが、みかんの選果場でございます。この選果機の導入によりましてみかんが傷つかず品質管理に役立ち、また、多量の出荷が即時可能になっております。また、筍に関しましては、近年、加工用は中国産に押され気味の中、冠水調整ができることから筍の品質向上に役立ち、生食用に転換でき広く販売でき、収益につながっていると聞いております。また、椎茸に関しまして、農業の後継者不足と言われておりますが、発生施設の設置で後継者ができ、生産量も増加し、組織化が広がりつつあります。

次に、みかん園の無人防除施設ならびにモノレール等は営農指導の1つか、ということでございます。本市を代表する農作物のみかん園地施設でありますので、農業の近代化を目的に営農指導の一環として推進してまいりました。みかんの減反政策によりまして残されたみかん園地についても、労働力の省力化、品質向上、コスト低減にもつながる点から、今後も営農指導の1つとして考えております。

次に、みかん園地再編対策での伐採事業終了後、農業経営にどのような影響を与えるか、今後の営農指導は、とのことでございますが、みかん園の減反によりまして経営面積の縮小となり、これによりみかん摘果等が少人数でも管理が容易となり、みかんの高品質化にもつながり、また、需給均衡も図られ、みかん経営の収益性の安定化にも結び付くものと推察されます。

最後に、今後の営農指導でございますが、経営収益の安定化に結び付けるためには、付加価値の高い農産物を得るための研究など、例えばみかんについては糖度を上げるための栽培技術の研究試行等、また現在、優良品種の苗木を育成し、平成元年度より希望農家へ有料で配布しておりますし、今後も続けてまいりたいと思っております。

また、大阪府農林部局並びに農協等の協力のもと栽培指針等の冊子をつくり、営農活動に役立てたいと考えております。また、廃園跡地についても観光農園の展開にも極めて好都合とも考えられますので、上級官庁とも相談しながら何らかの方策を見出してまいりたく存じますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 企画課参事（油谷 巧君） 5番目のふるさと創生事業について3点にわたる御質問につき

まして、企画課参事油谷の方からお答え申し上げます。

まず、1点目の現在までの進捗状況についてでございますが、事業着手に先立ちまして本年8月17日、関係地権者の皆さんを対象に先般つくりましたイメージプランに基づいた説明会を開催いたしましたところ、出席者全員の賛同をいただくことができました。その後、9月13日から10月22日までの間に現地測量を実施いたしまして、既に終了いたしておるところでございます。この現地測量に相前後いたしまして基本設計あるいは実施設計を行うべく、先般の第3回定例会でこれに充てる費用について補正計上をお願い申し上げたところでございます。その後、11月13日より基本設計に入っておるとい状況でございます。

2点目は、現時点で特に設計内容に盛り込む内容を市として持っているのかどうか、というお尋ねでございます。現在、専門家を交えまして関係課ともども研究中でございます。整備する根幹となる施設は、八ヶ丸山までの遊歩道と途中の園地というか広場の整備、それと展望台でございます。さらに、それ以上にどんな施設を盛り込むかにつきましては、今のところ定まっております。ただ、御指摘のように新たに作る施設でございますので、できる限り市民に親しまれ、利用される施設内容になるよう工夫を行ってまいりたいと考えているところでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

3番目の今後のスケジュールでございますが、基本設計、実施設計の終了が来年の3月末となっております。したがって、設計そのもので本年度いっぱいかかることになろうかと思っております。事業費につきましては、来年度当初予算への計上をお願い申し上げますことになろうかと思っております。

以上でございます。

○ 28番(友田博文君) 順番に1つずつ再質問をやらせていただきます。

犯罪状況はどうかということいろいろお答えをいただきました。今回、特に言いたいのは、先ほども言っておられましたけれども、大阪の街路照明は暗いということが新聞に載せられております。また、大阪府警からも街路照明等と路上犯罪の実態調査ということで資料も送られて来ていることだろうと思っております。その中で特にもっと街路照明を付けてほしいという要望も府警から来ていることと考えております。

その中で私たちの和泉市ではどういう状況かとなりますが、和泉市内の状況についてははっきりわかりませんが、ここに数字が出ておりますのでちょっと考えていただきたい。蛍光灯の防犯灯については大阪府下で約4万1,000灯に対し、東京では15万5,000灯もあります。1㎢当たりの設置数につきましては、大阪が354灯、東京が643灯となっております、設置台数で4倍、1㎢当たりでは2倍東京の方が勝っているという結果が出ております。

また、自治会等でも設置したいんだけど設置できない。それはなぜかと言いますと、1灯について電気代が215円かかります。私の住んでいる下宮町では約100灯以上の防犯灯があります。大体、自治会経費として100万円ぐらいでやっていると思うんですけども、そうなると、自治会の防犯灯に関する費用は20数万円かかってくる。先ほどの御答弁の中で財政的に負担である、とおっしゃってございましたけれども、自治会としてもやはり大変な負担を強いられていると考えます。

その中で防犯灯については、警察の方でもこういう調査結果あるいは要望がある中で、和泉市としてももう少し前向きに取り組めないものかどうか。また、使用料とか保守費等についても、市として応分の負担をしていくべきであると考えておりますけれども、もう少しどうしていくのかについて御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長公室長（杉本弘文君） 再度の御質問に公室長杉本からお答え申し上げます。

新聞等で照明をふやすことによって犯罪が減少するというお話でございます。確かに路上犯罪については、明るいところでの犯罪は発生しにくいであろうし、減少することは、御指摘の統計数値が示すところであろうかと存じます。ただ、先ほども広報課長からお答え申し上げておりますように、場所によっては明りが窓から差し込んで生活障害があるとか、あるいは農作物に対する影響が出るということでの苦情の問題もございますので、その点も考慮していかなければならないと思います。

なお、防犯灯の電気使用料あるいは保守費を市で応分の負担をすべきではないか、というお尋ねでございます。これにつきましても先ほどからお答え申し上げておりますように、現在、設置費についてのみ1万5,000円を限度として助成をいたしております。新たに電気使用料を市が負担することになりますと、本市の場合、相当数の設置灯数を数えておりますので、財源的にも相当な予算を必要とするという難しい問題もあるということでの御答弁も申し上げます。私も、確かに難しい問題があるとも考えております。

なおまた、これを市が負担することになりますと、町会、自治会等による設置台数のバランスということも必要になってまいります。公平性の観点からも検討を加えていかなければならない問題があるかと存じますので、今後、御質問の趣旨を体しながらどのような方法が望ましいか、問題点について十分に検討をしてみたい、このように考えますので、御了承をいただきたいと思っております。

○ 28番（友田博文君） この改善要望が出たとたん、大阪市は来年度の予算を2倍に増額すると即、新聞紙上に出ております。交野市でも同じような格好で増額していくということも出てきております。また、調査結果の中でも、豊中市では市が管理し、東京都でも2区3市で

管理しているということで、行政が管理しているところ、いないところなどまだまだアンバランスの面も多いかと思えます。しかし、和泉市においてもこれから国際空港ができ、夜型の人間が増えていく状況の中、安全性、住みよい町づくりの面においても、ぜひ照明をアップしていかねばならないと考えます。

先ほど、公室長の方から前向きに検討していく、という御答弁がありましたので、その辺でよく大阪府警の実態調査を踏まえまして、できる限り照明をアップしていただきたい。自治会の費用の負担もできる限り軽減できるよう、すべてとは言いませんが、せめて半分でも和泉市で負担できるようにお願いをしたいと思えます。それと、公平性の面でいろいろ問題があるかと思いますが、何が公平か、何を市がしなければいけないというところももう少し分析していただき、前向きに検討していただきたい。

それと、気になるのは、明るさで眠れないとか、農作物に影響があるとかおっしゃってましたが、水銀灯の場合はそれは言えると思えますが、この20ワット、40ワットの防犯灯の中では、そういう問題が出てくるのかどうか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○ 広報広聴課長（池辺一三君） ただいまの農作物に対する影響とか、虫が飛んでくる、あるいは眠れないという関係につきましては、以前、そういう形の苦情が若干ありましたので、その辺で今後とも考えていかねばならないと思っております。

○ 28番（友田博文君） 私としては、この20ワット、40ワットの防犯灯についてはほとんど影響がないと考えております。本当に影響があるとすれば、具体的に例を挙げて話をしてほしいと思えます。農業に対する影響がどの程度のものか、みかんとかには関係がないと思えますが、花卉についてはどうか、その辺はよくわかりませんが、よく検討して明るい町づくりをしていただきたい。結局、これによってひったくり事件とかが少なくなることははっきり出ているものですから、その辺をよく考慮していただき、ぜひそのような対策を強化するためアクションを起こしていただくことを強く要望しておきます。次の予算で上げていただければ非常にありがたいんですが、よろしく願いをいたしまして、この件については終わります。

次に、道路の照明について、これも同じようなライトアップの問題ですが、いろいろと照明についての効果はわかるができない、こういうことになっています。そこで、再質問をさせていただきますが、大阪府下の水銀灯と東京都の水銀灯について、大体どれぐらいの違いがあるか、わかっておりましたら御答弁願いたいと思えます。

○ 産業部次長（藤原清司君） 新聞紙上等において東京都の方が若干多いということは存じておりますが、具体的な数字については確認してございません。

○ 28番（友田博文君） 多分、わからないだろうと思えます。これも同じく大阪府警の調べ

ですが、設置総数で東京都の方が大阪府に比べ5倍多い。実数で言いますと、大阪府が5,097に対し東京都は2万4,834ある。面積的にも1km²当たりの設置台数は大阪が44、東京が13.9、東京は3倍です。設置総数にしても面積的にも5倍、3倍多いという数字が出ております。先ほどの質問で危ないと言いましたが、照明が少ない、夜間の事故は見えないということが原因だということで大阪府警の調べでも、雑誌にも載っております。照明を付ければ車の事故が減り、犯罪を未然に防げますよ、ということが書かれております。その中で和泉市は、市の負担はできないとか、補助金でこれだけしかできないとかいう回答をいただきましたが、こういう実態を踏まえてこのままでいいのかどうか。やはり和泉市においても道路照明について、防犯灯も含めもう一度検討していかなければいけないと思います。

市民病院の前あたりは花卉栽培をしていますが、夜遅く車で走りますと、真っ暗で歩道を歩けない状態です。歩道というのは段差がたくさんありまして、大変危ない。府道の問題やとなるかもわかりませんが、市民が歩くという面からこれでいいのかどうかと常々考えるわけです。そういう中、道路照明のあり方について、補助金をもらってしかできないというのではなく、市行政としてどうしていくべきかという点についてももう一度お願いしたいと思います。

- 産業部次長（藤原清司君） 先ほども答弁いたしましたように、道路照明等につきましては、危険度が高い地点について3つほど挙げましたが、雨天の日などの横断歩道や交差点等で自動車のヘッドライトで通行人を確認しにくいという実態もございます。和泉市は広範な市域を有しますので、まず、国の補助金を受けながら交差点、横断歩道あるいは山間部におけるカーブした部分等でまず充実していきたいと思います。
- 28番（友田博文君） 私が言っているのは、充実していただくのは大変ありがたいんですが、こういう現実を踏まえながら、やはり和泉市としても少し独自性を持ってやっていかなければならないと思いますが、その辺の考えがあるのかなのか、その点について。
- 産業部長（松村吉亮君） 道路照明の件でございますが、確かにそのとおりでございます。先ほども私どもの次長からお答え申し上げましたように、道路の危険箇所をまず充実しながら、今後、設置箇所等の厳選をする中、お説のような問題につきましても前向きに進んでまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと存じます。
- 28番（友田博文君） 今後、そういうふうな前向きに取り組んでいただきたいと思います。実質的には、東京都は大阪府に比べ全体の水銀灯、防犯灯合わせて2.3倍の明るさがあることが判明したと言われております。その点、十分にお考えいただきたい。大阪市も即、実施に移しております。和泉市においても、国際空港の建設に伴って外環状線とかいろんな道路ができてきております。その中で市民の安全性とか、交通事故を起こさない観点に立って、国の予算

府の予算も大切ですが、和泉市が独自でこういう状態でこうやっていくんだという姿勢で前向きに検討していただきたいことを強く要望しておきます。

次に、病院の駐車場問題ですが、私としては、今の病院の駐車場については大変危険だと感じております。先ほど、局長から答弁がありましたが、事務的なサイドとしては、時間的に駐車場が空いているのでこれでいいんだという考えになるかも知れませんが、今朝ほど、私が9時過ぎに回ってきましたら、もう一杯です。なぜ、それだけ一杯なのか。結局、和泉の市民病院はそれだけやっているからやと大変喜んでいてるわけです。

しかし、一たん駐車場へ入れて出るとき、前の道路に駐車していたら大変危ない。四方が非常にわかりにくいんです。車の影になって直角的に出て行かないいけないので、出会い頭の事故につながりやすいと考えます。せっかく病院へ治療に来てのに病院の前で事故を起したとなれば、だれに言えばええかわかりません。やはり市民病院ですからね。私だけが危険を感じているのかもしれませんが、特に危険を感じております。難しい点も多々あるかも知れませんが、病院の駐車場問題については、もう少し前向きに何とか安全性を確保するか、駐車場をふやすとか、入り口を1つにするとかの方法を御検討願いたい、このように考えますので、意見だけにしておきます。

次に、トリヴェール和泉ですけど、千里ニュータウン、泉北ニュータウンとの違いというのはどんなものだろうか、とお聞きしたら、井戸端会議ができる場所と言われました。井戸端会議とはどんなものか、1回教えてほしいなと思います。また、道路に凹凸をつくるとかカーブを付けるとか言われてますが、それも大事なことかと思いますが、安全性の面からすればどうなのか。若樫から納花へ出ている農業用道路のカーブで事故が多発しました。そういう状況から見て、そんな道路づくりが本当に安全かどうか。確証があってつくられていることだろうと思いますが、私には、そのような確証が得られません。

私が、特色についてどのようなものを聞きたいかと言えば、ここに「トリヴェール和泉」というパンフレットが発行されています。ここには外国の写真なども出ております。アメニティーロード、パリのシャンゼリゼー通りを思わせる並木が植えられる、どんな並木道ができるのかな、というようなこととか、21世紀の住まい方を追求した人間味あふれる多機能都市を目指します、21世紀を目指した文化の発信基地等々、いいことづくめでございます。トリヴェール和泉の町開きを前にして、和泉市の住宅というのはどれほど素晴らしい住宅になるのか。緑が一杯、その中の遊歩道を散歩するとか、市民がゆとりある生活が営まれるトリヴェール和泉を考えております。

また、21世紀の多様なライフスタイルに対応するため、質の高い住環境を目指す、とも書

いています。この辺がものすごい特色だろうと考えていますが、先ほどの答弁の中では、どういう住環境というものを考えておられるのか、御回答がありませんでしたので、ひとつお願いいたします。

それから、平成4年春の町開きの数カ月前に入居の受付が行われるやろうということですが、町開きを前にしてどんな構想を練っているのか、私たちには図面一つもありません。どういふ区画になって、どこにどういふ集合住宅ができるのか、どんなものかわかりませんので、図面がありましたらいただきたいと思います。その辺で答弁ができるようならば、お願いしたいと思います。

それから、平成7年の泉北鉄道の延伸ができた時点では、町が非常に活気づくんじゃないか。トリヴェール和泉の中だけでなく、周辺地域から何駅という名前になるか知りませんが、その駅に向かって大勢の人が集まってくると思います。その集まり方ですが、どの道を通り、どれぐらいの人が集まってくるか。その時点では、例えば駅の乗降客をどのぐらいと推定されているのか。車の通行はどのぐらいと推定されているのか、資料を持っておりましたらお答えしたいと思います。

関連しまして、今、道路は大変混雑し、一杯です。私が横山から市役所へ来るだけで非常にしんどい。今日はどの道を通って来ようかなと思って、既にどの道も詰まって動けない。そのとき、そのときで自分の感覚で道を変えて来るのですが、なかなか大変です。平成7年までにこの道路の混雑が解消されるのかどうか。解消されないとすれば大変なことです。われわれとひどい公害を受けてます。和泉市の経済情勢がどうなるか、その点の状況をどのようにお考えになっているのか、御回答願います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 何点かにわたりまして、都市整備部長萩本より御答弁申し上げたいと存じます。

先ほど、千里、泉北との違いについて、井戸端会議ということもございましたが、住環境について課長が申しあげましたのは、公団の住宅の中の細街路というか、生活道路につきましては、最近の流行といたしまして、例えばポーンエルフという格好で若干曲げたり、ちょっと高低差を付けまして自動車のスピードを制限する、あるいは細街路に植栽等を入れて工夫をする。また、昔は村の中に自然発生的に辻広場があったわけでございますが、そこには意図的に生活のオープン空間を取り入れ、できるだけ落ち着いた雰囲気住環境をつくっていききたいという意味での説明でございます。それ以外にもいろいろ生け垣等を導入し、町としての景観を上げていくといったこともあるかと思いますが、そういったことを若干申し上げたと思います。

次に、町づくりの北部25haの図面でございますが、これは先々般の開発委員会でそれなり

の資料をお渡しして説明した経緯もございますので、議長さんを通じましてお渡ししたいと思
います。

それから、3点目の泉北高速鉄道が開通する平成7年の乗降客につきましては、市のシビッ
クセンター検討委員会で検討した資料がございますが、今、手元にございませんで、これも
議長さんを通じましてお渡ししたいと思います。

なお、平成7年の道路問題でございますが、もともと公団といたしましては、開発の初期の
段階から基本的には泉州山手線を使いまして光明池の方に向かう計画を立てておりましたが、
私どもといたしましては、和泉府中と新駅、いわゆる和泉中央線を中心に物事を考えているわ
けでございますので、今後とも和泉中央線の整備につきまして努力してまいりたい、かように
存じます。

- 28番(友田博文君) トリヴェール和泉については、落ち着いた町づくりにしたいという
ことですが、時間が切迫してきましたので私の意見だけを言うておきます。

市長も含めて和泉市の皆さんは、トリヴェール和泉については、すばらしい住宅地ができる
んやろうと考えておられると思うんです。泉北ニュータウンの中でも光明池地区については、
特別の住環境になっていると聞いております。その中でトリヴェール和泉については、和泉市
の周辺、山手も下手の人もどんないい町になるんやろうものすごく期待を抱いています。そ
ういうところですので、井戸端会議も大事かもわかりませんが、パンフレットにあるよ
うな夢を抱けるトリヴェール和泉というものを考えていってほしい。これは公団がやること
ですので、どういうことになるかわかりませんが、和泉市としてはこうあるべきだということ
で、都市整備部が関係しているんなら、その辺について公団の方に対して、もっとええ町開きをせ
よ、と要望していただき、われわれが納得できるような本当にすばらしいトリヴェール和泉を
つくっていただき、町開きをしていただきたいことを特に要望しておきます。

道路に関しては、本当に毎日毎日、これでええのかという状況です。しかし、和泉市は大き
なプロジェクトをたくさん抱えておまして、21世紀に羽ばたく和泉市を夢見たときには、
この辺は辛抱せないかんと違うかなと本当に考えております。その中で関係各位の皆さん方
は一生懸命に努力していただいていると思いますけれども、いつまでもこのままということ
では、経済状態とか市民の足の確保とか、いろいろな面で大変なことが起こってきます。まず、車
が動かないと排気ガス、騒音などの公害にもつながってきています。その中でできるだけ速や
かに都市機能が十分に働くよう、一層努力をしていただきたいことをお願い申し上げておきま
す。

続きまして、農業振興対策でございますけれども、いろいろ農林課の方で努力していただい

ていると思いますが、みかんというものを1つ取り上げて言いますと、今の営農指導というものが本当にこれでどうなのかということを感じます。なぜかと言いますと、無人防除施設を営農指導ということで推奨していただきましたが、実質的にどれだけ使っているか、調査していただいたことがあるかどうか知りませんが、私の方では、ほとんど使われておりません。それなのに、私のところでは、投資したカネはいまだに払っております。大変みかん栽培はやりにくい。収益性が本当に少ない。こんなことでは食っていけない。

例えば専業農家の場合、2町のみかんをつくった場合の計算ですが、600荷のみかんを収穫したとしたら約3万6,000kg、私どもが出荷している卸値が1kg80～100円程度やないか。そうすると、みかんの収益は年間300万円ぐらい、これでは一家が食っていけないのは当然でございます。ちょっと余談になりますが、和泉市の職員の年間平均給与はどれぐらいになるか、教えてくださいませんか。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 今回の人事院勧告に基づきますと手当を入れて月額34万円ぐらい、年額約600～650万円になります。
- 28番（友田博文君） ありがとうございます。私はもう少し高くして年間770～780万円と聞いておりますが、農業をしている人は本当に低所得です。専業農家ではメシを食っていけないという中、和泉市として1軒でもかまへん、この人は農業でメシを食っていけるという営農指導ができないものか、その辺についてどうお考えですか。
- 産業部長（松村吉堯君） 御指摘のように農家経営は、生活の安定が第1でございます。確かに御指摘のような面もございますので、今後、モデル農家を設置いたしまして、情報の集約、提供をしながら高収益を上げられ生活の安定を図れるよう、集中的な営農指導に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 28番（友田博文君） なかなか難しい問題でございますけれども、やはり和泉市は、農業問題は避けて通れないと思います。今、みかんの伐採が相当進んでおります。今年は、台風28号の影響でみかんは完全にだめだということで大変な状況に置かれておりますが、行政として手を差し伸べていただきたい。農業をしておられる人たちが夢を抱けるような農業、食っていける農業、ただ、モノを助成するだけが営農指導というのではなく、それも含めてこうすれば食べていけますよ、という実例を1軒でもつくっていただき、それが他の農業をしている人たちにも、そういう格好で努力していけば食べていけるという状況をつくっていくよう御努力いただきたい。そういう農業振興対策を進めていただきたいと心からお願いを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

ふるさと創生事業でございますけれども、本当に努力していただきまして地域の皆さん方も

大変喜んでおります。私も他にいいものができるんやないかと期待しております。そういう状況の中では、多くの人に親しんでいただき、楽しんでいただける施設をつくるのが大事やないかと考えます。どこかの市では滑り台をつくったとか、いろいろありますが、別にどこかがやったことを和泉市ができないことはないと思います。前から公害の方で「星のウォッチング」ということをやられておりますが、最近は蛍も飛んでおりますので、「蛍ウォッチング」でも結構でございます。そのような中で幾つか特色のあるものをつくってはどうかと考えます。

一番大事なことは、身体障害者が登れるかどうか、どういう状況ならばそれができるかどうか考えていただきたい。それから、山から下りるのに滑り台をつくるのはたくさんおカネがかかりますが、消防で使っている2階から下りる滑り棒なら余りおカネはかからないし、子供に面白いと喜ばれるのと違うかなと考えます。それから、もうすぐクリスマスですが、山の頂上から下までネオンをつくる。本当のネオンはものすごく費用がかかりますが、道路にある危険を知らせる、チューブに電気が入ったものを引っ張れば山が明るくなり、府中からも見えると思います。とにかく、いろいろ特色のあるものを考えていただきたい。すばらしい空気の中にありますので、槇尾川のふもと、きれいなせせらぎの中ですばらしい天体望遠鏡を設置していただき、一般公開は無理としても、予約した方には夜、それで星の観察をしていただくとか、いろんなことを私は夕べ考えました。職員さんはすばらしい英知の持ち主がそろっておられますので、和泉市の皆さんに喜ばれるものをつくっていただきたいのですが、その辺の御答弁をお願いいたします。

○ 企画課参事(油谷 巧君) 現状ではどのようなものもいいか、具体的な施設内容は明らかになってございませんが、ただいまいろんなユニークな提案もいただきましたので、今後、専門家を交えましてプランニングの中で検討、研究材料にをさせていただきますと思います。現場の状況、財源、施設規模の問題等を念頭に置きながら具体的なプランづくりを進め、多くの市民の方々に豊かな自然の中で親しんでいただける魅力ある施設づくりを考えてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○ 28番(友田博文君) 言い忘れましたが、ちょっと冷たいかなと思いますが、今、槇尾山でも蛍が飛ぶようになりましたので、自然の中で蛍の生殖をしてはどうかとも考えます。その辺も含めましていろいろ御検討いただき、いいものをつくっていただくことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長(穴瀬克己君) 次に、22番・早乙女実君。

(22番・早乙女実君登壇)

- 22番(早乙女実君) 22番、日本共産党の早乙女実でございます。発言通告に従いまして、大きく3つの問題で質問をいたしたいと思ひます。

第1に、駅前再開発問題であります。

駅前再開発計画に関連して幾つかの点でお聞きをしたいと思います。具体的に発表されておりますのは、昭和63年3月につくられた都市活力再生拠点整備事業概要報告書だけですので、これに基づいてお聞きをいたします。それによりますと、主要な公共施設の整備として挙げられますのは、和泉中央線など道路6本、駅前交通広場、(仮称)一号公園、あと下水道その他となっております。こうした内容について、具体化が進んでいる状況があればお教えをいたしたいと思ひます。

この計画書の中では、JR阪和線の連続立体交差化事業の見通しはなく、和泉中央線整備時点で高架道路となるとし、その道路下を利用し駐輪場を設置するとなっております。そこで、お聞きをしますが、現在、府中駅での自転車駐輪場、公営、私営ですが、その全体での収容台数と、収容できないいわゆる放置台数はどのぐらいになるのか、お教えをいたしたいと思ひます。また、こうした対策について、どのようにお考えになっておられるのかも合わせてお教えをいたしたいと思ひます。さらに、公営の府中駅前自転車駐輪場ですが、その夜間時間延長並びに料金減免制度について、阪南各市の状況と、市当局のそのことについてのお考えをお示しをいたしたいと思ひます。

2点目に、高齢者福祉対策についてです。この件につきましては、以前、わが党議員より質問もさせていただいておりますが、大事な問題でありますので、再度、質問をさせていただきたいと思ひます。

高齢化社会対策という言葉があり、各市でそれぞれ体制を確立してそれなりの調査を進め、報告書も発表されていることは御存知のところだと思ひます。和泉市においても以前、お聞きをいたしましたときには、市の総合計画の実施計画でも高齢化社会の調査検討とうたっておられ、取りかかっている旨の回答をされていたわけですが。それでは現在、具体的にどのような庁内体制でどのような調査検討をされているのか、まず、お聞きをしたいと思います。

続きまして、高齢者対策の中でも本年度7月より実施されておりますナイトケア、ホームケア事業についてお尋ねをいたします。この間の登録者数なり利用状況はどうなっていますか。また、その状況についてどのように分析し、どのようなご認識をお持ちになっているのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、同じく10月より始まっております介護型家庭奉仕員ヘルパー制度についてお聞き

をいたします。これは府立特別養護老人ホーム光明荘に派遣委託をされているわけですが、委託条件というか財政的補助はどのようになっており、光明荘側の体制がどうなっているのか、お教えいただきたいと思います。

こうした高齢者対策の中で先日、東京方面に視察に行ってきました。そうした点で感じるのは、長い人生を苦勞して生きてこられた同じ高齢者でありながら、これほど受けるサービス、行政水準に差があるのかという点であります。和泉市と人口規模、財政規模が似ている東京都日野市に行ってきました。ここは人口15万7,000人、一般会計391億円、若干特別会計の規模が日野市の方が大きくなっています。

ここでは、例えば70歳以上の方に理容、美容の利用券（一部負担）、健康管理手当が年額1万4,000円、看護料の差額助成事業（65歳以上の所得制限付き）、老人入院看護料貸し付け（65歳以上、もちろん所得制限が若干あります）、そして、老人入院見舞い金共済70歳以上、入院の期間に応じて5,000円から5万円までいただける制度になっております。さらに、余り細かくは申しませんが、福祉面でも老人福祉手当、これは月額最低2万4,000円から最高4万3,000円です。寝たきり老人の看護手当が毎月5,000円以上、65歳以上の寝たきり老人を看護している御家庭に給付されています。

さらに、もちろん和泉市でやっているようなデイホーム、ショートステイ、ミドルステイも見事にやられています。また、住宅の改造助成についても、先ほど、公明党の並河議員さんもおっしゃいましたが、障害者などを抱える御家庭に対して住宅政策でも改造費助成もやっておられます。もちろん、入浴料の助成、老人給食など、和泉市で行われていない事業が数多く行われているわけです。

同じ65歳以上、一部70歳以上もありますが、高齢者サービスがこれほどにも違うのは、どう考えても納得できないわけであります。和泉市でも例えば先ほど述べました中の1つ、老人入院見舞い金制度などは、老人医療の有料化への市の救済的な意味もあり、実施もすればいいと思いますが、いかがお考えですか。また、先ほど述べました類似の日野市の先進的な事例に対しいかがお感じになっているか、合わせてお聞きかせ願いたいと思います。

3点目は、同和教育主催者管外研修についてです。

この問題は、先日12月6日の産業文教委員会協議会で質問したところでありますが、その後の経過を見る中で、市当局の無責任さ、その場しのぎの言い逃れと言わざるを得ない事態が生じてきているため、委員会で言いましたようにこの本会議の場で追及させていただきます。産業文教委員会に所属されていない議員さんもいらっしゃいますので、簡単に経過を紹介します。

11月30日付通達文書が手に入りました。西川教育長から同和教育主导者配置校校長にあてたものであります。表題は「同和教育主导者管外研修実施について」。12月10日(月)から11日(火)まで、同和教育の推進に資するためという目的で兵庫県朝来郡朝来町福祉会館で研修をする。内容日程は、10日は丸尾良昭の講演「八鹿高校差別事件に学ぶ」、和泉市人権啓発室室長亀山学氏の講演「意識調査に見る同和教育のあり方」、11日は全同教事務局長荒木康雄氏の講演「子供の権利条約について」、大同教常任事務局員藤野とくぞう氏の講演「大阪の同和教育の現状と課題」。そして、宿泊は城崎郡香住町柴山 民宿「たかはしや」となっています。

私が問題にしたのは、最初の丸尾良昭氏であります。16年前、八鹿高校を舞台に繰り広げられました解放同盟による前代未聞とも言える暴力事件の首謀者であり、11月30日、最高裁判所第一小法廷で上告棄却の判決を受け、彼らが八鹿高校差別教育糾弾闘争という名で行った学校教育への公然とした介入事件が、組織的、計画的な集団暴力事件であることが法的に明確になったということでもあります。こうした人物を研修会講師として予定することはとても認められない。やめるべきだと主張したわけです。そのときの教育委員会当局の回答は、判決前に準備したこともあったので再検討したい、ということでした。8日になりまして、教育委員会は、「今回の研修会は中止します」と私の方へ連絡に参りました。委員長の方にも報告がいつていると思います。

私は、これで一応、決着がついたと思っていました。教育委員会として非を認めただんなど思ったのであります。ところが後日、この研修出席予定者の1人が10日、11日に年休を取り、「丸尾氏の話も聞いてきた」と職場で公言しているということが判明してきました。これでは、まるで私どもをペテンにかけたのではないかと思うわけであります。

そこで、あえてお聞きをいたします。1番目に、教育委員会が今回の研修会を中止とした理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

2番目に、中止を決めた後、教育委員会としてそれぞれの講師と出席予定者にその旨再通知したのかどうか。合わせて現地会場、宿泊先、交通関係の処理、キャンセル等を行ったのかどうか。

3番目に、今回の研修参加予定者の氏名と所属学校名及び荒木、藤野両氏の所属学校を明らかにしてください。

4番目に、10日、11日の各人の勤務状態、年休を取っていたのか、勤務していたのかお教えいただきたいと思ひます。

5番目に、今回の研修会の予算額の内容、講師料、交通費、宿泊費等ではありますが、示して

いただきたいと思います。また中止後は、この予算は当然、不執行となるはずですが、その処理はどうなっていますか、お教えてください。

以上で質問の趣旨説明を終わらせていただきます。答弁内容によりましては、自席より再質問をさせていただきたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 再開発課長（橋本通弘君） 駅前再開発事業に係ります公共施設の具体化につきまして、再開発課橋本よりお答え申し上げます。

和泉府中駅前再開発事業につきましては、本市の都心であり、表玄関にふさわしい町づくりを行うため、昭和62年度に地区再生計画を作成したところでございます。特に和泉中央線、駅前広場及び進入道路等の整備が最優先課題でございまして、面整備と一体的に整備が望まれる約4.9haを市街地再開発事業手法で行おうとするものでございます。現在、地元権利者の方々に再開発事業について御理解をいただくべく、説明会、見学会、意向調査等を実施しております。

計画区域内には、和泉中央線、大阪和泉泉南線、和泉府中東通線、駅前広場等公共施設の整備計画がございまして、今回の計画案の中で駅前広場、大阪和泉泉南線等の都市計画の一部変更見直し等がございまして、この変更内容につきまして、現在、大阪府と事務的な協議を行っております。また、公共施設の具体的な事業計画案につきましては、今後、地元の合意形成の状況に応じまして、大阪府、JR西日本あるいは関係各課と協議を進めまして、詳細な検討に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 産業部次長（藤原清司君） 和泉府中駅周辺の自転車駐輪場につきまして、交通公害課藤原よりお答え申し上げます。

和泉府中駅周辺の自転車駐輪場につきましては、公営で1カ所950台、民間で14カ所1,970台、合計で2,920台を収容してございます。また、放置自転車につきましては、駅周辺で300～400台と推定してございます。放置自転車に対しましては、本年度より朝7時から9時まで街頭指導員を配置して指導するとともに、近隣からの通勤、通学者に対しましては徒歩で通うよう、和泉市の広報やビラで協力を呼びかけておるところでございます。また、不足してございます自転車駐輪場につきましては、駅より200m程度という制約もございまして、場所選定については苦慮しておるところでございます。

なお、旧国鉄跡地につきましては、駅前再開発計画との絡みで折衝しておるところでございます。

続きまして、営業時間の延長につきましては、阪南各市の状況でございますが、現在、各市とも実施してございません。また、本市といたしましても、管理人のローテーションや財政上の問題もありまして、この問題につきましては、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと存じております。

また、使用料の減免でございますが、これについても阪南各市の状況は、堺市が学生に対する制度がございますが、それ以外の各市では、実行性のある制度はございません。和泉市としては、駐車場が比較的低額な使用料の場所も設定してございますので、これらの方につきましては、その場所を御利用していただきたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次、福祉関係の答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の高齢者福祉対策について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の庁内体制と進捗状況でございますが、高齢者福祉対策の庁内組織につきましては、高齢化問題の中心となるべき福祉事務所の福祉課、児童課、総合福祉会館、老人センター、身障会館、以上、2課、3施設と、さらに関連の深い和泉市社会福祉協議会及び和泉市シルバー人材センターの参加を得まして高齢化問題研究会を設置いたしまして、これまで数回の会合を行っております。同研究会は、高齢化問題に関する基礎的な認識を深めるとともに、今後の社会福祉関係8法が改正されましたが、この改正内容の勉強を行うことを主たる目的といたしております。これまでの会合におきましては、同研究会の構成メンバーの所属部局において所管しております業務の現状と問題点の把握及び今後の対応のあり方、それに府下各市町村における高齢化問題に対する取り組み状況等の調査を行っておるところでございます。

2点目のナイトケア、ホームケア促進事業、介護型家庭奉仕員制度についてでございます。最初にナイトケア及びホームケア促進事業の登録者数及び利用状況でございますが、ナイトケア促進事業につきましては、現在のところ登録者数は1名でございますが、利用には至っておりません。また、ホームケア促進事業につきましては、登録も利用もともに現在ございません。

そこで、先生御指摘のこの制度に対する現状をどう考えているか、という問題でございます。ナイトケアにつきましては、利用する市民にとっては、毎朝、毎夕送り迎えをしなければならぬということがございますので、夜間だけといわず、いっそのこと、昼も預かってもらおうという方向になりやすいことが、利用が少ない最大の原因であろうと存じます。ナイトケアの御相談にお見えになりましても、面接の過程で昼も夜も一定期間預かっていただけるショートステイの利用になる例がございまして、ショートステイの利用が大幅に増加しているのが実態

でございます。

一方、ホームケア促進事業につきましては、市民から直接の御相談もございませんので、なぜ利用がないかということは推測の域を出ませんが、やはり介護者も施設に宿泊しなければならないことが負担になっているのではないかと考えております。

次に、介護型家庭奉仕員の状況でございますが、委託の実態につきましては、委託料は、1カ月当たり30万4,880円または1カ月の訪問延べ件数に4,540円を乗じて得た額のいずれか高い方の額といたしております。

なお、この費用のうち訪問件数1件当たり単価4,540円の4分の3に相当する額が、府補助金として交付されることになっております。

また、委託の実態でございますが、実際の訪問となりますと、まず、本市が派遣を決定いたしまして、その決定した家庭と訪問日時等を打ち合わせの上、光明荘の囑託職員が訪問することとなっております。

次に、3点目の入院見舞い金制度新設についての御提言でございますが、日野市の入院見舞い金共済制度につきましては存じておりませんので、はっきりとした見解は申し上げかねますけれども、先生のお話によりますと、老人保健法による老人の入院費一部負担制度の代わりの意味合いもあるということでございます。その点から申し上げますと、入院料一部負担金の減免要件は、老人保健法では非常に厳しいものとなっております。したがって、大阪府ではこの減免要件を緩和すべく、障害者医療費助成制度適用者が、老人保健法適用者あるいは老人医療費助成制度適用者となった場合とか、あるいは所得税の非課税の世帯の老人などに対しては、お支払いいただくことなく一部負担金相当額を助成するという府独自の制度をつくり、一定の低所得者への対応を行っているところでございます。

今、御提言のありましたように、現在の制度に加えさらに入院料一部負担金助成措置ということになりますと、現在のところ、特別の検討は行っておりませんので、御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 同和教育室長（橋野 蔵君） 3点目の同和教育主担者管外研修につきましては、教育委員会同和教育室の橋野が答弁申し上げます。

まず、1点目の中止した理由を明らかにせよ、ということでございますが、教職員が見識を深め、指導力を高めて子供たちに豊かな知識と判断力を付けさせるためには、教師みずからが研鑽を重ねる必要がございます。特に同和教育におきましては、差別の現実学ぶことが大切であり、今回もそのような見解のもとで研修会を計画いたしました。しかし、最高裁の最終判

断が出ましたので、中止としたものでございます。

2点目に、出席予定者に対して通知したのか、ということですが、最高裁判所の判決の発表がありました後、この問題につきまして教育委員会として検討し中止を決定、7日付の文書でもって各学校長に通知をいたしました。

なお、講師あるいは現地宿泊先等につきましては、準備分担してきました分掌に基づきまして、同和教育担当者会に研修会中止の措置をとるよう指示いたしました。交通機関につきましては、当日、切符を購入する予定でございましたので、その処理を行う必要がありませんでした。

3点目でございますが、参加予定者の所属と氏名を明らかにせよ、ということですが、この御質問は、次の御質問の個人の年休との関係もございまして個人名は控えさせていただきます、学校名と職名にとどめさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと存じます。研修会参加予定者は、同和教育推進校4校の同和主担者各1名。それから、信太小学校に籍を置いております泉北同教事務局員1名、富秋中学校に籍を置きます全同教事務局員1名、幸小学校籍の大同教事務局員1名、それに市の関係者3名でございました。

4点目の10日、11日の勤務状態あるいは年休の問題でございます。市教育委員から参加を予定していた者につきましては、当日、市の方で勤務をいたしました。しかし、学校等につきましては調査しておりませんし、また、当日、個人が年休を取ったかどうかについて調べることににつきましては、一般的な年休処理等の関係もございまして、問題が起きると考えております。

5番目の質問でございますが、今回の研修会の予算額と内容等について、ということでございます。まず、1点目の予算額と内容についてであります。当日の支出予定は、交通費1人当たり7,620円、それに宿泊費、これは2日目の会場借り上げ料も含んでおりますが、1人当たり2万円。それに大同教事務局員、全同教事務局員の講師料、福祉会館の借り上げ料等を含め2万円を予定しておりました。これらの支出のうち、公費によって賄う予定の金額は、同推校同和教育主担者4名と泉北地区同和教育研究協議会事務局員1名、これにつきましては、府費によりまして学校の内規に基づき小学校は1万5,000円、中学校の場合は1万8,000円の打ち切り旅費、それから、市関係者3名分につきましては、市の旅費規定に基づきまして、宿泊費1万円、交通費7,620円、それに2日分の日当として4,000円。また、講師料2万円につきましては、市費で支出を予定しておりました。

なお、全同教事務局員1名、大同教事務局員1名につきましては公費の支出はございません。全体としての不足分につきましては、同和担当者4名、泉北同教事務局員1名と市教委の指導

主事2名によりまして、今年の4月から行っている個人の私費による積み立てで賄う予定をしておりました。

また、予算不執行の処理でございますが、12月1日より本研修会実施について再検討に入ったため、府費及び市費につきましては支出の手続をしていなかったため、処理が要らないこととなっております。

以上、5点につきまして御答弁申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 問題が多岐にわたっておりますので、時間の関係で答弁は簡潔にお願い申し上げます。

質問は大きく3つにくくりましたが、まず、駅前再開発の公共施設問題で聞きました。この計画書の33ページですが、いわゆる土地の利用計画並びにそれに基づく財政問題が載っています。公共施設が48%、宅地が52%という比率になっております。その中で財政資金計画は、公共施設の管理者負担金が102億円、さらに、市街地再開発事業補助金として82億円が計上されていますが、この財源がどこから出るのかということをお教えいただきたい。

2点目に、先ほど紹介した同じ24ページのJR阪和線連続立体交差云々という文章ですが、いわゆる連続立体は事業見通しなしという考え方を市自身が認めて確認しておられるのかどうか。先日、第二次泉北広域行政圏にオブザーバーで傍聴に行きましたが、若干ニュアンスが違うような気もしていますので、私の思い違いかもしれませんが、この辺について再度、企画課の方の答弁になると思いますが、ちょっと教えていただきたいと思っております。

3点目は、自転車置き場問題ですが、収容台数はおっしゃっていただきましたが、新たな場所の選定に苦慮しているという御回答です。駅前再開発プランの中では、現在、私営でやっておられる業者の方々が、再開発後も自転車置き場の営業を続けていかれる意向があるのかどうか。この点はさきの委員会の報告にもありましたが、再開発課の方でヒアリングによるアンケート調査を実施されていますが、この中ではどのような実態把握ができたのか、少し教えていただきたい。

時間延長と減免問題ですが、時間延長の方は検討課題。減免は若干厳しい御回答をされたわけですが、改めて次の議論をするために教えてほしいと思っております。所管は違いますが、事前に聞くから調べておいてくれ、ということをお願いしておきましたので、交通公害から答えていただけたと思いますが、和泉市で奨学金を受けていらっしゃる生徒さんがどれぐらいおられるのか。私としては、減免規定の中でも唯一、堺市が小学生まで含めている制度を始めているわけですので、和泉市でもこの辺の考えに踏み込むべきではないかという気持ちがあるのですが、この辺も合わせて回答していただきたいと思っております。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 1点目と3点目につきまして、合わせてお答え申し上げます。

公共施設管理者負担金と市街地再開発事業補助金の財源についてでございます。御承知のように市街地再開発事業の財源構成につきましては、公共施設管理者負担金と市街地再開発事業補助金、それと保留所処分金で一応賄うこととなっております。

公共施設管理者負担金でございますが、公共事業に係る経費につきましては、全額公共施設の管理者が負担するとなっております。この財源構成でございますが、通常、道路事業等を行う場合と同様、国、府の補助金を仰ぎまして、市の持ち分と合わせて事業主体となる組合に負担するというものでございます。

また、市街地再開発事業補助金でございますが、通常は一般会計補助ですが、事業を施行するに当たりまして、調査、設計、計画、土地整備あるいは供給施設等共同施設整備費に対して一定の補助をするものでございます。補助対象経費の国が3分の1、府が6分の1、市が6分の1の計3分の2を補助するものでございます。

3点目に、民営の自転車駐輪場の方の再開後の意向はどうか、ということでございます。今回の再開事業予定計画区域内に民営の自転車駐輪場を経営しておられる方が3軒ございます。第2回目の意向調査では、再開後における生活設計等に対する具体的な意向までは聞いておりません。ただ、自転車駐輪場というのは、再開ビルの中での営業は採算的にも難しく、他の方法を検討されているのではないかと考えておるような状況でございます。

○ 企画課長（今村堅太郎君） JR阪和線と和泉中央線との立体交差の問題につきまして、企画課今村よりお答えいたします。

泉北地域広域行政圏計画に記載しておりますJR阪和線と和泉中央線との立体交差でございますが、前計画の目標年次が到来いたしましたことによりまして、新たに策定替えをいたしましたところでございますが、その中で出てまいります。その審議の折、本市の委員の1人でございます若浜議員さんからの御指摘をいただきまして、新たに追加したという件でございます。この内容につきましては、中央線の方を交通の混雑緩和あるいは交通安全の観点からJR阪和線と立体交差させようとするものでございます。したがって、JR阪和線そのものの連続立体化というものではございませんので、その点よろしく御理解をお願いいたします。

なお、計画書につきましては、現在、印刷に回すべく整理しておる最中でございますので、全議員さんにお渡しできていませんが、印刷ができましたら配付させていただきますので、合わせて御理解賜りたいと思います。

○ 産業部次長（藤原清司君） 先ほどの奨学金の件でございますが、教育委員会で聞きましたところ、高校生で53人ということでございます。

○ 22番(早乙女実君) 今回は、あえて財政面を合わせて聞いているんですが、国、府、市のそれぞれの持ち分とか、いわゆる補助対象の率でということですが、保留所処分費で180億円ですから、ちょうど5分5分の関係ですが、これで全部率を出して具体的な市負担がどれくらいになるか、ちょっとようしません、大変な財政負担になることははっきりしているんじゃないか。35ページでもこれは大変な問題だということであえて指摘をしております。その1つとして、長期的な財政運営計画を立案しなければいけない。2点目には、関係機関の積極的な支援が必要だということで、計画書そのものの中で答申的な意味も含めてうたっているわけです。この辺のことについて当局自身はどう考えているのか、再度、お聞きをしておきたいと思えます。

立体化の問題は、私の方が連続立体化と勘違いした面もありまして、ニュアンスも違うと思っていましたが、1本、1本が上に行くか、下に行くかでやられるということですので、整合性は合うわけです。私自身は、連続立体の方が後のことを考えるといいのではないかと思います。この辺は、いろんな難しい問題がありますので、私の勉強課題を含めておときます。

そうすると、あくまでも越えていくということで、その下を駐輪場ということがこの計画の中にうたっています。この14ページでは、駐輪場の利用客の将来見通しということで、人口20万都市を想定されておるのでしょうか、全乗降客数のうち1万4,490人が自転車で府中駅前に来るという計算になっています。とすると、交通公害も含めて自転車が収容できていくのかという問題が起きます。先ほどの御答弁では、民間業者は営業的にはしんどいのではないかと、ということですが、越えていく中央線の延長線上の下だけでこれだけの見通しを組んであるのがいけるのかどうか、ちょっと疑問に思えますので、その点について再度、お聞きしたいと思えます。

それと、減免制度については答弁がなかったのですが、余りやる気がないような感じです。関東方面の例ばかり出すようですが、先進地域では、民間への補助も含めて減免制度をやっています。大阪とは大分様相が違いますが、この辺も含めて関係当局では具体的な足を出していくよう、これは要望だけにしておきます。

それから、時間延長問題ですが、阪南各市ではやってないということですが、ボックス型の駐輪場の横にももちろん有料ですが、出し入れ自由の場所を設けてあります。鳳や堺市駅もそういう状態です。利用者からいえば、夜遅く帰る人は、管理人がいないと入れないところではなく、安全管理に多少問題はあるが、出し入れ自由のところを選択できるようになっています。この辺も含めてもう少し検討されるよう、この点も要望しておきます。

再開発の関係だけ答弁を願います。

- 再開発課長（橋本通弘君） 長期的な財政運営計画の立案でございますが、御承知のように今回の再開発事業は非常に大きく、また、公共事業のウエートも高うございます。また、短期間に多額の資金を必要とする事業でございますので、市財政に及ぼす影響は多大なものがございます。今後、準備組合の活動の中で具体的な事業計画案あるいは事業資金計画案を検討するところでございますが、その都度、財政当局とも十分調整協議をしてみたいと考えております。

それと、関係機関の積極的な支援でございますが、今回の公共施設の計画の中で府道の整備に係る部分がございます。この府道部分につきましては、大阪府との経費の負担割合の問題、また、駅前広場の整備に関しましては、JR西日本との負担割合等の問題もございます。今後、事業内容等を協議する中、できる限り御協力をいただけるよう要請をしてみたいと考えてございます。

最後に、再開発事業の中での自転車駐輪場の収容台数等の考え方でございますが、62年度に計画いたしました時点で駐輪場につきましては、中央線を高架にすることによりその下部を利用する計画でございます。ただ、中央線が高架になるか、アンダーになるかにつきましては、今後、道路管理者である大阪府との構造面の具体的な協議の中での検討事項でございます。仮にアンダーになれば、道路下は使用不可能となりますので、そのときの方法といたしましては、他市の事例にもありますように、駅前広場の地下利用あるいは自転車駐輪場と併設する方法等も検討をしてみたいと考えております。また、収容台数等につきましても、関係課と十分に協議し検討をしてみたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 最後に、意見だけ述べておきます。

この財政面でかなり膨大な市費持ち出しになりそうな感じもあります。先ほどの御答弁にありました研究、検討結果もお待ちします。今、全国各地でいろんな再開発が進んでいますが、市主催の研究会なども随分やられています。そこで、京都では立命館の遠藤教授を呼ばれ、市主催で勉強会をやられた分のニュースをいただいてきたんですが、その中で遠藤先生は「再開発が成功するか否かは、市がいかにカネを注ぎ込むことができるかにかかっている。施設を市に高く買ってもらい、いわゆる権利証の価格を下げる必要がある」、いわゆる権利者の負担を減らすことが成功の第一条件だとおっしゃっておられます。先ほど、補助金等で5分と5分、後は保留所の処分にかかっているような答弁でしたが、やはり市の責任が相当大きくなるような気もいたします。

それから、市の体制そのものについても、今回は自転車置き場ということで交通安全の係と再開発の間でどういう調整になるかということを一度質問で聞いてみたんですが、大変という

か、日常的な横の連絡がない。そうすると、多分他のいろんな計画が出てきた場合、かなり横断的な意味で大変な問題が出てくるんじゃないか。その意味でスタッフなり人材配置については、市全体ではここだけじゃなく中央丘陵もやっていますから、総合的な体制づくりというものをもっと市長自身が考えていかないと、全部の計画がぼちゃちゃってしまいますので、これは意見として言うておきます。

次に、高齢化対策の問題ですが、大変不十分だと思います。行ったところの例ばかり出して申しわけないんですが、堺市では、63年3月にできています。堺市高齢化社会対策研究会報告書いうものが61年から63年までの3年間、18人の委員で検討した結果として、とりあえず63年3月で終わっています。これからは実施計画をどうするかプランニングに入ります。そうすると、和泉市はまだ福祉事務所段階だけでやっているということですね。堺市では、中心に企画がどんと座って18人の課長クラスを全部寄せて高齢化社会対策研究会でやっています。この辺からしますと、全く和泉市と総合的な検討に取り組む姿勢そのものが違う感じですよ。これは財政や人員増も含めて、本当にやる気があるならば、それぐらいの構えでやっていただくよう指摘だけしておきます。

ナイトケア、ホームケアの問題ですが、今回は、きっちり言うておきたいと思ってお聞きしたわけです。この制度ができたとき、わが党議員が、その施設へ行くことが最大のネックになるという足の問題を指摘したと思います。ところが、今、聞きますとゼロ。あえてここで聞いておきたいのは、新しい施策をやるとき市当局としては、当然対象者の意向調査をやられなかったのかどうか。寝たきり老人とか車椅子など介護が必要な人ですから、市としては対象者が比較的限られていると思います。そうした方々が、この制度をつくったらどういう状態になるかということでの要望なり意向調査をやらなかったのかどうか、それを1点、お聞きしておきたいと思います。

この足の問題のことですが、先ほどの日野市では、市の持ち物ではありませんが、施設の方から専用バスがコースを決めて送迎しています。ショーステイとミドルステイ事業は家族が送迎しているんですが、それにしても車椅子タクシーということで、民間のタクシー会社が1台ずつ車椅子でも乗れるリフトカーを持っています。これに対して市の福祉タクシーの補助券、各個人に渡しているものも使えるという制度です。個人の送迎が必要だといっても、別の制度を使えばちゃんと施設まで行けるということです。ここまで責任をもって組んでやれば、実施ゼロなんてあり得ない。しかも、その前段で「どういう状態になればあなたがたが利用できますか」という意向調査をしておけば、このような結果には絶対ならなかったはずですよ。この辺についての考え方を再度、お聞きをしておきたい。つまり、リフトカーの購入や福祉タクシー、

車椅子タクシー等の制度をつくる気があるのかないのかです。

光明荘の件ですが、先ほど、金額的に財政補助についてお聞きをしました。嘱託職員といっても、要するにアルバイトなんですね。先日、これもちょっと心配だったので、機会がありましたので、光明荘の寮母さんに私どもの学習会に来てもらってしゃべっていただきましたので、どういう実態になっているか、少し御紹介します。

定員は120人。国の基準では、老人4.5人に1人の寮母さんですから26人なんです。若干、視力障害の方が加配で1人入っておられますので27人体制です。しかし、これはあくまでも基準であって、実際は夜勤体制に回しますので、通常は昼間10名で120人の方を介護しています。その中身といいますと、年齢的には104歳の最高齢者が1人、90歳以上が15人、平均年齢男性77.6歳、女性82歳。この中には、いわゆる寝たきり状態にある人が28人、常時おむつを必要とする人が40人、夜間だけ必要とする人が20人、今、問題になって入るアルツハイマー性、痴呆性老人が1人いるという、これが120人の入所されて入る方々の実態なんです。

この状態のところへ市は新たに介護型家庭奉仕員制度を委託したんです。当然、新たな人員配置がなければ、その寮母さんたちを含め労働条件が悪化するのには目に見えていたんです。だから、彼女たちも地域の在宅になっているお年寄りに関心を持ち、介護を進めなければいけないということが出ていく必要があるということは認めてはいる入る。ただし、彼女たち自身、10人で120人を見るという以上のことはできないということです。最終的に結局、アルバイト2名を入れてくれと当局に要求し、市との話し合いもそういうことで対応するという事なんです。結局、正職を入れる予算ではないということです。こういう状態を当局は知った上で委託されたのかどうか、この辺のことについて、再度、お聞きをしたいと思います。

最後の日野市の入院見舞い金制度ですが、これは先進都市の1例を申し上げたわけですが、どこともあり余る財政でやっているのではないというのは同じなんです。補助金カットもあります。ただし、先ほども述べましたように、人口も財政規模もよく似た日野市でここまでやれて、和泉市でやれないはずはないと思う。一番身近な例で申し上げますと、隣の高石市の加茂小学校では、たった1人の身障小学生のため介護の必要性も含めてエレベーターを設置したんです。これこそ福祉だと全国的に話題になってます。全国からひっきりなしに教訓めいた電話が高石市当局に入っているそうです。同じ行政としてここまでロマンのある、やる以上は、ここまで考えてやってほしい。この辺は、今後の検討を要求しておきます。

最初に述べました幾つかの点について御回答をお願いします。

- 福祉課長（金谷宗守君） まず、第1点目のナイトケア及びホームケアの事業実施に当たっ

での事前調査についてのお尋ねでございます。先生がおっしゃるような事前調査は、一般論としては仰せのとおりだと思います。ただ、福祉行政におきましては、国庫補助の制度化が行われたものにつきましては、国において一定のニーズ把握が行われ、検討がなされたものでありますので、市町村においては、できるだけ速やかにその実施体制を整えるのが大切なことであろうと思います。そういうことでこの2つの制度につきましては、国の制度化から2年あるいは3年目となっておりますので、実施に踏み切ったものでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

2点目のナイトケア利用者等の送迎の問題でございますが、先生がおっしゃるように、送迎が大変なこともあろうかと存じます。今後、検討させていただきたいと存じます。

それから、3点目の介護型家庭奉仕員関係でございますが、介護型家庭奉仕員業務を委託している先は、府立光明荘でございます。府立光明荘の実際の運営は、大阪府社会福祉事業団という団体が行っておりまして、ここに本市が委託したわけでございます。同事業団は府の認可を受け、厳しい監督及び指導を受ける社会福祉法人であります。また、この事業団は、単に社会福祉法人であるということだけではなく、府の出捐金によって設立された府の外郭団体であります。また、この事業実施に当たっては、府立光明荘については社会福祉事業団であります、そこに委託するよう府からの指導と推薦があったものでございます。

以上のような事情によりまして、われわれといたしましては、この事業団が十分に信用し得る法人であるという判断のもと、一般民間会社に委託する場合と異なりまして、その業務処理体制その他の詳細部分までは特別の調査をいたしておりませんので、御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 木で鼻をくくると言うか、味も素っ気もないという感じです。もう少し答弁に夢が語れないものかと思います。というのは、先ほど例に出した日野市で「事業を進めるとき、どういう形でやられますか」と聞きました。1例でおっしゃったんですが、「一般老人1,000人、寝たきり老人200人、1人暮らし老人200人にアンケートを実施し、希望があれば事業を所管で検討し、実現に向けて努力しています。例えば今年は65歳以上の1人暮らし老人に対する見舞い電話、担当者が月1回電話をし、孤独感を解消しています。これがアンケートの中で60人やってほしいという声があったので、実施することになりました」とおっしゃってました。

もう1つは、これがパンフレットですが、「お年寄りの暮らしと生きがい」というタイトルですが、8,400人の70歳以上のお年寄りがいます。予算が120万円です。これを出した理由は、行政としては、老人たちの要求を掘り起こして行政を進めるようにしているんだとい

うことです。こういう姿勢が和泉市当局にありますか。どちらかといえば、要求は掘り起こしたくない。先ほどの答弁では、アンケートまでは取らない、国の方で基準があるとか、実態把握をしているからとかね。全国一律の基準あるいは実態把握で本当にやれるかどうか。

堺市が、私たちとしては内容は不十分ですが、ちゃんと調査し、市民アンケートを取り、63年で3年かけて出しています。明確に行政の姿勢として違ってきているんじゃないか。いわゆる全国的な行革の福祉切り捨ての大波に和泉市がもまれてぐんと後退させてしまっているんじゃないか。ぜひともこうした実態把握は今後、もっと強めていただきたい。そのための体制が必要だったら、何も税金のむだ遣いでも何でもないと思います。職員も増員すればいいと思います。市当局は、その辺の工夫をぜひやっていただくよう強く要望しておきます。

当然、その中で先ほど述べました車椅子タクシーやリフトカーの購入など、そのものずばりではないですが、それなりに足の問題は解決していきたいとおっしゃっておりますので、それをもっとやる以前からできるような行政水準にしてください。そうでないと、せっかくの制度が半年間、空中にぶら下がった状態になるということです。これこそ税金のむだ遣いです。この辺のところは苦言として言っておきます。

もう1つは、光明荘の委託の問題です。府の指導推薦があった。しかも、民間に委託するよりはましだから、と要約するとそういう回答なんです。余りにも安易すぎないかということです。府が言うから全面的に信用し、調査もしない。先ほど、僕が言った光明荘の実態については、ちょっとでも聞きに行けば、どういう体制であり、後問題が起こるかはわかったはずなんです。アルバイト体制でなければいけないとか、どれぐらい人員増が要るのかとかもね。その辺のことを具体的につかみもせず、府が言うからと飛び付いている。ナイトケアの問題では、私たちは当然、送迎が問題になるということは予算委員会で言いましたよ。なのに、あなたには実施されなかった。ところが、府が言うと、そんないいかげんな実態把握の中でもすぐやられる。これではたまらないですよ。

私は以前、医療ヘルパーの廃止問題を聞きました。たまたま、医療ヘルパーさんが退職されたのを機会に打ち切ったという問題を思い出していただきたい。そういう点も含め、こういう府からの意向とかいうときには、足元の実態を見ないで上の方ばかり見ているようでは、障害者とかお年寄りの方々に対して非常に冷たい政治だと言わざるを得ません。その点は、ぜひ観点を切り替えていただくよう要求しておきます。

特にこの委託されたという問題は、大阪府の在宅サービス供給ステーション事業というプランで出ますよ。はっきり言って、これは全府下で非常に問題になってます。これによって和泉市がやったということについて、いろんな福祉の集会に行くところとぼろくそに言われる。なぜこ

んなものをやられたのか、とね。そういう委託の実態なんです。一步前に進めようとする善意があるのかもしれませんが、しかし、大阪府が狙っていることも含め福祉の後退につながるということで、全府下的には、福祉団体で大論議になってます。それを和泉市が、ほとんど実態把握もせずにやられたということは、許し難い行政の怠慢だと思っています。今後、この介護型福祉制度の問題については、委託そのものも再検討し問題点の解決を図るよう強く要望して、この点は終わっておきたいと思います。

最後に、同和教育主导者管外研修の問題です。私は、今回の研修会を教育委員会が中止すると決めるとき、やっと教育委員会も主体的に物事を決めるようになったんだな、大前進だと思いました。先ほどの回答の中では、差別の現実に学ぶとか、最高裁判決が出たからとか、若干、僕の考え方から言いますと納得し難い面もありますが、市として中止すると決めた事実は、大変評価できると思ったんです。

しかし、最初に述べましたように、私どもは幾つか調べた、見逃せない事実がぼろぼろ出てくるんです。あえて紹介します。時間の関係と、1問目の回答みたいにあいまいにされないためにね。信太小の先生を初め研修会の参加予定者は年休にされています。香住町の民宿「たかはしや」には、当日8名が宿泊されています。これは確認しています。朝来町の福祉会館では、当日、丸尾氏を講師に会合が行われています。丸尾氏を含め9名が参加しています。さきの産業文教委員会での私の質問が、日本共産党の新聞「赤旗」の関西版の社会面に2回載りました。当然、朝来町の町民の方の中にも読者がいます。その方がうちの議員団の控え室にお電話をわざわざくださいました。「新聞を見て中止になったと思ったのに研修が行われていますよ」ということから判明いたしました。

さらに後日、12日の朝、信太小学校の職員朝礼で柏木先生、この方は泉北同教の事務局という肩書きですが、この先生が、「市は正式に中止を言ってきたが、所期の目的を達成するため丸尾さんに話を聞いてきた」ということを堂々とおっしゃってるんです。こういう事実があるんですよ。先ほどの答弁と全く話が違ってきます。先ほどの話では、確かに労働組合との関係や個人のプライバシーの問題、その権利もあるので、年休を取ったかどうかは調べられないという回答です。

そこで、あえて聞きます。市理事者席に講師予定者人権啓発室長亀山さん、いらっしゃいますか。あなたも年休を取って参加をされていますね。確認だけで結構です。「はい」か「ノー」か、それだけ答えてください。

- 人権啓発室長(亀山 学君) はい。
- 22番(早乙女実君) ということです。この事実だけで十分だと思います。先ほど、中止

を指示したとおっしゃったが、現地会場、宿泊地について本当にキャンセルされたんですか。それを確認したいんです。してないのと違いますか。宿泊地の「たかはしや」さんにキャンセルすれば、キャンセル料が要ると違いますか。月曜日から行かれてるんですからね。委員会が木曜日ですから、当然、1週間以内ですわね、キャンセル料が必要だったはずなんです。先ほどの答弁の中の財政処理については、執行前でしたので要りませんでした、一切のカネの出入りはなかったということです。

そうすると、このキャンセル料はどうなるんですか。お払いしなかったんですか。それとも、「たかはしや」さんが要らないとおっしゃったんですか。そうではないでしょう。もうキャンセルしないでそのまま行くから、と堂々とやられたんじゃないですか。それを教育委員会が黙認したのではないんですか。中止されたのは評価できると言いましたが、その一方で堂々と議会の答弁を覆すようなことを平気でやられているのではないかということです。

今、質問したこの事実については、多分、質問してもお答えにならないでしょうから、あえて言いました。この事実を受けてどういうふうにお考えになっているのか、再度、御見解を伺いたい。

○ 同和教育室長（橋野 蔵君） まず、年休の件でございますが、先ほども申し上げましたが、確認させていただきたいんですが、本研修会は、教育委員会として中止したということです。教職員等の参加予定者が参加したかどうか、あるいは年休を取ったかどうかにつきましては、確認しておりません。したがって、参加したとしても、それは個人の問題である。したがって、その行動を追跡することは好ましくないという見解でございます。

○ 22番（早乙女実君） 次の言葉が出てこなくなります。最高裁の判決が出たので、教育委員会としては中止したんでしょう。これは最初に明確におっしゃった。その後では、個人が年休を取って研修会と同じことをやってもかまわないというんですか。あなたがた教育委員会では、子供たちにうそを言うとか、あるいは同和研修で当たり前のことを守れとか、当たり前のことをせよとかおっしゃいましたね、亀山さん。あなたがいるからあえて言います。そういう研修もやっておられる教育委員会、あるいは子供たちに本当に平和と人権とか、いろんなことをおっしゃっておられる裏側で、教育委員会として中止したにもかかわらず、その後で個人が年休を取って同じ研修内容のことをしてもかまわないというのは、どう考えても納得できることではありません。

このことについては、私的にやったんだから教育委員会としては全く責任がないと思われるのですか。その責任があると思うか、ないと思われるのか。

○ 指導部長（木村吉男君） 先ほど、室長がお答え申し上げましたように、今回の経過をもう

一度振り返りますと、研修会の中止については、はっきりと学校長に文書でもって通知いたしまして、議会に対してもその旨連絡させていただいたとおりでございます。その後の問題につきましては、先ほども答弁させていただいておりますように、これは職員の問題でございますので、そういう年休等の問題につきましても、われわれは一切関知していないところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 22番（早乙女実君） 多分、平行線になるだろうなと思ったんですが、そこまでおっしゃるんでしたら、最後に、市長に聞きます。

中止決定されましたが、私どもが聞いた事実でもう1点あるんです。これは余り言いたくなかったんですが、はっきりした証拠というか、そういうものをもらえませんでしたので、この中止を決める7日の夜、市教委のメンバーと現地に参加した中の1人、その方が話し合って中止を決めてるんですね。その人は、堂々と年休を取って行かれ、職員朝礼で行って来たとおっしゃった。市の教育委員会のメンバーでもない教員が参加して、このことの収集を話し合いで決めていらっしゃる。全部口車を合わせて決めているんじゃないですか。

議会としては、産業文教委員会の経過も含め、1つの流れの中で議会答弁として「中止します」という回答が出たにもかかわらず、それと同じ中身が全く私事であるということで実施された。中止の理由は最高裁判決ですが、やめたということは教育委員会として非を認めているんですね。その講師についておかしいと思ったからやめたんでしょう。それを全部同じ日程、同じ場所、市がキャンセルも何もしていない中でやられたのは、議会軽視もはなはだしいと思いますが、最後に、市長見解を伺いたい。

- 市長（池田忠雄君） 早乙女議員さんの重ねてのお尋ねで市長答弁ということでございますので、私からお答え申し上げます。

2点あるかと存じます。その1点は、同和教育の研修の件でございますが、御案内のとおり、まだまだ差別が根強い中、差別のない明るい世の中をつくらなければならぬ。同対審答申に盛られているように、同和教育の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるという精神に沿って、今日まで同和教育の運営をいたしてまいっております。ハード面では一定の成果がございますが、心理的な差別は、まだまだ根強いものがあります。これを何とかしていかなければならないということで、社会教育の立場からの取り組みもやっていかなければならないとともに、学校教育の面からも、すべての学校、園におきまして同和教育を推進していくための取り組みが積極的になされていることだ、こういうふうに期待をいたしておる次第でございます。その際、府、市の同和教育の基本方針の趣旨が十分に生かされる取り組みを期待するものでありますし、同和教育の研修につきましては、教育委員会が部落問題学習に視点

を置きまして、学校教育の問題として主体的に取り組んでいるものだと理解をいたしておるのが第1点でございます。

2点目の今回の問題につきましては、産業文教委員会協議会におきまして、再度ございましたが、早乙女議員さんから質問があり、そして、教育委員会としてはよく検討をさせていただきたい、こういうことで協議会が終わったように、私も同席をいたしておりましたので、記憶をしておるわけでございます。その後、教育委員会の方から、市長さんがお聞きの産業文教委員会での早乙女議員さんの御指摘もありましていろいろ検討の結果、教育委員会主催での同和教育担当者研修会は一応、中止をいたしました、という報告は、私もお聞きをしておる次第でございます。

その後の問題につきましては、本日、初めてお聞きをさせていただいているわけでございますけれども、市長の見解ということでございますならば、なるほど総括責任者であります。しかしながら御案内のとおり、教育の中立性という意味合いから機関委任事務でございまして、内容的なことにつきましては、教育委員会の主体性に委ねている次第でございます。教育委員会として中止をしたということも事実だと思います。その連絡が行ったけれども、やはり同和教育の担当者の方々が休暇を取って有志で行かれたということがあったという御指摘が、今、お聞きをいたしておる点でございます。

こうした問題につきましては、教育委員会としては中止をしたという報告を聞いておる段階でございまして、それ以上、機関委任事務のことでもありますので、それがいいのかどうか、あるいは内容について、市長として立ち入ってどうこうということは差し控えさせていただきたい。同和教育の研修につきましては、今後とも教育行政の場において取り組みを強化していきたいと存じております。

- 22番（早乙女実君） 最高責任者に答弁を求めて終わりにしようと思ったんですが、最高責任者が機関委任事務と言って逃げちゃった、どうしようもないですね。議長に預けようかなというぐらいの気持ちになりますね。
- 議長（穴瀬克己君） 教委管理部長より見解を求めます。
- 管理部長（逢野博之君） それでは、私から御答弁を申し上げます。

先ほど、教育委員会の職員でない人が最終的な決定に参加して決めた、ということですが、どこでその情報を入手されたかは存じませんが、教育委員会の私からはっきり申し上げます。教育委員会の主体性におきまして最終的に決断をくださったものでございます。その連絡に職員が行ったとき、そういう相談をしたという判断をされているかもわかりませんが、あくまでも、これは教育委員会の主体性におきましてこの判断をくださった中でございますので、教

育委員会の事務の処理規定に基づきまして、私なりが最終的に判断をくださったものでござい
ます。よろしくお願いを申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 平行線ですので、最後に一言述べて終わります。

先ほど、教育委員会に責任がないのか、と聞きましたが、この点についても答弁がなかった。
私は、あると思います。年休を取ったからそれで許されるという形が通っていきんだったら、
行政は、全く何も責任が持てなくなるのと違いますか。都合が悪いことは、例えば市長公室長
が年休を取ってやった、あるいは教育庁が年休を取って一私人としてがやったというようなこ
とが通るのなら、憲法も地方自治法も全く意味がなくなります。全く納得できません。そうい
うことで一般質問を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして一般質問は全部終了致しました。皆様方の御協力に
よりまして、予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

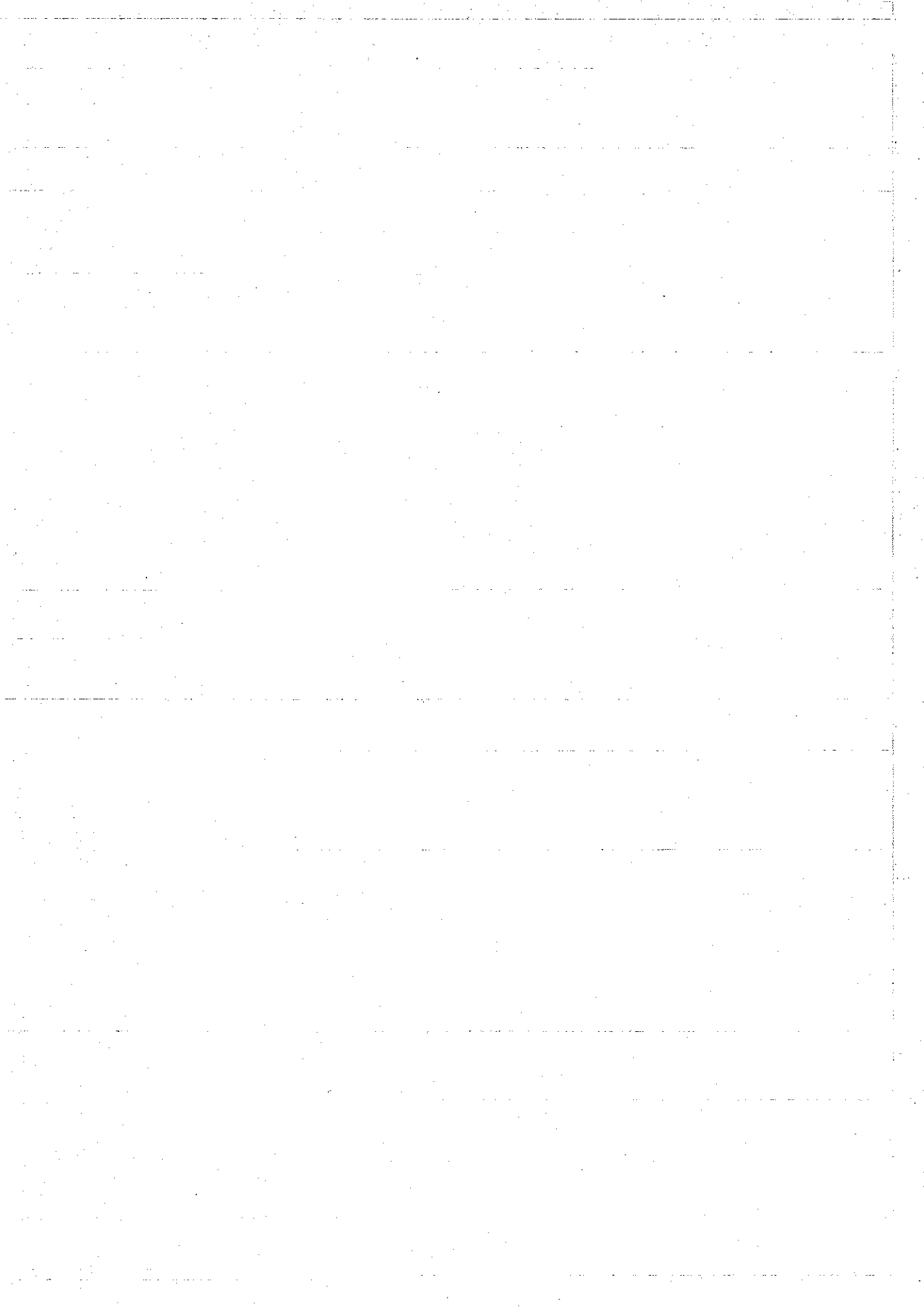
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を
行いますので、定刻御参集をくださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時25分散会）

最 終 日



平成2年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
助役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
助役	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
収入役	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室理事	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋明
市長公室理事	神藤恒治	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室理事	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室理事	稲田順三	福祉事務所	次長	坂田平之義
市長公室次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室次長	亀山学	市民生活部	次長	岸田秀仁
秘書課長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
企画課長	今村堅太郎	市民生活部	次長	池辺修次
総務部長	橋本昭夫	産業部	長	松村吉堯

産 業 部 理 事	中 西 淳 富	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	松 林 保	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	教 育 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	管 理 部 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	農 端 小 一	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	指 導 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 理 事	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清 三
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 議事係長 佐土谷茂一
 調査係長 井之上光一
 係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年6月分)	P. 1
2	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年6月分)	P. 11
3	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年6月分)	P. 17
4	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年7月分)	P. 22
5	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年7月分)	P. 32
6	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年7月分)	P. 38
7	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年8月分)	P. 43
8	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年8月分)	P. 53
9	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年8月分)	P. 59
10	請願 第1号	留守家庭児童会(学童保育「なかよしクラブ」)の充実と改善を求める請願 (産業文教委員長報告)	
11	認定 第1号	平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第2号	平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	認定 第3号	平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
14	議案 第56号	工事請負契約凍結について(丸笠団地改善(三期)工事)	P. 1
15	議案 第57号	町の区域及び名称の変更について	P. 3
16	議案 第58号	岸和田市が本市の区域内に市道を認定することについて	P. 10
17	議案 第59号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 12

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第61号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
19	議案 第62号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 17
20	議案 第63号	平成2年度12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P. 22
21	議案 第64号	平成2年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 27
22	議案 第65号	平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 75
23	議案 第66号	平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 84
24	議案 第67号	平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 94
25	議案 第68号	平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 115
26	議案 第60号	教育委員会委員の任命について	P. 27
27	議会推薦 第2号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別紙
28	意見 第8号	高校40人学級の即時実施・私学助成の抜本的拡充を求める意見書	別紙
29	意見 第9号	こども向け有害図書に関する意見書	別紙
30	意見 第10号	看護職の確保及び待遇改善に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日、
わたりまして御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはい
ません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、

22名でございます。

- 議長（穴瀬克己君） ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長（穴瀬克己君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第31号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年6月分
監査報告第32号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年6月分
監査報告第33号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年6月分
監査報告第34号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年7月分
監査報告第35号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年7月分
監査報告第36号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年7月分
監査報告第37号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年8月分
監査報告第38号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年8月分
監査報告第39号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年8月分

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第31号より第39号までの報告を終わります。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第10『留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願』を議題といたします。

本件については、産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を竹内委員長にお願いいたします。

（産業文教委員長登壇、報告）

○ 産業文教委員長（竹内修一君） それでは、報告申し上げます。

本年7月開会の第2回定例会において当委員会に付託されました『留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願』について、審査いたしました結果の概要について御報告申し上げます。

本請願は、さきの第3回定例会において中間報告が行われ、引き続き継続審査となっております。

審査に当たっては、役員改選後であることから、本請願に係る趣旨、内容及びその後の経過等取り扱いについて、再度、教育委員会より説明を受け、その中で定員超過、複数クラブ設置、指導員と指導内容の充実、施設、設備、制度の各項目についての教育委員会の対応措置と、「平成2年度留守家庭児童会指導員研修計画」についての資料が提示されました。

次に、中間報告にもございました、委員より要望があった請願者の出席により実態説明を願う件については、教育委員会の説明により十分にその真意と実態のほどが伺われる。また、請願者の出席ということになると、委員会の運営上、こうした機会を与えることは不相当と考えるので、この件については、現状の運営方法によりたい。

また、委員会の現地視察についても、今後の審査経過を見極めた上で再検討したいということで、委員会としての運営についてお諮りいたしましたところ、請願者の切実な声を聞くということは、委員会審議を進めていく上で後退するということはありませんので、休憩を取ってでも請願者の代表の声を聞くべきである、との意見がありました。

次に、質疑の内容は、まず、定員超過問題に関連していわゆる措置率的な意味から入所率等についての質問に対し、現在、児童会として開設している13校のうち3校だけが定員超過という現状であるが、残り10校については定員内で措置している実態から、総対応児童数437名全員の要措置児童はすべて入所していただいている、との答弁がありました。

次に、土曜保育の実施についてはどういふふうを考えているか、との質問に対し、週休2日制が定着しつつある中、学校を離れた場合、親と子の触れ合いが非常に重要であるという認識のもと、当問題については現行で対処したい、との答弁がありました。

また、東京都内の一部では、学童クラブの平均的事例による実態と加入率は、児童数の減少とは相反して措置児童数は増加傾向にあり、本市と比較して予算規模においては大きな差異はあるものの、単に比較は困難であるが、指導員は、すべて正職員という身分保障で位置づけしているのが現状である。

本市においても、賃金面を含めて非常勤嘱託員の身分の切り替えを含め明確な保障を実施しない限り、お盆、年末、年始の閉所期間の短縮措置は困難を伴うのではないかと。また、電話措

置についても、本当に緊急を要するためという観点から、抜本的な意味での位置づけを含め再検討されたい。

加えて現在、本市の保育所では、給食を含め6時半までの土曜保育を実施しているところであり、市職員においても多数この制度を利用しているが、指導員の労働条件改善を前提に休日の閉所期間の短縮を検討されたい。

また、市として、教育委員会としての誇れる施策の実施を本請願内容にかかわることなく、幅広い子供たちのための施設としての位置づけを合わせて検討されたい、との要望があり、質疑を終わりました。

次に、請願の取り扱いについては大きく4点ある中、クラブの新設及び指導員と指導内容の充実につきましては、教育委員会として実施に向け努力されるとのことであり、残る一部の点については困難性も伴うものの、本委員会として今後、理事者において検討、努力されんことの意見を付して、全員異議なく採択することに決しました。

以上で当産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことに御苦労さんでございました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第11「平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」、日程第12「平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について」並びに日程第13「平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、さる10月第3回定例議会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を勝部委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（勝部津喜枝君） 平成2年10月開会の第3回定例市議会におきまして、平成元年度和泉市一般会計、特別会計並びに企業会計決算についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、去る11月5日、委員会を招集し、一般会計、国民健康

保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の順に慎重審議いたしました。その経過並びに結果につきまして、概要を取りまとめ御報告申し上げます。

なお、報告の内容については要望、意見、指摘事項にとどめ、また、審議内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計におきましては、生活福祉資金の貸し付けに関連して昭和60年発行の「福祉の手引」は、障害者福祉と老人福祉を主たる内容とするもので、生活福祉資金貸付制度を初め低所得者福祉施策制度の掲載がないこと。また、その発行から10年を経過しているなどから、「福祉の手引」の改定版を早急に発刊されたい、との要望がありました。

次に、消防出初め式において、自衛隊の音楽隊やジープの利用は災害時の要請などの情勢とは違い、出初め式のように一般市民にも多数参加を呼びかける行事ということで、別な考えでなければならない、との指摘がありました。

次に、幼稚園の入園問題について。人口も多く、さらに条件的により幼稚園でも、近年、入園申し込みが減少している中で、教育委員会としても、今後、真剣に取り組むべきである、との指摘がありました。

また、小学校の伊勢神宮への修学旅行は、学校教育における宗教的活動の禁止並びに社会情勢等の観点からして、今後、考え方を変えていくべきである、との意見がありました。

次に、公共施設整備基金の繰入金減は、財政調整基金的な財政運営になっている。一般財源が伸びれば公共事業の拡大を展開し、財政調整的に回すべきはでない、との意見がありました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、一般会計からの繰入金は他市に比べてまだまだ少ない。また、同和減免についてもノーチェック的に実施している。一方、一般減免は基準の公表もない中、減免を受けることも難しい状況である。こうした点からも、国保会計の決算認定に反対する意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計では、老人保健法そのものの実施は、国の施策の上での福祉の低下ということの突破口になった。また、実態としても、老人保健そのもので事務、その他も非常に複雑になり、やりにくくなってきたということから、この特別会計の決算認定については反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計については、平成2年度より福祉減免制度が創設されたが、その適用範囲で、泉北環境では、以前より生活保護世帯と老人2人世帯は適用範囲となっているが、本市では、いずれも除外されている矛盾があるという意見があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定するに決しました。

次に、水道事業会計については、福祉減免制度も2年目に入っていることであり、適用範囲の拡大について検討するよう強い要望意見があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

次に、病院事業特別会計については、厳しい状況の中で健全化を行うことは非常に困難なことではあるが、患者サービスの低下や職員に負担をかけないように、との要望があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いをいたします。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。日本共産党和泉市議員団を代表して、ただいま委員長報告のありました平成元年度決算審査につきまして、反対並びに一部賛成を含め討論を行います。

まず、一般会計決算、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計決算には、反対を表明いたします。公共下水道事業特別会計には、先ほどの委員長報告にもありましたように、平成2年度からの減免制度の問題がありますので、この点については保留をしたいと思います。

まず、平成元年度一般会計でありますけれども、行政の基本面的問題2点を挙げて反対理由といたします。

第1点目は、同和行政であります。行政全般への解放同盟の介入がさまざまな形で表れておりまして、これについては大きな問題があります。幾つかの例を挙げますと、和泉診療所があります。この診療所は、その当該地域並びに周辺地域の住民の人たちに大変喜ばれ、大きな医療の役割を果たしているわけでありまして、ところが、市からの支出が大きなものがあります。

この点につきまして議会からの再三の指摘もあり、理事者も必要性を認めながら、いまだに決算所の提出がなされていないという状況であります。

さらに、解同支部助成金につきましても、強い指摘により一応、地区協が育成されてきたという理由で減額してきているという経過があります。しかし、その分をそのまま地区協に入れるというふうにトンネル操作のようなことを行い、余り実態に変化がありません。これは市民や議会の目をごまかしているにすぎないわけであります。

さらに、一般の市非常勤嘱託員には出していないボーナスを支払っていた問題を取り上げまして、これが以前、指摘されました。これを取り止めたかのように見えてましたが、実は地区協を通じ、地区協の仕事もしていただいているということで支払うというペテンまがいのことをやる始末です。

個人給付等の実態も、いわゆる要求組合による解同主導の窓口一本化がいまだに罷り通っております。

さらに、歳入面でも解放会館の使用料について言いますれば、解同支部や他の要求組合関係については、それらが使用する電話代、それは当然であります、そのみの独自の支払いで、後の電気、ガス、水道を含め一切の使用料を取っていない。これは市の施策の推進という点から見ましても、その範囲を逸脱していると言わざるを得ません。

このように不公正な同和行政が罷り通っている問題がまず1点であります。

次に、和泉市を大きく左右する開発、すなわち町づくりについてであります。市の主体性や公共性を口では言いながら、民間主導や公団あるいは専門のコンサルタントによる市民そのものの開発になっているのが実態であります。現在の開発や町づくりは、今後の災害等も含めて考えればまことに危険な状態であります。

さらに、開発による収入を基本にしている公共施設整備基金であります、本来はその基金の名称どおり、新旧住民の公共的な施策に使用していくべであります。全体の施策の中でそれらへの充実を図るべきであるにもかかわらず、決算審査の状況からすれば、まさに財政調整基金としての要素が強いものであります。

以上、主に2点を取り上げましたが、これら基本的なことが改善されない限り、私どもとしては、当決算認定に賛成するわけにはいきませんので、反対をいたします。

それから、国民健康保険事業特別会計であります。これは一般会計からの繰入金可他市に比べて非常に低い。特に阪南各市で見ますと、平成元年度は和泉市が1億5,000万円、1人当たり3,567円ということになります。泉大津市では同じ1億5,000万円ですが、加入者の数が違いますので、1人当たり4,934円ということになります。さらに、同和減免が710

件出ております。これに要したおカネ、いわゆる減免額が5,559万2,109円であります。そのうち府からの補助金として、これは考え方によりますが、これの2分の1に相当する額が事業助成されているわけでありますから、残りの2分の1については、いわゆる市の施策として推進をしているという点から考えますと、一般会計からの繰り入れ分からその分を差し引くという考え方が成り立つわけであります。そうしますと、1人当たりの一般会計からの繰入額がさらに低くなるという実態であります。

次に、一般減免は41件の申請に対し、1件却下して40件が認められたということであります。以前にはかなり多くの減免申請がされ、その申請が認められていたという状況もありますが、現在、非常に少なくなってきたというのが実態です。411万6,726円にしかなっておりません。しかも、窓口では申請用紙も置いておりませんし、内容の公表もしておりません。何度も要求をしておりますが、実態はそのままであります。いろんな理由を付けてこれが実施をされていないという点については、非常に問題があります。

このように一般会計の繰り入れ分が他市に比べまだまだ少ないという点と同和減免の問題、さらには、一般減免の問題等を含めまして、国民健康保険事業特別会計決算認定には反対をいたします。

老人保健事業特別会計は、これは委員長報告にありましたように、そもそも、老健法そのものが国の方で施行されるということから福祉後退の突破口になったわけでありますので、老健法そのものの存在を問題視するところでありますので、これは反対をいたします。

それ以外の決算認定につきましては、先ほども言いましたように、公共下水道特別会計については、福祉減免の点で保留をいたします。公共用地先行取得会計につきましては、特に問題がありませんので、認定に賛成をいたします。それから、水道事業会計と病院事業会計につきましては、決算委員会で一定の意見を申し上げておりますが、認定をすることに賛成をする立場であります。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 次に、賛成討論をお願いいたします。
- 19番（木村静雄君） 19番・木村でございます。私は、平成元年度和泉市一般会計及び和泉市国民健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計並びに企業会計決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、一般会計についてですが、市税収入等自主財源の増加があるものの、国の高率補助金の削減等により財政基盤の脆弱な本市においては、非常に厳しい行財政運営を強いられるものと思われるところであります。このような状況のもと、老人や身体障害者に対するきめ細やか

な福祉施策を初め、土地の高騰により事業実施が困難な状況にありながらも、黒鳥観音寺線、室堂町3号線、上代伏屋線、阪和東側2号線等の道路網の整備を初め、黒鳥山公園、前奈池公園、小田公園、いしたちはら公園等の用地買収や施設整備、和泉府中駅前地区市街地再開発事業への取り組みなど都市基盤の整備に努められたこと。また、教育面では、光明台中学校の校舍増築、郷荘中学校のクラブ室建設、国府小学校他2校の大規模改造等学校教育施設の充実を図るとともに、社会教育面でも、青少年活動の拠点としての榎尾山青少年の家の周辺整備など、教育の各般にわたり配意をされたことが伺えるところであります。

また、市民サービスの向上を図るため横山、光明台地区への新たなサービスセンターの開設等々、新規、継続の各種施策を積極的に推進されたことを評価するところでありますが、半面、地域福祉対策の取り組みの弱さも伺われ、生活者優先のより一層きめ細かい各種施策を強く望むものであります。

一方、財政運営においては、国による高率補助金の削減措置の状況のもと、常に経常経費の節減及び限られた財源の効率的な配分に努力された結果、実質収支で2億266万3,000円、単年度収支においても1,126万6,000円の黒字を計上したことは、一定評価できるものであります。

なお、地方財政は近年の好景気を反映し一部に富裕論があるものの、ペルシャ湾岸危機等による景気の先行き不安、補助金カットによる公債費の増高等、今後、より一層厳しい状況になるうかと思われまます。そのような状況のもとで本市の財政運営に当たっては、財源の強化とその獲得に向かって努力されるとともに、経常収支比率の高い財政構造の改善を図りながら、健全な運営を目指されるよう期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、医療費の伸びは鈍化しているものの、今後の高齢化社会への進展とともに医療費の増高が予想されます。そのようなもとで財政基盤の確立を国・府に対し強く要望し、健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計につきましては、事業目的に向かって適切に遂行しているものと評価し、とりわけ、公共下水道事業においては、今後とも下水道普及率の向上に努め、快適な生活環境の実現を期待するものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業特別会計についても、厳しい企業環境にありますが、より一層住民サービスの向上に努められんことを望むものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

○ 議長（穴瀬克己君） 以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数でございます。よって、認定第1号は、委員長報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第2号は、委員長報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号「平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、委員長報告どおり認定することに決しました。

決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第14「工事請負契約締結について」〔丸笠団地改善（三期）工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第56号

工事請負契約締結について

丸笠団地改善（三期）工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の決議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の決定を求める。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 契約の目的	丸笠団地改善（三期）工事
2 契約者	和泉市長 池田 忠雄
3 入札の方法	指名競争入札
4 契約金額	418,180,000円
5 契約の相手方	和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内 博文

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第56号「工事請負契約締結について」〔丸笠団地改善（三期）工事〕について、提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

市営丸笠団地は、昭和42年、同和向け公営住宅として建設されたものでございますが、居住面積が31～32㎡と狭く、地元から改善要望が強く出され、市といたしましても、地域改善事業として住宅の今後の有効利用を図る目的で、3期に分け改善を行っているものであります。当初の戸数200戸を2戸1改修68戸、増築改修64戸、合計132戸とするものであります。第1期工事、第2期工事は、おかげをもちまして完了いたしました。本年11月には、第2期52戸の入居も完了いたしました。

今回、御上程をお願いいたします第3期工事は、5棟、6棟、7棟の2戸1改修が24戸、増築改修が8戸、合計32戸の改善工事及び屋外附帯工事を実施しようとするものであります。その3期工事でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額4億1,818万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の説明をいたします。

工事場所は、和泉市伯太町四丁目7番。敷地面積3,944㎡。構造及び規模ですが、増改修棟は3棟であります。まず、増築改修部分は、5棟の1～2階部分の増築を行い、8戸といたします。次に、改修部分は、5棟の3～4階部分と6、7棟の全体を2戸1改修し、24戸といたします。また、増築を行います5棟の1～2階の既設部分につきましては合わせて改修を行い、延床面積は2,454㎡となり、そのほか附帯工事一式でございます。別冊の参考資料に丸笠改善3期工事の位置図及び配置図、増築平面図及び改修平面図を添付しておりますので、

御参照のほどをお願い申し上げます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成3年10月31日までといたしております。

保証人は、和泉市万町305番地、株式会社安部工務店和泉営業所所長宮村久二男でございます。

以上で議案第56号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びにその内容及びそれに伴います参考資料の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は、原案どおり可決されました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第15「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第57号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 寺門町、観音寺町、今福町及び和気町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域のうち別図1の斜線で示す①の区域を観音寺町の区域に、⑭及び⑮の区域を和気町四丁目の区域にそれぞれ編入し、②から⑬の区域をもって別図2で示すとおり寺門町一丁目及び寺門町二丁目を新設する。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第57号「町の区域及び名称の変更について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年7月の第2回定例市議会におきまして、本件につきまして、市街地の区域と住居表示の方法を街区方式により整備する旨の御可決をいただきました。これに基づきまして本年9月5日、和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示実施に伴う町の区域、町名及び街区割りについての2案について諮問の上、慎重なる御審議の上御答申をいただき、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により答申案を10月19日より30日間公示し、また、公示の写しを配布いたすとともに、関係住民に対し地元説明会を開催いたしました。しかしこの間、何ら変更の請求がございませんでしたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行うものでございます。

次に、内容でございますが、別図1でお示ししております斜線の区域が、今回の変更区域でございます。この区域のうち①の区域を観音寺町の区域に、⑭及び⑮の区域を和気町四丁目の区域にそれぞれ編入し、②から⑬の区域をもって別図2にお示ししておりますとおり、郷荘中学校の南東及び水路、道路を境といたしまして西側約10.7haを寺門町一丁目に、同じく東側約10.4haを寺門町二丁目に変更するものでございます。

また、この変更に伴い寺門町一丁に編入される他町からの筆数並びに公簿面積は、観音寺町から72筆で約4.3ha、今福町から7筆で約0.3ha、和気町から16筆で0.2haとなっております。続きまして、寺門町二丁目に編入される他町から筆数及び面積につきましては、公簿面積で観音寺町から3筆で0.02haとなっております。次に、観音寺町に編入されます他町からの筆数及び面積につきましては、公簿面積で寺門町から2筆で0.07haとなっております。また、和気町四丁目に編入される他町からの筆数及び面積につきましては、公簿面積で寺門町から1筆で0.05haとなっております。

なお、実施期日は来年2月24日とし、住居表示実施区域時面積は約21ha、筆数は約580筆、世帯数約400世帯、人口約1,200人となっております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容でございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第16「岸和田市が本市の区域内に市道を認定することについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第58号

岸和田市が本市の区域内に市道を認定することについて

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第4項の規定により、岸和田市が当該市区域をこえて本市区域内に市道路線を次のように認定することについて承諾したいので、議会の議決を求める。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	区 間	延長(m)	幅員(m)	備 考
山直中唐国線	起点 岸和田市山直中町498番地の1先 終点 和泉市唐国町1319番地の16の9先	760.00	5.00	別 図
岸和田市区域をこえて本市区域にかかる部分 (別図のとおり)				
延 長		310.00m	幅 員	5.00m

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第58号「岸和田市が本市の区域内に市道を認定することについて」、提案の理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。議案参考資料10ページ及び別添参考資料3ページを合わせて御参照いただきたいと存じます。

本路線は、道路公団が近畿自動車道の建設に伴い築造された側道を今回、岸和田市が移管を受けるに当たり市道として認定しようとするもので、その区域の一部が本市の唐国町区域となっているため、道路法第8条第3項の規定により、岸和田市が本市の承諾を得ようとするもの

でございます。

まず、場所でございますが、府道磯之上山直線から近畿自動車道岸和田和泉インターへの進入路沿いの側道でございます。

次に、その内容であります。起点 岸和田市山直中町498番地の1先から終点 和泉市唐国町1319番地の16の9先までの延長760m、幅員5mを山直中唐国線として岸和田市が市道として認定するに当たり、その区域の一部、延長310mが本市の唐国町区域となっているため、本市が承諾するにつき、道路法第8条第4項の規定により本市議会の承諾を得ようとするものでございます。

なお、本市が道路公団より引き取る側道につきましては、唐国町区域と伏屋町区域の2区域がございまして、唐国町地区につきましては11月末に工事が終わり、近く引き取ることとなっております。その地区につきましては、逆に区域の一部が岸和田市となっておりますので、岸和田市の承諾を得次第、市道認定をいたしたいと考えております。また、伏屋町地区につきましては、現在、工事中でございますので、完了次第引き取り認定をしまいたいと考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第17「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第59号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例
第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和42年法律第121号)」を「(昭和42年法律第121号。以下「法」と
いう。)」に改める。

第5条第3号中「著しく低額又は高額である場合」を「補償基礎額として公正を欠くと認めら
れる場合」に改める。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)
について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償
を支給すべき月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月
1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場
合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に
得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて市長が最低限度額として定める額に満たな
いとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる
補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の市長が定める額は、法第2条第11項の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める
額との均衡を考慮して定めるものとする。

第5条の2の次に次の1条を加える。

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月
を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額

が、休業報償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の市長が定める額は、法第2条第13項の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第16条中「地方公務員災害補償法」を「法」に改め、「第24条」の次に「、第25条」を加える。

附則第2条の2第3項及び第2条の3第4項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第3条第4項中「第14条」の次に「又は次条」を加え、同条第5項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第4条中「得た金額」の次に「(第14条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)」を加える。

附則第4条の2第1項の表中「昭和64年9月30日」を「平成元年9月30日」に、「昭和64年10月1日」を「平成元年10月1日」に、「昭和65年9月30日」を「平成2年9月30日」に改め、同条第2項の表中「昭和64年9月30日」を「平成元年9月30日」に、「昭和64年10月1日」を「平成元年10月1日」に、「昭和65年9月30日」を「平成2年9月30日」に、「昭和65年10月1日」を「平成2年10月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新条例第5条の3の規定の適用については、同条中「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは、「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年和泉市条例第 号)の施行日以後」とする。

4 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(昭和62年条例第15号)附則第4項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同項の規定を適用する場合には、同項中「新条例第5条の2第2項第2号の市長が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」とあるのは、「当該施行後補償年金に係る和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年和泉市条例第 号)による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最高限度額として定める額」と、「施行後補償年金に係る同項に規定する年金補償基礎額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる補償基礎額」と、同条例附則第5項中「前項」とあるのは、「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年和泉市条例第 号)附則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。

(規則への委任)

- 5 附則第2項、第3項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

理 由

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成2年法律第47号)が公布、施行されたことに伴い、本市条例による補償を受けるべき職員についても同様に措置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(神藤恒治君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第59号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室理事神藤から提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、国におきましては、社会経済情勢の変化に対応した公務災害の充実を図る必要性から、今回、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律を公布、施行いたしましたことに伴いまして、本市条例による補償を受けるべき職員についても、同様に措置しようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書13ページの第1条の改正は、文言上の整備でございますし

て、第5条第3号の改正は、報酬が日額で定められている職員について、その職員が公務災害を被った場合、その補償する報酬の基礎となる額が、従来、負傷した日または疾病の確定した日の額に固定されて計算されていたものを今回、法の改正によって、常勤の職員が、国家公務員の給与水準の変動によってその補償額も逐次改正されることとなったため、法と均衡を失しないよう、その改定率を基準として、本市条例による補償を受けるべき職員についても、補償基礎額を改定しようとするものでございます。

次に、第5条の2の改正は、公務災害による年金補償基礎額の年齢、階層ごとの最高限度、最低限度額に関する法律の規定が整備されたことに伴いまして、同様の規定整備を行おうとするものでございます。

また、14ページの第5条の3は、新たに規定を設けようとするものでございまして、公務災害に被災の後、療養開始後1年6カ月を経過した職員について、法に準じて傷病補償年金を受ける者との均衡を考慮いたしまして、休業補償についても、補償基礎額の年齢、階層ごとの最高限度、最低限度額を新たに設けようとするものでございます。

第16条及び附則第2条から第4条の2までは、所要の規定整備でございます。

なお、附則につきましては、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございまして、また、今回の改正に伴う経過措置等所要の規定整備を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。17ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 22番（早乙女実君） 22番・早乙女実でございます。質疑ではございませんが、日本共産党和泉市議員団を代表いたしまして、反対の意見を申し述べさせていただきます。

先ほど、御説明がありましたように、基本的には、地方公務員災害補償法の一部改正ということで、上位法の改正に基づく切り替えに当たっているわけでありまして。この問題の地方公務員災害補償法は、2月27日から6月26日までの第118国会で審議され、可決された法律でございます。その中で今、御説明があったわけですが、もともと民間労働者の労働者災害補償保険法が改正されまして、合わせて国家公務員と地方公務員も改正するという流れになっておりました。

今の御説明の中にあつた最低限度額の設定ということは、給付額が増額されるので大変結構なことですが、問題は、最高限度額の設定でございます。これをやりますと、いわゆる高齢者の中には支給額が減少するという事態になってくるわけです。さらに、労働基準法で言います

休業補償は、平均賃金の6割にしなければいけないという原則が崩壊的に崩されていくという法律でありまして、前進面もあれば、逆にこうした大きな問題も含んでいるということで、国会の中で日本共産党は、修正案を出して反対をいたしました。そういうことでありますので、上位法可決後のこうした地方自治体での条例改正でございますので、この案件については反対をいたします。

○議長（穴瀬克己君） 反対がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第59号は、原案どおり可決されました。

○

○議長（穴瀬克己君） 日程第18「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日程第19「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第20「平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」は、いずれも給与並びに期末手当に関する議案でございますので、以上、3件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第61号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公務に起因しない負傷又は疾病」を「負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）」に改め、「越えた」を「超えた」に改める。

第11条第1項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、

若しくは疾病にかかり、」に改める。

第14条の3第1項中「26,500円」を「30,500円」に改める。

第25条第2項中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の150」を「100分の160」に、「100分の190」を「100分の200」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				157,300		
2	258,200	220,300	185,100	163,400	143,100	
3	267,900	229,300	193,200	169,800	149,900	113,600
4	277,700	238,300	201,400	177,400	157,300	117,300
5	289,600	248,300	210,900	185,100	163,400	121,200
6	301,400	258,200	220,300	193,200	169,800	125,600
7	313,200	267,900	229,300	201,400	177,400	130,800
8	325,000	277,700	238,300	210,900	185,100	136,900
9	337,000	289,600	248,300	220,300	193,200	143,100
10	349,000	301,400	258,200	229,300	201,400	149,900
11	362,300	313,200	267,900	238,300	210,000	157,300
12	375,900	325,000	277,700	247,400	218,800	163,400
13	389,600	337,000	287,600	256,500	227,300	169,800
14	403,400	349,000	297,700	265,600	235,600	176,400
15	417,700	361,200	307,800	274,800	243,800	183,200
16	432,100	373,400	317,900	284,100	251,700	190,700
17	446,500	385,400	327,900	293,400	259,500	198,100
18	459,900	397,100	337,900	302,900	267,400	205,400
19	472,000	408,200	347,900	312,500	275,300	211,800
20	483,800	419,300	357,900	321,900	282,600	217,900
21	494,800	428,800	367,800	331,100	289,900	223,700
22	505,000	436,300	377,300	340,700	296,300	229,400
23	510,800	443,600	386,600	350,000	302,600	235,000
24	515,500	448,700	394,200	358,600	307,100	240,200
25		453,500	401,300	366,800	311,100	245,200
26		457,800	406,000	374,200	315,000	250,100
27			410,400	380,500	317,900	254,600
28			414,800	386,500	320,700	258,400
29			418,900	391,000	323,500	262,000
30			422,700	395,300	326,300	264,800
31			426,500	399,500	329,200	267,600
32			430,300	403,400	332,000	270,300
33				407,200	334,800	273,000
34				411,000	337,300	275,400
35				414,800	339,700	277,900
36				418,600		280,300
37				422,400		282,600
38				426,100		284,900
39						287,200
40						289,400
41						291,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	511,700	376,800	290,900	—	—
2	524,300	389,100	303,200	254,500	—
3	536,800	401,300	315,500	266,500	200,800
4	549,700	413,300	327,700	278,700	210,200
5	562,300	425,200	339,800	290,900	220,700
6	575,200	436,900	352,000	303,100	231,300
7	588,800	448,300	364,400	315,200	242,800
8	602,800	459,500	376,800	327,300	254,500
9	617,300	470,600	389,000	339,300	266,300
10	631,900	481,500	401,100	351,300	277,900
11	646,400	492,400	412,900	363,300	289,100
12	660,600	503,300	424,100	373,800	298,800
13	674,500	514,200	435,200	383,700	307,800
14	688,000	525,100	446,100	393,500	316,700
15	701,400	534,800	456,900	403,000	325,500
16	714,100	543,800	467,300	412,300	334,300
17	726,400	552,100	477,500	421,600	343,100
18	736,900	558,800	487,600	430,900	351,900
19	746,100	564,200	497,600	440,100	359,600
20		569,000	505,200	447,400	364,800
21			512,700	454,300	370,000
22			517,900	460,600	373,100
23			522,900	465,100	
24			527,800	469,600	
25			532,500	473,900	
26			536,800	478,100	
27				481,800	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	157,300 円	— 円	— 円
2	220,300	182,700	163,400	143,100	—
3	229,300	189,000	169,800	149,900	113,600
4	238,300	195,200	176,400	157,300	117,300
5	248,300	201,400	182,700	163,400	121,200
6	258,200	210,900	189,000	169,800	125,600
7	267,900	220,300	195,200	176,400	130,800
8	277,700	229,300	201,400	182,700	136,900
9	289,600	238,300	210,900	189,000	143,100
10	301,400	248,300	220,300	195,200	149,900
11	313,200	258,200	229,300	201,400	157,300
12	325,000	267,900	238,300	210,000	163,400
13	337,000	277,700	247,400	218,800	169,800
14	349,000	287,600	256,500	227,300	176,400
15	361,200	297,700	265,600	235,600	181,900
16	373,400	307,800	274,800	243,800	187,300
17	385,400	317,900	284,100	251,700	192,700
18	397,100	327,900	293,400	259,500	198,100
19	408,200	337,900	302,900	267,400	205,400
20	419,300	347,900	312,500	275,300	211,800
21	428,800	357,900	321,900	282,600	217,900
22	436,300	367,800	331,100	289,900	223,700
23	443,600	377,300	340,700	296,300	229,400
24	448,700	386,600	350,000	302,600	235,000
25	453,500	394,200	358,600	307,100	240,200
26	457,800	401,300	366,800	311,100	245,200
27		406,000	374,200	315,000	250,100
28		410,400	380,500	317,900	254,600
29		414,800	386,500	320,700	258,400
30		418,900	391,000	323,500	262,000
31		422,700	395,300	326,300	264,800
32		426,500	399,500	329,200	267,600
33		430,300	403,400	332,000	270,300
34			407,200	334,800	273,000
35			411,000	337,300	275,400
36			414,800	339,700	277,900
37			418,600		280,300
38			422,400		282,600
39			426,100		284,900
40					287,200
41					289,400
42					291,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条及び第11条第1項の改正規定並びに附則第6項の規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する第10条及び第11条第1項の改正規定並びに附則第6項の規定を除く。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給与月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、あらたに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長が定めるところによる。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 6 改正後の条例第11条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際、通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(昇給期間の延伸)

- 7 平成3年4月1日に在職する職員の平成3年4月1日以降の最初の昇給規定（改正後の条例第6条第1項及び第3項ただし書の規定をいう。）の適用については、昇給規定に定める期間に3月を加えた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

(委任)

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

9 平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(平成2年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の159」を「100分の169」に改める。

(期末手当の内払)

10 改正前の平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員の給与について、所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第62号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の210」を「100分の220」に「100分の250」を「100分の260」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用

弁償等に関する条例規定は、平成2年4月1日から適用する。

(平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

2 平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(平成2年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の219」を「100分の229」に改める。

(期末手当の内払)

3 改正前の平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定の趣旨にかんがみ、市議会議員の期末手当の額の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第63号

平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成2年12月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の200」とあるのは「100の208」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

2 平成2年12月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の260」とあるのは「100分の268」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成2年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年12月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第61号、議案第62号、議案第63号につきまして、市長公室神藤から提案の理由並びにその内容につきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、議案第61号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由でございますが、本年8月7日付の国家公務員の人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職職員の給与について、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追記議案書2ページの第10条および第11条第1項の改正は、職員が通勤途上において災害を受け、負傷または疾病にかかり長期にわたって療養する場合、給与の減額措置を設けておりましたが、今回の改正におきまして、業務上の公務災害と同様に給与を全額支給しようとするものでございます。

次に、第14条の3第1項は、住居手当の改正でございまして、借家居住者等についての最高支給限度額2万6,500円を3万5,000円に改めようとするものでございます。

第25条第2項の改正は、3月に支給される期末手当について0.05カ月、6月及び12月に支給される期末手当について0.1カ月それぞれ引き上げようとするものでございます。

また、別表第1及び第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めようとするものでござ

いまして、議案書3ページから5ページのとおりでございます。

次に、6ページの附則第1項及び第2項は、施行期日、適用日に関する規定でございます、通勤途上の災害に関する給与上の措置は平成3年1月1日から施行いたし、その他は、公布の日から施行いたすこととし、本年4月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

附則第7項は、府下における本市の給与水準、財政事情を考慮いたしまして2つの職員団体と協議を重ねましたところ、一定の合意に至りましたので、平成3年4月1日以降、全職員について昇給を3カ月おくらせようとするものでございます。

また、附則第9項並びに第10項は、本条例案第25条第2項の改正に伴いまして、本年6月、同条を読み替えて支給いたしました期末手当の特例条例につきましても同様に改める必要があることから、その一部改正を行おうとするものでございます。

その他の附則につきましても、本条例案の施行に伴い経過措置等所要の規定整備を図るものでございます。

9ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第62号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本市の一般職職員の給与改定の趣旨を考慮いたしまして、市議会議員の期末手当につきましても、同様の改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書18ページの第5条第2項の改正は、3月に支給される期末手当について0.05月、6月及び12月に支給される期末手当について0.1カ月それぞれ引き上げようとするものでございます。

次に、附則第1項は、施行期日、適用日に関する規定でございます、本条例案は公布の日から施行いたすこととし、本年4月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

また、附則第2項及び第3項は、本条例案第5条第2項の改正に伴いまして、本年6月、同条を読み替えて支給されました期末手当の特例条例につきましても同様に改める必要があることから、その一部改正を行おうとするものでございます。

20ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第63号「平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中、平

成2年12月に支給する期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の200」とあるのを「100分の208」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、100分の8プラス1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の260」とあるのを「100分の268」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、100分の8プラス1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第61号、議案第62号、議案第63号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） ちょっとわからないので教えてほしいのですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の趣旨に沿っての見直しということですが、住居手当というのはどういう考え方で、どのような範囲で支給しているのか。上限というものを決めておりまして、今回、4,000円のアップということですが、これは人事院勧告の中のどのような部分にあるのか、教えてほしいと思います。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事の鹿島からお答えいたします。

住居手当の人事院勧告の内容でございますけれども、借家借間居住者に対しまして基礎控除額が現行どおり。それから、全額支給限度額が9,500円から1万円に500円改定されております。それから、2分の1加算限度額というのがございますが、これが1万1,500円から1万3,000円に1,500円上積みされたわけでございます。

私どもの住居手当でございますけれども、それらに直していきますと、2,500円未満から4万3,500円まであるわけでございますが、それらを入れていきますと、1万3,500円から2万1,000円というところが、計算によりますと1万3,500円から2万500円、それが家賃額マイナス1万1,000円。それから、次のランクで2万1,000円とありましたが2万500円。そして、4万3,500円までが4万7,000円ということでございます。もう

1つ、最後が4万3,500円以上という数字が4万7,000円以上と変わります。したがって、最高限度が2万1,000円から2万3,000円に変わるということでございます。

○ 7番(赤阪和見君) 全くわからない。これは借家、借間をしている人だけに支給しているものですか。持ち家はだめなんですか。

○ 市長公室次長(鹿島賢昌君) 人事院勧告では、先ほど、説明いたしましたように、借家借間の限度額の改定ということでございます。

○ 7番(赤阪和見君) いや、和泉市の制度の支給実態を教えてください。借家や持ち家あるいは親と一緒に暮らしている人などいろいろありますな。

○ 市長公室次長(鹿島賢昌君) 和泉市の住居手当でございますが、持ち家につきましては、2,500円プラス5,500円でございます。

それから、借家につきましては、先ほど申し上げたランクによりまして、古い部分が4万3,500円以上が2万1,000円、4万7,000円以上が2万3,000円ということでございます。

○ 7番(赤阪和見君) 4万3,500円以上が2万1,000円ですか。

○ 市長公室次長(鹿島賢昌君) そうということでございます。

○ 7番(赤阪和見君) それ以下は。

○ 市長公室次長(鹿島賢昌君) それ以下では、古い部分が2万500円から4万3,500円でして、それが計算いたしますと、2分の家賃額マイナス2万500円プラス9,500円という計算式になります。

○ 7番(赤阪和見君) 親と一緒に住んでいた場合は。

○ 市長公室次長(鹿島賢昌君) 世帯主ということでございます。

○ 7番(赤阪和見君) 最近の土地高等の折から住居手当については何ら問題はないんですが、やはり社会情勢を見て上がってきているんだと思います。私どもも、家賃補償云々という形を言ってますし、そういうところでの考え方をこういうところにも求めていきたいと思っております。

○ 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号、議案第62号及び議案第63号は、原案どおり可決されました。

○ 議長(穴瀬克己君) 日程第21「平成2年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題

といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第64号

平成2年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

平成2年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,489,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,600,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 規定の債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		14,581,566	1,043,098	15,624,664
	1. 市 民 税	7,891,978	747,532	8,639,510
	2. 固 定 資 産 税	4,735,454	173,664	4,909,118
	4. 市 た ば こ 税	572,000	50,000	622,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	99,000	55,349	154,349
	6. 都 市 計 画 税	1,171,921	16,553	1,188,474
7. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		22,000	4,000	26,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,000	4,000	26,000

8. 分担金及び負担金		732,908	9,720	742,628
	1. 分担金	17,068	2,638	19,706
	2. 負担金	715,840	7,082	722,922
10. 国庫支出金		4,550,620	27,286	4,577,906
	1. 国庫負担金	2,452,556	14,530	2,467,086
	2. 国庫補助金	2,041,228	12,756	2,053,984
11. 府支出金		2,633,315	63,546	2,696,861
	1. 府負担金	260,605	7,265	267,870
	2. 府補助金	2,098,613	52,156	2,150,769
	3. 府委託金	258,539	3,805	262,344
	4. 府交付金	15,558	320	15,878
12. 財産収入		385,332	119,224	504,556
	1. 財産運用収入	185,332	119,224	304,556
13. 寄附金		252,000	5,000	257,000
	1. 寄附金	252,000	5,000	257,000
15. 諸収入		2,501,602	74,322	2,575,924
	5. 雑収入	1,416,568	74,322	1,490,890
16. 市債		1,387,516	143,800	1,531,316
	1. 市債	1,387,516	143,800	1,531,316
歳入合計		34,110,717	1,489,996	35,600,713

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		330,839	1,466	332,305
	1. 議会費	330,839	1,466	332,305
2. 総務費		3,558,867	466,755	4,025,622
	1. 総務管理費	2,186,982	382,132	2,569,114
	2. 徴税費	574,693	26,288	600,981
	3. 戸籍住民基本台帳費	260,380	18,839	279,219

	4. 選 舉 費	53,969	3,700	57,669
	5. 統 計 調 查 費	65,624	10,463	76,087
	6. 監 查 委 員 費	29,517	△ 569	28,948
	7. 同 和 對 策 費	387,702	25,902	413,604
3. 民 生 費		9,537,907	227,912	9,765,819
	1. 社 會 福 祉 費	3,633,486	19,517	3,653,003
	2. 兒 童 福 祉 費	3,409,932	187,059	3,596,991
	3. 生 活 保 護 費	2,487,652	21,336	2,508,988
4. 衛 生 費		3,904,262	33,227	3,937,489
	1. 予 防 衛 生 費	1,935,136	19,476	1,954,612
	2. 環 境 衛 生 費	1,890,951	9,264	1,900,215
	3. 基 地 管 理 費	67,115	4,487	71,602
5. 農 林 水 產 業 費		317,072	29,341	346,413
	1. 農 業 費	306,970	28,694	335,664
	2. 林 業 費	10,102	647	10,749
6. 商 工 費		262,513	5,915	268,428
	1. 商 工 費	262,513	5,915	268,428
7. 土 木 費		7,004,572	350,671	7,355,243
	1. 土 木 管 理 費	254,621	26,603	281,224
	2. 道 路 橋 梁 費	1,437,586	83,491	1,521,077
	3. 河 川 水 路 費	260,914	63,829	324,743
	4. 都 市 計 画 費	2,300,895	114,216	2,415,111
	5. 住 宅 費	2,750,556	62,532	2,813,088
8. 消 防 費		951,979	60,811	1,012,790
	1. 消 防 費	951,979	60,811	1,012,790
9. 教 育 費		3,655,406	313,898	3,969,304
	1. 教 育 總 務 費	453,163	15,135	468,298
	2. 小 學 校 費	1,322,167	67,059	1,389,226
	3. 中 學 校 費	726,907	53,431	780,338
	4. 幼 稚 園 費	410,936	12,663	423,599

	5. 社会教育費	595,730	157,377	753,107
	6. 保健体育費	146,503	8,233	154,736
歳 出 合 計		34,110,717	1,489,996	35,600,713

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
既設公営住宅 改善事業	平成2年度 } 平成3年度	384,506	平成2年度 } 平成3年度	361,600
(仮称) 和泉台第一小学校新設事業	平成2年度 } 平成4年度	1,031,440	平成2年度 } 平成4年度	1,000,440
(仮称) 和泉台第一中学校新設事業	平成2年度 } 平成4年度	1,288,520	平成2年度 } 平成4年度	1,254,520
(仮称) 和泉台第一小学校建設事業			平成2年度 } 平成33年度	1,238,826
(仮称) 和泉台第一中学校建設事業			平成2年度 } 平成33年度	1,852,451

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の期限	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の期限	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の期限	
交通安全施設整備事業	833,958	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		852,758	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		125,000	同	同	同	同	同	同
史跡池上曾根遺跡整備事業																			
計	1,387,516						1,531,316												

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第64号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、総務部大塚よりその内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、人事院勧告に伴う給与及び期末勤勉手当の改定並びに期末手当の特例措置、職員の異動に伴う給与費の調整などの人件費及び道路水路等の維持費、国庫補助金等の財源確定に伴う事務事業費並びに平成4年春、和泉中央丘陵内に開校予定の小中学校の校舎建設等に対する債務負担行為の補正などでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。27ページをお願いいたします。まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,999万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356億71万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、既設公営住宅改善事業については国庫補助金の確定に伴う限度額の変更、（仮称）光明台第一小学校新設事業及び（仮称）和泉台第一中学校新設事業については、設計委託料等を現計予算に組み替えるための限度額の変更、さらに、（仮称）和泉台第一小学校建設事業及び（仮称）和泉台第一中学校建設事業については、校舎等の建設に伴う債務負担行為の追加でございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、公営住宅整備事業、史跡池上曾根遺跡整備事業でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。42ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、議員報酬の更正減及び議員期末手当追加、職員給与費の追加並びに故池辺議員に対する弔慰金50万円などで、146万6,000円の追加計上でございます。

次に、総務費4億6,675万5,000円の追加計上でございますが、職員の給与費、退職手当の追加、臨時職員の賃金追加、市税納期前納付報奨金追加、公職選挙法改正による寄付行為禁止啓発に関する経費真並びに弔慰金100万円、交通安全施設整備工事費追加400万円、解放総合センター整備工事費4,202万3,000円などでございます。

次に、民生費につきましては2億2,791万2,000円の追加計上でございまして、職員の給与費追加、産休等による代替臨時保母等の賃金追加、国の措置基準の改正等による民間保育所措置費負担金追加及び老人クラブ常設集会所建設費補助金400万円、国府第一保育園園用備品備品購入費等追加1,439万9,000円、北松尾保育園建て替えに伴う設計委託料等1,056万9,000円並びに平成元年度生活保護費国庫負担金返還金2,182万2,000円などが主なものでございます。

続きまして、衛生費3,322万7,000円の追加計上でございますが、これは職員の給与費追加によるものでございます。

次に、農林水産事業費でございまして、2,934万1,000円の追加計上でございます。これは職員の給与費追加及び補助金等の確定による水路整備工事費追加400万円、溜池整備工事費追加225万3,000円、農道整備工事費追加500万円並びに市単独土地改良事業補助金追加500万円等でございます。

商工費591万5,000円につきましては、職員給与費の追加計上でございます。

次に、土木費でございまして、職員の給与費追加及び道路河川等の事業費の追加で3億5,067万1,000円の計上となっております。主な内容といたしましては、道路維持補修費追加3,420万円、(仮称)伏屋池田下線整備事業費追加2,090万円、和泉府中駅前整備事業費3,000万円、河川維持費追加500万円、長谷川河川改修事業費追加1,540万円、水路改修費追加4,200万円及び公共下水道事業特別会計への繰出金追加2,295万7,000円並びに丸笠団地住戸改善整備工事費追加4,022万8,000円等でございます。

消防費につきましては、6,081万1,000円の追加計上でございまして、職員の給与費追加並びに消防団員退職報償費追加等でございます。

最後に、教育費といたしましては、3億1,389万8,000円の追加計上でございます。主な内容は、職員の給与費追加、臨時調理員等の賃金追加及び教材備品購入費追加500万円、(仮称)和泉台第一小学校設計等委託料3,084万8,000円、(仮称)和泉台第一中学校設計等委託料4,384万9,000円並びに幸青少年センター体育館屋根改修工事費700万円、池上曾根遺跡用地購入費1億2,550万円等でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。36ページをお願いいたします。

市税10億4,309万8,000円、交通安全対策特別交付金400万円につきましては、実績等を勘案し追加計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金につきましては972万円。

国庫支出金、2,728万6,000円、府支出金6,354万6,000円、寄附金500万円、諸収入7,432万2,000円につきましては、歳出予算に相関連する特定財源でございます。

財産収入1億1,922万4,000円につきましては、公共施設整備基金運用収入追加でございます。

最後に、市債1億4,380万円につきましては、既設公営住宅整備事業債追加及び史跡池上曾根遺跡用地取得事業債を計上いたしましたものでございます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第64号「平成2年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。何点かについてお聞きをいたします。

まず、歳入の方から先に聞きますが、歳入の最後の40ページのところで説明がなかったのですが、雑入で(仮称)和泉台第一小学校整備事業収入、同じく(仮称)和泉台第一中学校整備事業収入でそれぞれ3,000万弱と4,000余万円が入っておりますが、どこからかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、今回の補正予算では、給与費が人勤その他で先ほど可決された議案の状況から出ていると思うんですが、全般的な給与費の問題についてちょっとお聞きをしておきたいと思います。昨日の問題に関連するのですが、教育委員会が主催した例の研修会に市長部局の職員が出席しているんですが、教育委員会が中止をした研修会に出席することについて、その点では問題にならないのかどうか。学校関係は、市長の答弁では教育委員会の仕事やから、と逃げましたが、その点でお聞きかせを願いたいと思います。

それから、46ページの解放総合センターの整備事業費4,200万円出ていますが、どういう内容なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、50ページの生活保護費国庫返還金が出てますが、その理由。これはできれば少し詳しく述べていただいた方がいいと思います。

それから、63ページから64ページにかけて和泉台小学校と同じく和泉台中学校の設計委託料が出てますが、その入札の方法について。恐らく指名入札だと思いますが、何社を指名されるのか。市内業者はどうなるのか。また、ランク付けはどうなるのか。それから、設計等委託料という形で出ていますが、金額が建設工事全般でしたらさほど大きな問題にならないと思いますが、これだけの金額が出てしまいますと、あらかじめのことでやむを得ないとは思いま

すが、大枠が決まってしまうことになりはせんかという心配がありますので、その辺は、どう
いうふうにお考えいただいているのか。それから、関連して、決算委員会でも問題になりまし
たが、いわゆる建設段階での管理委託はやるのかどうかということです。

それから、66ページに体育施設の管理委託料追加が出てますが、この理由をお聞かせいた
だきたい。

それから、債務負担行為について。33ページと73ページにその明細等が出てます。僕は
所管の常任委員会に入ってませんのでわからない点もあるので、御説明も含めてお聞かせ願
いたい。別々に債務負担行為を組んでおりますが、新設と建設と名称が違いますね。専門的なこ
とはわかりませんが、通常は小学校なら小学校一本、中学校なら中学校一本で組むと思いま
すが、別々な形で出ている理由についてお聞かせ願いたいと思います。

一応、以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 管理部長（白樫通有君） 教育委員会総務の白樫から教育委員会関係の御質問に御答弁
申し上げます。

まず、40ページの雑入はどこからか、ということでございます。これは中央丘陵の北部ブ
ロックに建設する小学校1校、中学校1校の校舎、体育館、プール等の設計委託料と地質調査
委託料でございます。住宅・都市整備公団からでございます。

それから、73ページの債務負担行為についてでございますが、まず、上段の新設事業につ
きましては、用地関係でございます。下段の建設事業は、建物関係に分けたものでございま
す。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室長（杉本弘文君） 2点目の御質問の市長部局の職員の問題でございますが、10
日、11日につきましては、本人から休暇願が出ております。職員には、年次有給休暇が理由
を限定せずに与えられておるわけでございます。したがって、休暇の目的は、職員さん個人の
自由意思ということになろうかと思えます。したがって、休暇中の行動の問題につきましては、
私の方からの答弁は差し控えさせていただきたいと考えるわけでございます。
- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 解放総合センター所長（戸口泰明君） 46ページの解放総合センター整備事業費について、
解放総合センターの戸口からお答え申し上げます。

これにつきましては、解放センターのうち本館部分の補修工事でございます。この件につ
きましては、平成元年度夏ごろより建物内部の天井や壁面に漏水の箇所が見られ、職員が調査

たしましたがわからず、本年9月、10月の台風の後1階から5階までの各階にわたり漏水がありました。急遽、専門家に調査を依頼したところ、建物の外部壁面全体に細かいクラックが生じており、それが漏水の原因であるということで、緊急に修理改善が必要だということを指摘されましたので、今回、府の補助を仰ぎ補修しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 生活保護費国庫負担金返還金につきまして、福祉課金谷から御説明申し上げます。

本件は、平成元年度生活保護費の支給に係る国庫負担金の返還でございます。平成元年度で概算で国庫負担金を収入しておりましたが、それを精算いたしました結果、当初、元年度において見込んだ保護費に比べ、最終見込みについて約2,900万円余少なかったということで生じたものでございます。2,900万円に国庫補助率4分の3を乗じた額、すなわち2,100万円ということでございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 総務部次長（奥村富彦君） 小中学校の設計委託料の入札にかかわる問題につきまして、契約を担当する奥村の方から答弁させていただきます。

本件の設計委託等につきましては、建設設計業者につきましては、和泉市内でこれだけの業務を処理できる業者は現在のところ、ないわけです。したがって、こうしたかなり大型の設計につきましては、市外の業者を選定してございます。本件規模の場合ですと、8社を選定することになります。さらに、ランク付け等の問題でございますが、市外の業者につきましてはランク付けをしておりません。その都度、過去の経歴、規模等を勘案して選定をしていく形を採っております。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 建設部長（浅井隆介君） 管理委託の問題でございますが、確かに大きな工事でございますので、私どもといたしましては、現有勢力でやることについては非常な困難も伴いますが、できるだけ各部局から出てくる工事依頼等を調整をし、直営でやっていきたいと考えております。
- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 社会教育部次長（中辻寿夫君） 教育委員会の体育施設委託料351万3,000円の追加の内容でございます。本件につきましては、光明台にございます体育3施設の管理公社に対する委託料でございます。管理公社で職員を採用したとき、高卒の初任給で組んでおりました。し

かし、実際に採用したのが少し年齢のいった職員もございまして、その前歴加算に伴います不足額でございまして、給料並びに法定福利費の追加でございます。

- 25番(天堀 博君) 給与費関係の御答弁がありました。なるべくこの補正予算にかかわる全般的な範囲から逸脱しないように心がけたいと思います。これが常任委員会付託となりますと、私も総務委員ですので詳しくやれるのですが、その点で少し御辛抱願いたいと思います。

今、公室長から休暇を取ってもその使い方は自由だ、当然ですね。ところが問題は、教育委員会が主催する行事、市も同じなんです。それが中止された後も行っているということで、昨日も問題になりましたが、そのことについては問題にならないのかということを知っているわけです。これは答えにくいと思いますので、先へ進むために仮の話をします。そのことでお答え願いたいと思います。

宝くじのおカネで市長も行かれましたし、今年は、議員が行くように当たっている。それが行くか選定をしているところなんです。職員さんもそういう関係で今まで行ってたんです。そこで、幹部職員のどこそこの部の部長か課長が近々、行くことに決まっていた。ところが、世間が騒がしくなって批判が強くなってきたので、市長としてもいろいろ考えた結果ぐあい悪いとなりまして取り止め、その旨を指示した。ところが職員さんは、せっかく決まっているし、予定にも入っていることだからと休暇を取って行かれた。こういう例の場合はどうされますか、公室長が御答弁されますか。

- 市長公室長(杉本弘文君) 事務に支障がないということで、休暇願が出た場合許可をすれば、別に問題はないんじゃないかと思えます。
- 25番(天堀 博君) それは許可をすれば、という前提が付いてますが、事務に支障がない、勝手に行くんや、ということです。ところが、そういう批判が強くなってぐあい悪いからと、市長自身を取り止めるんだ、と指示していたにもかかわらず行くというのは、問題があるのではないのでしょうか。同時にキャンセルをしなければなりません。昨日の答弁では、その準備をしてきた分掌に基づいて指示したとおっしゃいました。そういうふうにキャンセルの手続をするわけですが、キャンセルの手続をとってしまったらもう本人は行けない。しかし今回、本人さんが行ったということは、行ったとすればキャンセルの手続をとらなかったわけですから、その部あるいは課の職員さんの処分はどうなりますか。
- 市長(池田忠雄君) 昨日の質問の延長線上になろうかと思えます。私が昨日、お答えいたしましたのは、同和教育の推進ということは必要性があるんだということが第1点。それから、2点目のことについては、その同和教育の主催をしたのが教育委員会であるということであり

まして、中止をしたということの報告は聞いたということがお答えの本旨でございました。それから先の御論議をいただいている1つでもございますが、細部の許可を取って自主的に参加をしたとかいう課題につきましては、機関委任事務という中ですので承知をしないということでお答えをしたわけでございます。

今、そういう類推での例えばのお話があったようでございますが、そうしたことは、おのずから趣を異にするのではないかと思います。ひとつその辺は公室長がお答えしておりますように、許可を取った上での休暇の使い道はいろんな個人的なこともございましょうし、自由ではないかということでございますが、私もそのように存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) 私は、できるだけ柔らかく聞こうと思ってます。そこで、昨日の教育委員会の話は置いておき、市長部局について、例えばの話で聞いてるんです。例えばの話を出せば、また、逃げるんじゃないかとは思ってましたが、例えばの話の方がわかりやすいと思って言うたんです。市長がやめや、と決めているのに部長が勝手に行ったら、そんな部長はけしからんですね。そうなるのと違いますか。それから、キャンセルしなければならないのに、もしキャンセルをしていなかったら、その部課の職員はどうなりますか、と昨日とは関係なく聞いてるんです。結局は、関係するんですけどね。今日は、教育委員会ではなく、一般行政として聞いているんです。

教育長がおらんから、昨日の早乙女実議員もけったいなところでやめなしようがなかった。責任者がいないのですからね。それで、市長に聞いたら、機関委任事務やから教育委員会や、と逃げられてしまった。教育長がおらへんのんやからね。教育次長は教育委員ではないでしょう。教育長は、教育委員であって教育長ですからね。後で教育長任命の議案が出てきますので、もし、この質問が補正予算から逸脱していると言われるのなら、そのときにやりますけど、この方がやりやすいから出してるんです。だから、教育長がおらんから、一般行政として聞いているんです。

答えられないのか、あるいは処分をするのか。これは給与費ですから、言うことを聞かなかった職員の処分はどうするのですか。勝手に行った部長は、休暇を取って行ったんならしようがないが、キャンセルをしなければならないのに、なぜキャンセルをしなかったのかと責めませんか。市長、勝手に行かれたらどうもならんですわな、違いますか。そのことを教育委員会ではなく、一般行政として聞いているんです。教育長がおれば、教育長に聞きますけどね。

- 市長(池田忠雄君) 御質問の趣旨は、一般論としてのお話として昨日からの延長線上のことでございますので重ねて御答弁申し上げますが、発端は、産業文教委員会協議会での早乙女

議員さんの御質問だったと思います。

- 25番(天堀 博君) 市長、それやったら機関委任事務やと逃げないで、あなたの責任をはっきりしなさいよ。だから、それは放っというて、今、私が言うている例えばの話について答弁してください。
- 市長(池田忠雄君) いやいや、はっきり申し上げまして、昨日から私は何も逃げているわけやありません。
- 25番(天堀 博君) それやったら昨日の話を出さずに、今の私の質問に対する御答弁をしてください。
- 市長(池田忠雄君) わかりました。ただ、休暇を取って職員が行動することについて、基本的にはそれは拘束できないことだとお答えをしまいましたが、ただ、外遊の中止をしたが、それでも行ったという例えばの話でございますが、その時々ケースによって考えていきたいと思っております。
- 25番(天堀 博君) もう1点のキャンセルしなかったという方はどうなりますか。宝くじでもほかのことでいいですが、交通公社かどこかにキャンセルをしなければいけない。市長がやめや、と言うたんやからね。それでも行ったやつについては、これはその時々で対応していただいたらええ。お前はけしからん、叱って落とすのか知りませんがね。しかし、それはその時々で対応していただいたら個人との関係ですからね。市長にどれだけ忠誠心があるのか、という問題が出てきますが、それだけのことです。
ただ問題は、事務分掌に基づいてキャンセルしなければならないのに、うかつとしていたのか、わかっていてキャンセルしなかったのかわかりませんが、とにかくキャンセルをしなかった。あれだけやかましく言うてるのにキャンセルしなかった。そうすると、これは人事課でやるのかどこがやるのか知りませんが、その部署の職員の責任が出てきますが、それはどうされますか、ということ聞いてるんです。
- 市長(池田忠雄君) 例えばの話でお答えしにくいことですが、そうしたことも含めケースバイケースで判断していく、このようにお答えしたつもりでございます。
- 25番(天堀 博君) 例えばの話ということで逃げるからいやなんですけど、それやったらストレートに教育委員会に聞かなければしょうがないんですが、教育長がいらないからね。それやったら、教育委員会に聞きましょうか。
- 市長(池田忠雄君) 教育長が不在ですが、教育次長が代行しておりますので、昨日、お答えしたとおりだと思います。よろしく御理解をいただきたいと思っております。
- 25番(天堀 博君) それでは、教育委員会に聞きます。次長が代わって責任をもってや

っていただくということですからね。キャンセルをしているはずなのが、キャンセルしていなかったら、その部の責任はどうなるんですか。

- 管理部長（逢野博之君） 私からお答え申し上げます。

教育委員会は、主体的に中止を決めました時点で、一応、計画しておりましたすべての手配は、中止の措置をとるよう指示はいたしました。

- 25番（天堀 博君） 答えになってない。中止を指示したんでしょう。ところが、実際には民宿「たかはしや」さんには講師の方も全部そのままおりましたが、それではキャンセルになってない。それはどうなりますか、と聞いてるんです。

- 管理部長（逢野博之君） お言葉を返すようですが、その行為と、後の休暇を取ってそこへ実態的に行っているという御指摘は、個人的な行為だと判断いたします。

- 25番（天堀 博君） 違いますよ。昨日の答弁では、準備分担してきた分掌に基づき中止の指示を出したんでしょう。これは教育委員会が主催をしている行事なんですよ。個人が主催をしているものとは違うんですよ。だから、聞いてるんです。教育委員会が主催をしている行事について、教育委員会が中止の指示を出しているのになぜキャンセルをしなかったのか。個人が勝手に行ったということではまりますか。その辺をよく認識してくださいよ。そのキャンセルしなかった責任はどうとられるんですか、と聞いてるんです。キャンセルした後、もう1回、個人が勝手に予約して行ったんですか。恐らくキャンセルしてないでしょう。今から聞髪を入れずに「たかはしや」さんに電話して聞きますか、「一たん、キャンセルしましたか」とね。そんなばかなことはでけへんですよ。そのことの責任の所在はどこにありますか、と聞いてるんです。

- 議長（穴瀬克己君） きちんとした答弁をするように。

- 管理部長（逢野博之君） 私の方からは、昨日の答弁の中でも申し上げましたように、この研修会自体は、それぞれ責任分担をもって計画をしておりました。その分掌に基づきまして、それぞれのところに手配をするように指示をいたしました。結果的にキャンセルがなされていないということの御指摘でございます。今、申し上げましたように後で個人的に参加した行為、それを考え、公的に教育委員会が申し出ているキャンセルが、個人が参加をするということで、そのまま引き継がれたものと解釈いたしております。

- 25番（天堀 博君） 「和教市 第570号 平成2年11月30日 同和教育主担者配置校校長殿」ということで「和泉市教育委員会教育長西川喜久 同和教育主担者管外研修会実施について」とありますが、これは教育委員会主催ですね。それを中止したにもかかわらず、そのまま引き継がれたということなんですが、そんなことがあり得ていいのかどうかという問

題と、それから、全部キャンセルしてあるはずなのにキャンセルしなかったことの責任はどこにのたれにあるのか、ということを知いてるんです。これは重大な問題なんです。せやから、教育委員会がまともな答弁をしないから、市長部局に聞こうやないかということで聞いたんです。給与費の中で職務違反をしているわけですよ。市長や教育長の尊厳にもかかわる問題なんです。そのことを堂々とやってのけているんやから、その辺の責任者あるいは責任はどこにあるのか。

あるいはもう1つ言えば、教育委員会は、そういうことで引き継がれて実施されたことについてばかにされているんですよ。中止したにもかかわらず、同じことが同じところでやられているんですよ。市の職員も参加しているじゃありませんか。この責任を教育委員会は感じないんですか。こんなことがあってもええと思うような答弁をしている。個人が勝手にやっているんやという、教育委員会が決め、そして、中止をした行事について、そんなことがあり得ますか。

昨日は時間的な問題もありましたし、他の問題もありましたのでそこまできませんでした。が、補正予算の給与費の関係で質疑の範囲を逸脱しているというのなら、後の教育委員任命のところでやりますし、3月に一般質問でもやりますが、鉄は熱いうちにということもありますので、早くやっておかんと冷めてしまうんですわ。教育委員会がはっきりしなければ、もう1回元へ戻りますわ。キャンセルをしなかったのはなぜですか。そのしなかった人の責任はどうなるんですか。中止ということはキャンセルせよ、ということの指示を出したんでしょう。それをしなかったら、その人の責任はどうなるんですか。

- 管理部長（逢野博之君） 何回も同じお答で申しわけございませませんが、それぞれの分担によってそれぞれが中止の措置をとる形をとりました。直接教育委員会が旅館等を手配しておたものでしたら、教育委員会から直接御連絡をしてキャンセルすることになったわけでございますが、昨日の答弁でも申し上げましたように、それぞれの担当に基づきまして手配をした関係上、そのまま個人的に行くということで引き継がれたということでございます。
- 25番（天堀 博君） どうもわかりにくくてしょうがない。そんなことが通るのかどうか。教育委員会が計画したものを中止の指示を出したんでしょう。手配は、個人の担当者がしたのかどうか知れませんが、教育委員会のそういう指示に基づいて手配をしているわけでしょう。ところが、それが中止やとなれば、それを取り止めなければいけないのに、個人が年休を取って勝手に行ったことやから知らん。休暇の使い方まで関知しないというようなことで済むのかどうか。その人たちが、同じ日に同じ場所に泊まり、講師の話を聞いているんですよ。教育委員会は、そんなことをされていても平気なんですか。中止の指示も入院中の教育長にちゃんと

断っているんでしょう。それとも、教育長と協議してないんですか。あなた方が勝手にやったんですか。

○ 管理部長（逢野博之君） 昨日も私が御答弁申し上げましたように、教育長不在の問題につきましては、教育委員会の庶務規則に基づいて教育次長が代行することになっております。そういうことで私が最終的に決断をしたものでございまして、この話については、教育長に直接協議はいたしておりません。

○ 25番（天堀 博君） そうしたら、あなたが代行できることになっているのですから、教育委員会としての責任のもとで中止をしたわけですね。にもかかわらず、同じ日に同じ場所で同じ内容のことが、中止をしたにもかかわらず堂々とやられているのに、それで済むかどうか。例えば宝くじの問題でやかましくなったので、市長が止めとこうと指示したのに、部長や課長が「わしはせっかくやから行って来ます」と休暇を出して行く、そんな勇気のある部長や課長がおりますか。そんなことをしたら、実際問題、えらいことになりませ。それが教育委員会では罷り通るんですか。せやから、責任の所在を明らかにしなさい、と言うてるんですよ。しかも、そういうことについての教育委員会としての責任がないのかどうか。全く関知しない、責任はありません、とそれで済むんですか、と責めてるんですよ。

教育委員会がそういうことなら、市長部局の課長もマイクで聞いてるんやから、市長が止めやと言うても自由に行ったらよろしい。市長はどないもでけしまへんよ、休暇出して行かれたらね。仮にキャンセルしたとしても、後で同じ形で予約して行かれたらどうしようもない。だから、これは市長部局にも行政全般にかかわってくる問題です。そんなことが罷り通るんやったら、市長部局でも同じことができませ。ですから、そのことについて責任の所在をはっきりしてください、と言うてるんです。

昨日の段階では、関知しない、責任はない、と言うてますが、ないことはないですよ。いろいろ考えた末、宝くじの話が一番ええなと思ってしたんです。今後も同和研修だけでなく、ほかの問題でもこんなことが出てきませ。収拾がつかんようになってくるので言うてるんです。市長部局の人間が勝手にやっているということは、教育委員会も同じ釜の飯を食っている市役所ですわ。その教育委員会が中止したのに、市長部局の人間が休暇を取って、しかも講師として行ってんです。そんなことでええのかどうかです。どちらからでも結構ですから、きちっとした答弁がほしいんです。

○ 管理部長（逢野博之君） 議員さんが御指摘の趣旨は、やはり研修会そのものの本質にかかわった考え方でお話をされているように思います。この中止の判断に至りましたのは、昨日は、具体的な内容に触れた形では申し上げませんでした。私は、やはり研修会そのものの本質を

否定したものではありません。あの時点で裁判そのものが確定した段階で諸般の事情を考慮する中、教育委員会として中止をするという形を決定いたしました。

その後の個人的な行動につきましては、昨日も触れましたように、個人的に参加をすることにつきましては、私の方からコメントをすることはできませんが、それに関連しての御指摘でございます。そのキャンセルしたことの指示が実行されていないということについて触れられたおりますけれども、本質的には、研修会そのものの御指摘かと判断いたしております。一応、キャンセルそのものは、教育委員会としてそれぞれの分掌に基づきまして連絡するようにはいたしましたけれども、それが自分の意思でもって引き続いてそれを利用するという形のもとでキャンセルがなされていないという結果について、今、私も知ったわけでございます。その点については、今後、ほかの問題もございまして、職員にも十分に注意徹底をしまいたいということで御理解いただきたいと思っております。

- 25番(天堀 博君) これから職員に徹底していただかなければいけません、それがぐあいの悪い問題かどうかは今、わかりますやろう。そういうことをしなかった職員について、市長部局の人事課の担当になるのかどうか、こんなことで鹿島さんを引っ張り出しては気の毒ですが、何らかの処分の対象になってくると違いませんか。何度も言いますように、この研修会は教育委員会が主催しているんですからね。

あえてここで問題にするのは、昨日の早乙女議員の質問もそうですが、最高裁の判決でこの丸尾という人が問題だということで中止をされたんですが、そのまま中止をせずにやられたら、極端に言えば、教育委員会の基本的な考え方と、われわれの基本的な考え方が違うということで終わっているんですわ。ここで何ぼ押し問答しても「教育委員会の考え方に基づいてやっています」で終わっているんです。それは考え方、立場の違いですから、何ぼここで責めてもしょうがない。しかし、これは中止をした後の始末ができていないから問題にしているんです。今後、徹底すると言われますが、今、判断できませんか、勝手にそのまま引き継いで行ったということについてね。これは明らかに職務命令違反じゃないですか。予約は勝手にしたかどうか知らんけど。

- 議長(穴瀬克己君) 天堀議員さんのほかの質問もございまして、質疑の途中でございしますが、お昼のため、午後1時まで休憩をいたします。

(正午休憩)

○

(午後1時00分再開)

- 議長(穴瀬克己君) 午前に引き続き会議を開きます。

休憩前の質疑の中で天堀議員の質問に対しまして、教育委員会の答弁を願います。

- 管理部長（逢野博之君） 午前中の御指摘の内容につきまして、教育委員会から御答弁を申し上げます。

午前中、御指摘を受けました趣旨は、教育委員会が決定をし、おのおのの負担に基づいて事後処理をするよう指示しましたけれども、実態的には、同じ内容で実施され、旅館も同じ宿であったということでございます。これは命令が徹底されていない、それが職務違反になるというような御指摘があったように思います。そのことにつきまして、教育委員会としてのように考えているか、ということでございますが、私も昼の休憩時間中にちょっとそれなりにこの旅館の手配関係も調べてまいりました。これは8日の中止を決定した時点で、旅館へは、午前中に2名の取り消しをしたということでございます。これは多分、自分らの後の計画そのものから教育委員会の職員を除いた人員の減をしたものと思っておりますけれども、このことから、教育委員会の主催した研修ではなく、個人の意思によってその研修が行われたものと理解をいたしております。

職務命令違反ではないか、という御指摘につきましては、年休を取り行われた内容のものでございますから、当然、旅費等の公費も伴っておりませんし、自主研修という形態をとっておりますので、処分の対象とはならないと判断をいたしております。

ただ、御指摘いただいているように今回の行為が、教育委員会が中止をしたとはいえ、皆さん方にいろいろ疑念を抱かせるような結果になっておりますことにつきましては私も遺憾に存じますし、今後、十分に配慮いたしてまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） これだけで私自身も時間を引っ張るつもりはありませんし、それなりに進めていきたいと思うわけですが、多少、今の答弁からしましても、遺憾に思う、ということは、それなりに非を認めておられるわけです。ただ、2名の教育委員会職員の宿泊の取り消しをしたことによって個人としてやられたものと見る、という考え方は、確かに個人として行かれたにせよ、何度も言ってますように、教育委員会が主催をし、そして、中止をしたという指示を出したにもかかわらず、同じところで同じ内容で同じことが行われたということ自体、しかも、中止ということは、正副議長を初め所管の常任委員長あるいはその委員会で質問をしたわが党の早乙女議員にも報告をした、つまり、議会に対して報告をしたにもかかわらず、そういうことが行われたということは、全くもって教育委員会だけでなく、議会に対しても背信行為だと考えられますので、もっと厳しい対処がなされるべきであると考えます。
- 教育委員会としては、そういうことがあったにもかかわらず実行されたことについて、やは

り個人の資格とはいえ、その職員たちに対してキャンセルその他の手続きを含めて注意をし、今後、そういうことがないようにさせるという答弁をしていただきたいのが本旨でありますけれども、一応、指摘されたことについては遺憾に思う。今後、十分そういうことに対処していきたい、ということですから、一応、答弁として受けておきます。しかし問題は、これだけにとどまっていないということを十分市長も含めて認識をしてほしいと思います。議会に対しても報告があってそうされたことは非常に問題ですので、この点は、市長部局も当然のことですが、今後、同じようなことのないよう対処していただきたいと思います。十分おわかりいただいたことだろうと思います。

この点については、この辺で終わっておきたいと思います。

そこで、他の問題でございますけれども、解放会館の整備事業費ですが、クラックが入ったことによる水漏れがあるということです。この建物は、たしか私が議員になったころですから14、5年ぐらい経過していると思います。大きな建物ですが、たびたび大きな整備工事をされているんですが、特に今回は、全般にわたる水漏れということで、しかも、その防水工事を中心として4,000万円余、府からの補助が出ますが、工事そのものに一定、問題があったのではないかと懸念されますので、この辺はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、生活保護費の返還金ですが、概算で要求をしていて、実際には少なかったので返すんだという、算数の上ではそうなりますが、なせ少なくなったのかということからいけば、政府のそれなりの指導等があったのではないか。この間の国会でも問題になりましたが、厚生関係などが削られ、それがマイナスされているという問題が出ています。そういうものにつながる、そういう締めつけがかなりあるのではないか。もっと普通に一定の生活保護の基準に照らしてやっていけば、それだけのものが十分に必要だったにもかかわらずそうだったのではないか、そこら辺での問題点でお答えを願いたいと思います。

それから、体育施設の職員の前歴加算という問題ですが、これは以前に問題にした件であります。また、これだけ追加が出てくるということです。これは聞いておくだけで終わります。余りあっちこちで長引きますと私自身も疲れますのでね。

後は債務負担の関係ですが、これだけの設計委託をするには、市内にはそれだけの規模の業者がないということで、市外から8社を指名したい、ということです。この債務負担行為が出されていますが、実際の建設の関係については、恐らく次の議会あたりに工事請負契約が出てくるのではないと思いますが、その場合はどうされるのか。市内業者を対象にされるのかどうか。

それから、新しい議員さんも含めてそうなんです。最近、こういう学校とか保育園の建て

替えとか建設というものが余りない。コミセンとか大きな建物が中心になってきているので、市外の業者に一括してということで、それなりに補助金とか大阪府の企業局の関係で特定の業者になってきているきらいがあります。これはわれわれもうっかりしてたんですが、何年前ぐらいか忘れましたが、市内各地で学校の建て替えなどが盛んだったころは、一応、市内業者優先と分離発注の原則がきちんと確認され、現在もまだ生きています。その辺のかかわり合いについてはどうかということも含めてお願いしたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 答弁。

○ 解放総合センター所長（戸口泰明君） ただいまの先生の御指摘についてお答えいたします。

解放センターの現在のコンクリートにつきましては、モルタルはけびきという方法でやられておまして、建築基準法、日本建設学会等に合致しているものであります。当時の検査方法と致しましては、外壁吹き付け前にモルタルのうきあわせと肉眼で見えていくという方法でやられているのであります。そういうことで当時は、きちんと検査は済ませていただいています。ただ、クラックの原因については現在でもいろいろありまして、会館の場合どうしても壁面が多いために痛みがひどいということを知っております。性質的にはいろいろあるようでございますけれども……。

○ 議長（穴瀬克己君） 福祉課長答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 生活保護費の国庫負担金の返還でございますが、先生の御指摘は、必要な家庭に保護を実施しておれば返還する必要はないのではないか、ということでございますが、それとは直接結び付かないものでございます。と申しますのは、最終の国庫負担の請求は大体年が明けてから、今年ですと、来年の1月か2月ごろに最終の国庫負担の見込を立てて請求をするわけです。その後、医療費等は、最終の4月になってやっと確定する、つまり最終見込みを立ててから3カ付き程度の分が確定するまでにかかるわけでございます。

医療費ですと、1カ月に生活保護費の医療扶助費は大体1億円程度ですので、3カ付きで3億円程度の見込みを立てるわけでございまして、それに基づいて国庫負担の概算請求するわけでございます。この3カ月間で約2,900万円、1割程度の程度の見込み違いが出たということでございます。直接的な生活保護の押さえ込みというか、強硬な国の指導ということではございませんので、御了承賜りたいと存じます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 総務部次長（奥村富彦君） 契約を担当している奥村です。

中央丘陵に関連する小中学校の建設工事に係る業者選定をどうするのか、という御質問と理解をいたします。結論から言いますと、本件につきましてはまだ設計途上でありまして、設計

金額等の詳細が明らかになっていない段階では、業者選定についての基本線としては決まっていないというのが結論でございます。

ただ、今回の工事施行の分については、幾つかの問題点があるのではないかと考えております。その1つは、御指摘のように契約課といたしましては、地元業者優先あるいは分離発注が原則だということについては今も崩しておりません。最近では、福祉会館等についても、設備関係は分離をして発注をしてきたという経過がございます。したがって、その原則ははずすつもりはありませんが、事業量によりまして地元業者優先と分離発注という原則的な問題を考え合わせますと、分離発注をすることによって地元業者を指名選定できるという、地元業者の施行能力あるいは経営規模に応じたものである場合は、分離発注をしていくことが、地元業者にとって大変有効的であろうと思われま。

ただ、その枠を超える場合には、いろいろ問題が出てくるであろうと考えております。したがって、市外の業者で分離発注をすることがどうかという問題、その場合現場の管理がどうかという問題が1つ出てきます。それから、今回のものについても推測をいたしますと、公団の建て替え施行分あるいは市の直接施行分等の割り振りがありまして、契約関係も大変複雑になるという問題もあります。したがって、そうしたもろもろの問題あるいは先ほどから御説明しております原則の問題等について、関係課とも協議をいたしまして基本線をまず決め、その上で業者選定にかかっていく。現段階では、まだ業者選定にはかかっていないというのが結論でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

- 25番(天堀 博君) 解放総合センターについては、当時の検査基準に合致していたということで、たまたまそうなったという答弁ですが、今日の段階ではその程度にとどめておきます。

それから、生活保護の関係につきましては、以前にもこのような論議があったと思いますが、言われていることはよくわかります。しかし、われわれが現場で相談を受けたりしていく中では、いわゆる押さえ込みというか、国の指導というものが明らかに以前からあるんです、ややこしい本来、そのまま引き続き受けさせていた自由業の人たち等の問題は、それはそれでありませんが、本当に生活に困っている人たち、病気で困っている人たちに対する適用その他については、大きな制約がかかっているのが実態なんです。その点では、そのような答弁しかしようがないだろうと思ひますが、現場で対応している人たち自身も大変苦勞されていると思ひますし、そういう実態があるという指摘をしておきます。

最後の建設工事の契約の問題ですが、大きくなってくれば、それだけのランク付けの業者が

市内にいないということで市外業者になりがち、あるいはならざるを得ないが、地元業者優先あるいは分離発注の原則は現在も崩していない、ということです。言われるように指名選定に耐え得る条件があるかとなると、問題が出てくると言われております。

確かにいろんな問題はあると思います。それなりのランク付けで考えていけば、机上ではそうせざるを得ないという面はあるかと思いますが、しかし、やはりできる限り分離発注をしていくべきだと思います。分離発注の場合には大体建設と電気工事、また、最近では浄化槽を含めて給排水関係などもかなりありますので、そういうものを分離していけば、いろんな形で地元業者あるいはそれに近い業者に発注をしていくことが可能な面が出てくるのではないかと思います。

ところが最近では、大きなものやということで一括して特定の市外業者に偏るきらいが出てきています。管理ひとつにしても、午前中の建設部長の答弁によるとできる限り自前でやりたい、ということですが、管理するにしても、一括でやる方が世話がないうという面はあります。しかし、それでは能がないわけですので、できるだけ分離発注をして地元を中心とした形のものを生かせるような考え方を持つべきだと思います。今の次長の説明では、現段階ではまだ具体的な業者選定に至っていないし、まだどうするかわからないということですが、今後の契約の状況の中では、ぜひそういう形の原則を踏まえてかかっていたいただきたいと言うておきます。

以上で終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 端的に2点ほどお聞きしたい。

歳入の40ページの教育振興備品購入指定寄付金500万円が出てますが、どこから、どのような目的でされるのか。また、買う方は、何を買うのか、歳出で出てますが、それが1点。

それから49ページ、保育所管理費で浄化槽検査手数料が2件出てますが、どこでどのようなことなのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 管理部次長（白樫通有君） 1点目の教育振興備品購入指定寄付金でございますが、和泉市の横田氏より教育視聴覚教育機器の備品購入ということで御寄付をちょうだいいたしました。歳出の方で上げておりますが、小学校に視聴覚機器の購入を予定しております。
- 7番（赤阪和見君） どういうものですか。
- 管理部次長（白樫通有君） 各教室でテレビを使つての教育機器としてビデオデッキの購入を予定しております。
- 議長（穴瀬克己君） 次。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 保育所管理費につきまして、坂田よりお答えさせていただきます。

浄化槽検査手数料でございますが、国府第一保育園の整備事業費の中での浄化槽設置に伴います浄化槽検査手数料でございます。保育園大規模修繕事業費の浄化槽検査手数料につきましては、横山第一保育園大規模改修時に浄化槽を設置する検査手数料でございます。

浄化槽の検査手数料につきましては、浄化槽法第7条に規定いたします検査でございます。浄化槽設置後6カ月経過後実施する検査に要する実費手数料を浄化槽設置申請の段階におきまして、請負業者を通じまして社団法人大阪府浄化槽協会にあらかじめ納入する手数料でございます。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） ビデオデッキの購入ということですが、横田さんからは、視聴覚教育に、ということでしたか。それとも、教育のために使ってくれ、ということだったのですか。それと、各学校に何台ずつどのように配分するのか。

それと、浄化槽ですが、国府第一保育園は整備事業の中ですが、これはやり替えなのかどうか。それから、大規模修繕事業の方は横山第一保育園と言われましたが、この際、聞いておきますが、国府は合併なのか単独なのか。大規模修繕の方は合併なのか単独なのか、この点について。

- 管理部次長（白樫通有君） 御寄付をいただいた方から視聴覚備品ということの御指定でございます。教育委員会といたしましては、各小学校で教室にテレビ設置しておりまして、いろんな点でビデオデッキを使つての教育を実施しておりますので、それに充てさせていただきたいと計画しております。各学校に何台ずつか、という点につきましては、ただいま学校におけるビデオデッキの整備状況等を勘案して計画を立てていく予定をいたしております。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 国府第一保育園の浄化槽でございますが、増改築に伴う浄化槽の設置でございます。これは単独浄化槽でございます。横山第一保育園の浄化槽につきましては、合併処理槽でございます。

- 7番（赤阪和見君） なぜ単独と合併になるのですか。もう1点は、合併も単独も検査手数料は一緒ですか。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 国府第一保育園につきましては、2～3年後に公共下水道が引かれるということでございますので、今までどおりの単独浄化槽という形でさせていただきました。横山第一保育園につきましては、水源の上流にあるという考え方から合併浄化槽がいいというふうに考えておりましたので、合併浄化槽にしたものでございます。

検査手数料でございますが、50人槽までは1万円という金額でございますので、単独、合併浄化槽とも1万円という計算で計上させていただきました。

- 7番(赤阪和見君) 今の説明を聞くと、2～3年後には公共下水道が付くということで単独そのままいく。そういうことであれば、この際、基本的に聞いておきたいんですが、単独と合併に分かれましたが、何年後ぐらいをめどにしているのか。国府の方は、2～3年後に生放流ができるという方向性の中で単独だとおっしゃるわけですね。今後、公共事業が進んでいく中、2～3年後か、ああそうか、ということで終わればいいが、何年後ぐらいをめどに公共下水道に接続される場所は単独でいく、何年以上のところは合併でいくと基本的に考えておられるのかというのが1点。

もう1点は、50人槽以下は1万円だということですが、合併浄化槽の場合は何人槽という形で計算するのではなく、立方メートルで表してますね。そこら辺がちょっと違うんです。小さい合併浄化槽では、5人槽、8人槽、15人槽ぐらいまでは人数で表してますが、その上にいきますと、例えばこの市庁舎などの処理能力は110人ですかね。毎分、毎時、毎日というのとで槽が違うんですね。その点で本当に1万円で検査手数料はいいのかどうか。これは岸田さんの方ですか、それとも建築の方ですかね。その点について、はっきり法令を見ながら答えていただきたい。

- 議長(穴瀬克己君) 浄化槽設置の基本的な考え方ですので、担当部局はどこですか。岸田次長。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 環境衛生課岸田よりお答えいたします。

合併浄化槽と単独浄化槽についてのわれわれの選定云々でございますが、あくまでも下水道事業区域内、要するに計画決定を打ってある区域については、合併浄化槽は設置できないというのが今の法律でございます。それをクリアしていこうというならば……。

- 7番(赤阪和見君) あんた、それは間違いや。設置できないことはない、設置していますよ。

- 議長(穴瀬克己君) 基本的な考え方について責任をもって答弁してください。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 基本的な考え方につきましては、やはり公共下水道にウエートを置いて鋭意努力していただく方向で考えております。10年先とか20年先とかになってくる場合には、先ほども申し上げましたように、計画区域内における合併浄化槽設置については非常に困難性があるということで、その部局とも十分に協議をしていかなければならない問題点がありますので、ひとつ御理解していただきたいと思っております。

なお、検査手数料につきましては、許可をしている業者の手数料でございます。合併浄化槽

というのは、最低50人槽以下の合併浄化槽から考えておりますので、人員云々につきまして、個々に手数料が変わってくるように思います。詳しいことはちょっとわかりませんので、御了解願いたいと思います。

- 7番(赤阪和見君) 議長、答弁を願いますよ。今のは答弁と違います。
- 議長(穴瀬克己君) 質問の趣旨に沿った答弁をきちんと願います。
- 建設部長(浅井隆介君) 今の問題は、それぞれの設置者がどういう方法を採用するかということでございまして、私どもは、それを受けて内容を検討させていただいてどちらを選択するかについて技術的に考えます。

もう1つは、公共下水道との関係でございまして、これはわれわれの公共下水道の進捗に合わせていただかないと、全域を短期間にすることは不可能でございまして。今の場合は、市の一番下の部分から上の方に年次を追ってやっております。その周辺において設置される設置者の方、例えば学校とか保育所その他の施設設置者の方々と十分協議をさせていただき、2~3年内に可能ということであれば、これはむだということにはならないと思います。これは水質の問題でして、特に合併浄化槽のいいところは、一般の生活排水と一緒に一緒に入ってフカを落とすことによって公共水域の汚濁を防止するということです。片方の単独であれば、これは大小のいわゆる便所だけの問題でございまして、その効果はおのずから変わってまいります。

しかし、それも少し中身に入りますと、例えば手洗だけが入るとなれば、合併であっても大した効用にはならない。しかし、その他に給食などをやる場合ですと、洗剤とか油その他の問題も出てまいりますので、やはり先ほどの趣旨から言えば、合併浄化槽の方がいいのではないかと思います。

ただ、先ほどの浄化槽が計画区域内云々というのは補助金の問題でございまして、計画区域内であれば補助金が受けられないという問題がございまして。私どもでは、ほとんど全地域がその範囲内に入っておりますので、補助金を受けられる区域は限定されております。そういう面もございまして、今後、設置者と十分に協議をさせていただき、一方で水質の問題、また一方では投資効率の問題、それと技術的な問題等をよく協議させていただいて進めていきたいと思っております。

- 7番(赤阪和見君) 検査手数料は変わらへんのですか。検査はどこがやるのですか
- 建築課参事(今村俊夫君) 建築の今村がお答えいたします。

一応、小規模合併処理、合併処理、単独処理につきましては、50人槽未満につきましては、検定手数料が1万円という形で浄化槽協会が代わってやることになっておりますので、御理解賜りたいと思っております。

- 7番(赤阪和見君) 人槽と立方は。
- 建築課参事(今村俊夫君) 小規模は人槽でございます。50人槽未満につきましては、小規模合併処理という形になっております。
- 7番(赤阪和見君) そうすると、横山保育園は小規模ですから、何人槽ですか。50人未満ですか。
- 福祉事務所次長(坂田平之君) 20人槽でございます。
- 7番(赤阪和見君) この際、聞いておきますが、国府第一は2~3年後とおっしゃってますが、果たして2~3年後に引けるのかどうか、再度、確認だけ。
- 下水総務課長(西岡政徳君) 先ほどの下水道計画の協議ということでございますが、まだ確定的なことではやっていないつもりでございます。
- 7番(赤阪和見君) 福祉のほうでは2~3年後につく予定と出てますからね。2~3年後にはまだ付いてないわけですか。
- 建設部長(浅井隆介君) 2~3年後という答弁がございましたが、私どもの方では、現時点においては、2~3年後にそこが計画区域の範囲に入ることにはなっておりません。しかしながら、中心区域に近いところでございますので、できるだけそれに沿うように努力していきたいと思っております。
- 7番(赤阪和見君) ええかげんにしといてくださいよ。2~3年後に付くから単独にしたんやとか、計画区域は補助金の関係をおっしゃっているんやと思いますが、僕は何も補助金の関係は言うてません。計画区域というのは、どういうふうに組んだのか知りませんが、横山までずぼっと入ってますね。この際、聞いておきましょうか、実際問題、横山まで付くには何年かかる見通しですか。
- 建設部長(浅井隆介君) これは都市計画事業でございます。横山は調整区域でございますので、現時点で何年たったらできるかということについては言明はできないのですが、できるだけ早くできるように努力したいと思っております。
- 7番(赤阪和見君) 今、環境問題で大きく取り上げられているのは生活雑排水です。工業の事業所から出る排水は、相当きつい規制をクリアしなければ放流できないのが実態でして、海の汚れの70%は生活雑排水だと言われております。その点では、計画だけ打っておいて、網だけかぶせておいて、違う形の中で厚生省と環境庁が制度をつくって厚生省の補助金対象になるというところが、建設省の網、バリアのおかげでそういうことができないということです。しかし、生活雑排水による川の汚れは、和泉市内のど真ん中であっても横山であっても同じなんです。その点では、非常に厳しいものがあります。

今、ちょうど保育園の2カ所の話がありまして、山手は合併浄化槽にするんだということで。これはいきさつがあつてこうなつたわけですので、その理由は別にして、いいことですからそれはそれとしても、公共施設を建てていくという今後の方向性の中では、一体、どういう基本的な考えを持ってやっているのか。2～3年後に付くと言いながら、片方では、2～3年後に付けたいという希望的観測でしょう。縦割り行政の本当の弊害がこういうところに出ているわけですよ。どういう基本的な考えを持って、そういう建物の建設とか市民に対するPRをしていくのか、ちょっと教えてほしいと先ほどから言うてゐるんです。それでは、何年後ぐらいをめどにして合併と決めるか、単独と決めるか、その点だけ責任ある答弁をしてくれませんか。

- 議長（穴瀬克己君） 助役答弁。
- 助役（坂口禮之助君） この問題につきましては、前回の委員会の席上でも赤阪先生から御質問がございましたが、いろいろ内部的な意見の調整を行いつつございます。ただ、5年後とか3年後にどうするとかいうところまでは、内部でまだ詰まっておりますので、今しばらくお時間をちょうだいいたしまして早急に結論を見出していきたい、かように存じます。
- 7番（赤阪和見君） それで結構です。ただ、言っておきたいのは、国の施策の中でも建設省と厚生省、環境庁の縦割り行政の中での軋轢があるんです。なるほど、今おっしゃるように、下水道の区域を拡大しなければいかんというのは至上命令です。しかし、ことによれば調整区域は、合併浄化槽を付け、市民協力を願うことによって環境保持ができる、あるいは河川の水を確保できることにつながります。今日も川のそばを通ってきましたが、水道が取水している川中の城前橋から下は、水が一滴も流れてない。その一滴も水が流れてない川が、池田下へ来たら流れているんです。これは自然の原理からしみ込んだやつもありましょうが、やはり生活排水が流れ込んでいます。また、ここの柳田橋のところでもまた取っているのです、そこから下は流れてない。その下をちょっと見たら水が出てゐるわけです。一滴も水が流れてない川がありながら、しかし、川と言うところへ水が集まっていく。これを見ても生活排水がそこへ流れ込んでいるというのは歴然としています。

その水を美しくすることによって、今、ウォーターフロント（水に親しむ環境）が進められておりますが、どんどん下水道が進めば水がなくなる。親しむ水がなくなるわけですからね。その点から言えばこの際、こういう調整区域あるいはこれから50年、100年かかるであろうと思われる地域は、この際、やはり合併処理浄化槽を普及していく方向性を真剣に考えていくべきではないかと思つておりますので、どうかよろしくお願ひします。今、助役さんの答弁がありましたように、全体で統一したものをを出していただきたい。部局によって言うてゐることが違ふことがないようお願ひします。

それと議長、この際、「先生」という言葉はやめていただきたいと思いますので、議員総会でも諮っていただきたい。その点もよろしく願いいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第2.2「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第65号

平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成2年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,582,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金			2,920	2,920
	1. 繰越金		2,920	2,920
歳入合計		6,579,951	2,920	6,582,871

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		177,855	2,920	180,775
	1. 総 務 管 理 費	58,012	810	58,822
	2. 徴 収 費	117,849	2,110	119,959
歳 出 合 計		6,579,951	2,920	6,582,871

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第65号「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明を申し上げます。
内容につきましては、給与及び期末勤勉手当の改定並びに期末手当の特例措置による人件費の追加でございます。
それでは、予算所に基づきまして御説明を申し上げます。75ページをお願いいたします。
まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,287万1,000円とするものでございます。
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。
それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。78ページをお願いいたします。
職員給与費の追加計上でございます。総務管理費で81万円、徴収費で211万円を計上いたしましたものでございます。
また、これに充当いたします財源として、前年度繰越金292万円を計上いたしました。
以上、簡単ではございますが、今回、御上程をいただきました「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

- 議長(穴瀬克己君) 日程第23「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第66号

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成2年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,269,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		9,780	20,000	29,780
	1. 負担金	9,780	20,000	29,780
5. 繰入金		814,373	22,957	837,330
	1. 一般会計繰入金	814,373	22,957	837,330
歳入合計		2,226,078	42,957	2,269,035

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,852,095	42,957	1,895,052
	1. 下水道総務費	590,180	29,198	619,378
	2. 下水道整備費	1,261,915	13,759	1,275,674
歳 出 合 計		2,226,078	42,957	2,269,035

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第66号「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、総務部大塚よりその内容を御説明申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、給与改定等による人件費並びに（仮称）大阪府下水道技術センター設立に対する出捐金などでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容を御説明申し上げます。84ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,295万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,903万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算より御説明申し上げます。87ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございますが、下水道総務費で2,919万8,000円を追加計上いたしました。その内容といたしましては、職員の給与費の追加及び下水道管渠等の調査委託料2,000万円、並びに（仮称）大阪府下水道技術センター設立に対する出捐金158万円等でございます。

次に、下水道整備費といたしまして、1,375万9,000円を追加計上致しました。これは職員給与費の追加でございます。

これらに充当いたします歳入予算でございますが、分担金及び負担金2,000万円、一般会計繰入金2,295万7,000円を追加計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） ちょっと耳慣れないのが出てきましたので、それだけ聞いておきます。

この大阪府下水道技術センター設立準備委員会負担金2万円と大阪府下水道技術センター設立出捐金158万円、計160万円ですが、これは一般財源の下水道事業負担金そのまま充てられております。この大阪府下水道技術センターとはどういうものか。それから、この管渠等調査委託料2,000万円の負担金の出所についてお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 建設部次長（山崎精二君） 大阪府下水道技術センターでございますが、これにつきましては、大阪府の北の方は、比較的下水道の整備が進められておりますが、特に南部では、下水道整備がおこなわれているわけでございます。これのかさ上げをやろうという目的で発足させるものでございます。

その内容でございますが、最近、非常に好景気ございまして、職員の採用がおぼつかないところが大分出てきたりしておりますので、そういうところに技術援助をしようということに興味に、今回、設立しようとするものでございます。

その負担でございますが全体で1億円。大阪府と大阪市で4,900万円。残りを市町村が負担することになっておりまして、各均等で158万円を市が負担することになります。

現在、準備委員会が開かれておりまして、規約、その執行方法、業務状態などをどうするかということにつきまして、3月末をめどに発足させたいということございまして、どの市町村にどのような技術援助するかということは今、準備をしている段階でございます。その予算が、各市町村均等で2万円ということでございます。

次の2,000万円の委託料の件でございますが、下水道の管渠調査委託料でございます。今回、弥生町の方で公共下水道を引き取るわけでございますが、特に管の接続などを含めまして、若干、不備などがあることも考えられますので、それを調査したいということでございます。財源は、三井不動産の方からいただくという形でございます。

- 25番（天堀 博君） そうすると、簡単に言えば、学校みたいなものができるんですか。
- 建設部次長（山崎精二君） 財団法人でございます。それをつくりまして各市町村に技術援助をしたいということでございます。特にコンサル等を使って設計計画などをやるわけですが、

コンサルなどを使うことができない市町村もあるということを含め、当初の考えでは、比較的少ない17名ぐらいの人数で一番おこなっているところを主に技術援助をしていこうというものでございます。大阪府で直接技術援助ができるというものではございませんので、そういう外郭団体をつくるための出捐金でございます。

- 25番(天堀 博君) 直接、もう少し詳しく聞きますが、別に学校みたいなものでなく、財団法人の団体をつくり、そこから言われているようなおこなっているところにコンサル等を使って技術援助しようということですね。職員を派遣するとかもやるわけですか。
- 建設部長(浅井隆介君) 現在の一番の問題は、人的、技術的な不足でございます。そこで、府の職員なりOB、それから、既に下水道が100%に近い普及をしている地域の職員なりOBが、このおこなっているところの下水道事業の計画や事業認可業務、工事管理、補助金等の実務補助をするわけでございます。まだはっきり決まっておきませんので、そこまでいくかどうかわかりませんが、場合によっては、技術者の現地派遣もしていこうという組織でございます。府が直接できませんので、財団法人を設立いたしましてそういう人材を集め、いわゆる下水道後進市町村に対して援助をしていこうという団体でございます。
- 25番(天堀 博君) これは初めて聞いたので、問題がありそうな気がします。反対とは言いませんが、後で少し調べたいので、保留とします。
- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第66号は、原案どおり可決されました。

-
-
- 議長(穴瀬克己君) 日程第24「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第67号

平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「133,439千円」を「134,272千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,101,300 千円	145,660 千円	2,246,960 千円
第1項 営業収益	1,954,680 千円	125,660 千円	2,080,340 千円
第2項 営業外収益	146,610 千円	20,000 千円	166,610 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,217,611 千円	111,162 千円	2,328,773 千円
第1項 営業費用	1,899,524 千円	107,897 千円	2,007,421 千円
第2項 営業外費用	316,387 千円	3,265 千円	319,652 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「190,850千円」を「181,392千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	490,310 千円	113,300 千円	603,610 千円
第2項 工事負担金	307,300 千円	113,300 千円	420,600 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	681,160 千円	103,842 千円	785,002 千円
第1項 建設改良費	526,433 千円	103,842 千円	630,275 千円

第5条 予算第6条中支払利息及び企業債取扱諸費「290,196千円」を「291,843千円」に改める。

第6条 予算第7条中職員給与費「691,241千円」を「721,270千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「191,503千円」を「248,583千円」に改める。

平成2年7月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(岩井益一君) それでは、ただいま御上程をいただきました議案第67号「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、御説明を申し上げます。
今回、補正いたします主な理由といたしましては、一般会計同様、先ほど、御議決いただきました職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う所要の人員費と相まって、下水道工事関連

の受託工事費並びに負担金工事量増加に伴う建設改良工事費等の追加による所要の補正措置をいたすものでございます。

その主な内容といたしましては、まず、第2条において、当該職員給与費の増額に伴い、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正するものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額のうち、収益的収入について、給水収益と受託工事収益を合わせ、営業収益に1億2,566万円、預金利息として営業外収益に2,000万円をそれぞれ追加し、補正後の水道事業収益額を2億2,469万円といたすものでございます。

また、収益的支出については、損益勘定支弁職員に係る給与関連費2,689万7,000円並びに受託工事費追加分8,100万円と合わせ、営業費用として1億789万7,000円を追加し、また、営業外費用として、企業債利息並びに消費税各追加額を合わせて3億26万5,000円を計上し、補正後の水道事業費用額を2億2,877万3,000円といたすものでございます。

第4条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額のうち、資本的収入について、住宅・都市整備公団等の各工事負担金追加分として1億1,330万円を計上し、補正後の資本的収入額を6億361万円といたすものでございます。

また、資本的支出については、同じくさきの負担金工事費用として、資本的勘定支弁職員に係る給与関連費を含め建設改良費として1億384万2,000円を追加計上し、補正後の資本的支出額を7億8,500万2,000円といたすものであります。

第5条以下では、補正に伴う所要の手続でございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、96ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第25「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を

議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第68号

平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
【 支 出 】			
第1款 病院事業費用	4,674,959 千円	112,306 千円	4,787,265 千円
第1項 医業費用	4,471,160 千円	112,306 千円	4,583,466 千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,582,585千円」を「2,694,891千円」に改める。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成2年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

【 収 入 】

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業収益	1.医業収益		4,703,016	0	4,703,016	
			4,347,327	0	4,347,327	
		1.入院収益	2,446,142	0	2,446,142	
		2.外来収益	1,759,172	0	1,759,172	
		3.その他医業収益	142,013	0	142,013	
	2.医業外収益		245,689	0	245,689	
		1.受取利息配当金	750	0	750	
		2.他会計補助金	224,279	0	224,279	
		3.国庫(府)補助金	3,170	0	3,170	
		4.患者外給食収益	13,560	0	13,560	

	5.その他医業外収益	3,930	0	3,930	
	3.特別収益	110,000	0	110,000	
	1.特別収益	110,000	0	110,000	

【 支 出 】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業費用			4,674,959	112,306	4,787,265	
	1.医業費用		4,471,160	112,306	4,583,466	
		1.給与費	2,582,585	112,306	2,694,891	
		2.材料費	1,233,483	0	1,233,483	
		3.経費	489,856	0	489,856	
		4.減価償却費	150,147	0	150,147	
		5.資産減耗費	3,389	0	3,389	
		6.研究研修費	11,700	0	11,700	
	2.医業外用費		201,799	0	201,799	
		1.支払利息及び企業債取扱諸費	187,456	0	187,456	
		2.患者外給食材料費	13,167	0	13,167	
		3.消費税	1,176	0	1,176	
	3.予備費		2,000	0	2,000	
		1.予備費	2,000	0	2,000	

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第68号「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど、御議決をいただきました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び平成2年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定によりまして、病院事業費用中の給与費の補正が必要となったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明を申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用46億7,495万9,000円に1億1,230万6,000円を追加し、補正後の病院事業費用を47億8,726万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、25億8,258万5,000円から26億9,489万1,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号の提案の理由及び内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第26「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第60号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年12月18日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所
氏 名
生年月日
職 業

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第60号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育長として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております西川喜久氏が、12月21日をもちまして任期が満了いたします。

御承知のとおり、氏は、行政経験30数年の豊かな経験と優れた手腕を発揮され、教育長として就任以来、本市教育行政の大いなる発展を目指し、教育内容の充実、振興に渾身の努力を傾注されてまいりました。今後、さらに一層の御活躍を期待いたしまして再任させていただきたく、御提案を申し上げる次第であります。

西川氏は御案内のとおり、温厚誠実で教育委員会内部におきましても人望が厚く、教育関係者からも信頼され、人格識見ともに優れた方であると確信をするものであります。

お手元に御配付のとおり、住所は、和泉市久井町460番地の1。昭和4年11月8日生まれであります。

なお、今議会は、病気療養中のためお許しをいただきまして欠席をさせていただいておりますが、本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（天堀 博君） 2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

1つは、今、市長の提案理由を聞かせていただきました。お手紙もいただきましたし、市長、次長からもごあいさつを受けましたので、病気療養中であるということは、先刻、承知の上であります。その点では、市長として、近々、回復、復帰をされるという確信の上に立って、責任をもって任命されていると受け取るんですが、そのことの確認をさせていただきたいと思えます。

もう1点は、先ほども少し問題にしましたが、病気療養中で欠席の間、教育委員会の規定か何かで次長が代行することになっているようですが、先ほども申し上げましたように、いわゆる教育委員ではないわけですから、その点での問題点は多少残らないではないと思えます。その点での責任の所在あるいは責任をもってやっつけていかれるということの確認。

その点では、市長が責任をもって任命をされているわけですので、機関委任事務ということにかかわらず、一定、市長としての責任も果たさなければならぬと思えますので、その辺の

確認だけをしておきたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 恐れ入ります。ただいま天堀議員さんから2点にわたりまして御質問、御意見をちょうだいをしたわけでございます。

1点目につきましては、病気療養中でございますので、本議会に欠席させていただいておりますことはまことに恐縮でございますが、ひとつ御了承をいただきたいと存じる次第でございます。本人も意欲的でございますし、私も近々、復帰をしていただけるものと存じまして御提案をさせていただいた、こういうことで御了承を相賜りたいと存じます。

2点目の問題につきましては、先ほどからの御論議の中でも申し上げましたように、教育長不在の場合は教育次長が代行させていただくということで、万般、留守中に遺憾のないようにということで本人にも話しておるわけでございます。私も総括責任者の立場は堅持させていただきたいと思います。ただ、機関委任事務という事柄からすれば、教育内容の中立性もあろうかと存じておるわけでございますので、そうした点につきましては、教育委員会の内容の充実、運営に遺憾のないよう、私の立場からもくれぐれも留意をしまいたいと存じております。

以上、2点についてお答えを申し上げましたが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 市長の答弁を聞きましたが、欠席のままというのはいろいろと問題があると思いますので、できるだけ早く回復、復帰されることを願うものであります。昨日来の答弁にもかかわってくるわけですが、欠席のままということになりますと、それなりに問題点があるわけでありまして、病気というのはわれわれも人間でありますし、市長初め特別職の方にしても、明日どうなるかわからない。明日どころか、交通事故も多い昨今、極端に言えば今日どうなるかもわかりません。われわれとすれば、改選されて2年、残り2年足らずですが、病気療養している間は給与の保証はされても、それだけでは済まない。政治的、政策的な問題がどうなのかということにも関わってくることは、市長も十分御承知のはずだと思います。

今回の場合は、たまたま近々回復、復帰されるというところですので問題はないんですが、逆に言えば今回のことは、体が資本ですので、自分自身の体を大事にしなければならないのだと厳粛に受けとめております。その点からすれば、われわれも医者にどうのこうのと言うわけにはいきませんし、個人のプライバシーの問題もありますので、そこまで突っ込んだことはできません。しかし、厳粛な受けとめ方をする上からも、判断の材料が非常にないんですね。そのことも含めまして、また、先ほどからの責任の所在の点も含めて、今回のことでは、反対はいたしません、責任をもって任命に同意していくことはできませんので、保留の立場を明らかにしたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は、原案どおり同意されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第27「和泉市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会推薦第2号

和泉市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定により、議会推薦農業委員会委員として、次の者を推薦する。

平成2年12月19日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

氏 名	生 年 月 日	住 所

議会推薦第2号参考資料

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜粋

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 （略）

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5名以内

○ 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては議会推薦であり、先刻、御了解を願っております

ので、はなはだ僭越ではございますが、私より推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。

農業委員会委員に飯坂楠次君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名のとおり推薦するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、飯坂楠次君を推薦することに決しました。

なお、推薦されました飯坂委員さんには大変御苦労さんでございますが、和泉市の農政発展に御尽力を賜りますようお願いをいたしまして、これを終わります。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第28「高校40人学級の即時実施・私学助成の抜本的拡充を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第8号

高校40人学級の即時実施・私学助成の抜本的拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年12月19日

提出者

和泉市議会議員

松尾孝明

並河道雄

天堀博

坂口敏彦

木村静雄

西口秀光

友田博文

讃岐一太郎

高校40人学級の即時実施・私学助成の抜本的拡充を求める意見書

現在、高校教育を取り巻く環境は、極めて憂慮すべき状況となっている。

公立高校の場合、1990年度の新1年生より46名学級に手直しがされたとはいえ、1学級48名、1学年12～14学級という、いわゆるすし詰め・マンモスの状況は依然として続いている。私立高校では、今なお1学級50名以上・1校2,000名以上の学校が多数存在する。これらの現実は、しっかりした学力と、豊かな人間性をはぐくむ場として、極めて劣悪であることはいうまでもありません。東京都や富山県では、40人学級実施に向け、具体的な検討が開始されている。

また、大阪の私立高校の初年度納付金は、平均で55万円4,300円（公立の6倍）に達し、文字どおり父母負担の限界を超える状況となっている。格差是正の努力はされているものの、依然公立高校に比べて高く、公私間格差は解消されていない状況にある。

よって、国・府に対し次の事項を強く要望する。

記

- 1 早急に40人学級の実施に向け、教育条件整備に着手すること。
- 2 私学を取り巻く厳しい状況を認識され、私学助成の抜本的拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年12月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案趣旨の説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま局長が朗読どおりであります。同時に議長あてにもそういうことでの要望もまいっておるところでございますので、ぜひ皆様方の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第8号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第 29 「こども向け有害図書に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第 9 号

こども向け有害図書に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出します。

平成 2 年 12 月 19 日

提出者

和泉市議会議員

讃 岐 一太郎
木 村 静 雄
並 河 道 雄
西 口 秀 光
松 尾 孝 明
友 田 博 文
天 堀 博
須 藤 洋之進

こども向け有害図書に関する意見書

最近、こども達を取り巻く環境のひとつに、こども向け有害図書（セックスコミック・ポルノ雑誌）の氾濫がある。

内容は、不純異性行為を卑猥に、かつ、扇情的に描写し、目にあまるものがある。

しかも、こども達が容易に手に入れやすい状態にあることが過った性意識と性非行の低年齢化を進めている一つの問題ともなっている。

こうした状況をこども達の健全な成長を願う多くの市民は深く憂慮している。

よって政府は、出版社や書籍販売店等に対して自主的な規制や、社会的批判を行う運動の啓蒙や支援を行い、学校や地域において適切な対策を立てると共に国・地方をあげてすべてのこども達が 21 世紀に向け健やかに成長できる環境と条件を整えて行くことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 2 年 12 月 19 日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案趣旨の説明を願います。
- 2番（須藤洋之進君） ただいま局長が朗読どおりであります。よろしく御賛同をお願いいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第9号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第30「看護職の確保及び待遇改善に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読の前に意見書の文案にミスプリントがございますので、御訂正方をお願いいたします。
右側の意見書文案の中ほどの「記」の上の2行目、「看護職の大幅な要請・確保」とありますのを、「看護職の大幅な養成・確保」と御訂正方をお願いいたします。お詫びして訂正させていただきます。
（以下、朗読）

意見第10号

看護職の確保及び待遇改善に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年12月19日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄

坂 口 敏 彦

木 村 静 雄

早乙女 実
友田 博文
讚 岐 一太郎
西口 秀光
松尾 孝明

看護職の確保及び待遇改善に関する意見書

我が国において、医療の役割はますます大きくなりつつある。医療現場において、診療補助と患者ケアなどを担う看護職（保健婦、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士））の役割は極めて重要なものがあり、その十分な確保が図れるか否かは我が国の医療制度を左右するといっても過言ではない。

しかしながら、現在、看護職特に看護婦の不足が深刻に叫ばれており、患者への看護や看護婦自身の健康にも大きな支障をきたしているばかりか看護婦が集らず閉鎖する病棟・病院も出るなど、今後、深刻な影響が懸念されている。

こうした看護職不足は看護職の重要な役割にもかかわらず夜勤等に代表される過酷な労働条件や待遇の改善が看護婦等の忍耐と献身に依存して長い間、放置されてきたところに原因がある。

今後、我が国は高齢化や医療の高度化・専門化の進展そして保健医療や住宅医療等の普及によって看護ニーズがますます増大することが予測されることから政府は、看護職の大幅な養成・確保を図るために、下記のような緊急かつ抜本的対策を講ずるべきである。

記

- 1 看護職の抜本的待遇改善を図ること。そのため、夜勤手当の大幅引上げを含む看護職の給与改善と診療報酬の看護料の引上げを図ること。
- 2 人事院勧告の「2人で月8日以内の夜勤」のいわゆる2・8体制の完全厳守を徹底させること。また、そのための緊急増員を図ること。
- 3 3年制看護婦養成学校の拡充と定員数の大幅増員を図るとともに、看護婦学校の建設・運営に対する国の補助を強化すること。
- 4 看護大学及び看護学部を全都道府県に設置する「一県・一看護大学」を推進すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年12月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案趣旨の説明を願います。
- 5番（並河道雄君） 今、読んでいただいたとおりであります。特に看護婦さんにつきましては、3Kあるいは5K職場と言われるぐらい厳しい労働条件の中で頑張っておられます。人材の確保も非常に難しい状況でございますので、どうか趣旨御理解の上、議員皆様方の御賛同をよろしく願います。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。
それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。
（市長登壇、あいさつ）
- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。
去る18日、平成2年第4回定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多繁の折にもかかわらず長時間にわたって慎重御審議をいただき、御可決、御承認を相賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。
なお先ほど、平成元年度一般、特別、企業会計決算も御認定を賜りまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げる次第であります。
本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第であります。
いよいよ本年も余すところ10日余となりました。寒さも一段と加わってまいることと存じます。議員皆様方には、くれぐれも御自愛をくださいませ、平成3年のよいお年をお迎えく

でございますようひたすらお祈りをいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心からなる御礼のごあいさつとさせていただきたいと存じます。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

- 議長(穴瀬克己君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、深く御礼を申し上げます。本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことを、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意され、よいお年をお迎えくださるようお祈りを申し上げまして、これをもって平成2年第4回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後2時40分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 穴 瀬 克 己

同 副 議 長 原 重 樹

同 署 名 議 員 竹 内 修 一

同 署 名 議 員 松 尾 孝 明

同 署 名 議 員 森 悦 造

